

14.2イ-478
14.2イ
478



南支那及南洋調査第二〇八輯

支那内國關稅制度 其三

臺灣總督官房調査課



始





凡例

本書は既刊の支那内國關稅制度其一、其二の續編で、同じく臺灣總督府翻譯官井出季和太氏の調査研究にかゝるものである。

本書は前編で其梗概を説いた釐金制度を更に詳細に解説したもので、支那關稅制度研究者にとつて眞に貴重な參考資料である。

本書は執務並に閱覽の便宜を圖り、筆寫に代へるに印刷を以てしたもので、敢て公刊したものでない。

昭和七年八月

臺灣總督官房調査課

發行所寄贈



14.24-478

支那内國關稅制度 其三

目次

第五章 厘金

第一節 概 說

第一款 厘金の沿革	一
第二款 厘金の意義	一五
第三款 厘金の種類	一六
第四款 厘金の徴收機關	二五
第五款 厘金の税率	三七
第六款 厘金の利弊	四四
第二節 各地の厘金制度	四七
第一款 江蘇省	四七
甲 前清時代	四七
乙 革命以降	五三

目次

第二款 浙江省..... 六八

 甲 前清時代..... 六八

 乙 革命以降..... 七

第三款 江西省..... 八六

 甲 前清時代..... 八六

 乙 革命以降..... 九七

第四款 湖北省..... 一〇三

 甲 前清時代..... 一〇三

 乙 革命以降..... 一一

第五款 湖南省..... 一二六

 甲 前清時代..... 一二六

 乙 革命以降..... 一二〇

第六款 安徽省..... 一二三

 甲 前清時代..... 一二三

 乙 革命以降..... 一二五

第七款 福建省(附臺灣)..... 一二八

 甲 前清時代..... 一二九

 乙 革命以降..... 一四〇

第八款 廣東省..... 一四三

 甲 前清時代..... 一四三

 第一 抽厘の經過..... 一四三

 第二 厘金の種類..... 一四五

 一 百貨厘金..... 一四五

 二 其他の厘金..... 一四八

 乙 革命以降..... 一五五

第九款 廣西省..... 一五九

第十款 河南省..... 一六七

第十一款 山西省..... 一七一

第十二款 陝西省..... 一七五

第十三款 河北(直隸)省..... 一八二

第十四款 山東省……………一八八

第十五款 四川省……………一九三

第十六款 雲南省……………二〇〇

第十七款 甘肅省……………二〇五

第十八款 貴州省……………二一一

第十九款 奉天省……………二二三

甲 前清時代……………二二三

乙 革命以降……………二二八

第二十款 吉林省……………二三三

甲 前清時代……………二三三

乙 革命以降……………二三五

第二十一款 黑龍江省……………二三九

第二十二款 其他の諸地……………二三六

一新疆……………二三六

二 綏遠……………二三七

第三節 鐵道厘金

一 京漢(平漢)鐵道厘金……………二四〇

二 津浦鐵道厘金……………二四二

三 山東鐵道厘金……………二四六

四 滬寧鐵道及滬杭鐵道厘金……………二四九

五 甬海鐵道厘金……………二五〇

六 南潯鐵道厘金……………二五一

七 廣東省鐵道厘金……………二五一

八 京奉(北寧)鐵道厘金……………二五二

九 京綏(平綏)鐵道厘金……………二五三

十 其他の鐵道厘金……………二五四

第四節 特殊厘金

第一款 鹽厘.....二五九

第一 概說.....二五九

第二 各地狀況.....二六三

一 東三省.....二六三

 (一) 奉天省.....二六三

 (二) 吉、黑兩省.....二六四

二 山東省.....二六五

三 江蘇省.....二六六

四 浙江省.....二六八

五 福建省.....二七〇

六 廣東省.....二七四

七 廣西省.....二七五

八 江西省.....二七六

九 安徽省.....二八〇

十 山西省(附察哈爾及熱河鹽厘).....二八二

十一 陝西省.....二八五

十二 甘肅省.....二八七

十三 河南省.....二八八

十四 湖北省.....二八九

十五 湖南省.....二九一

十六 四川省.....二九三

十七 雲南省.....二九四

十八 貴州省.....二九四

第二款 阿片厘金.....三〇〇

第一 概說.....三〇〇

第二 各地狀況.....三〇八

一 四川省.....三〇八

二 雲南省.....三三二

三 山西省……………三三三

四 陝西省……………三三四

五 湖北省……………三三五

六 湖南省……………三四〇

七 廣西省……………三四三

八 廣東省……………三四四

九 福建省……………三五〇

十 浙江省……………三五二

十一 江蘇省……………三五五

十二 安徽省……………三五七

十三 山東省……………三五九

十四 直隸省……………三六一

十五 江西省……………三六三

十六 東三省……………三六四

第五節 厘金の減免

甲 前清時代……………三六九

乙 革命以降……………三七七

第六節 徴收取締

甲 前清の制度……………三八九

(一) 吏員に對する取締……………三九〇

(二) 商民に對する取締……………三九三

乙 革命後の制度……………三九五

(一) 吏員に對する取締……………三九五

(二) 商民に對する取締……………三九六

第七節 厘金收入

一 收入額……………三九九

二 收入の歸屬……………四〇四

支那内國關稅制度 其三

第五章 釐金

第一節 概 說

第一款 沿 革



厘金は常關稅と併立し、海關制度の確立と共に大平亂の結果生じた内國關稅の一である。釐金と云ふも敢て特殊の性質を有する稅種ではなく、其實體は常關稅の補完であり、又其擴張であり、之に依りて、臨時軍費を支辨し窮迫した地方財政を救濟したのである。支那は地方分權なるが故に、釐金の發達を來たしたと同時に、又釐金の創定に因つて益々地方分權の勢を助長したと謂ひ得るのである。即ち釐金賦課の原因は、當時總理衙門の意見に依れば、主として(一)髮賊及捻匪亂に依る地租の欠陥を補充すること、(二)軍事費支辨の爲の一時的權宜手段に出たことある。(註一)清初以來、商稅、雜稅等の裁革減收を見たと共に、開港當時尙海關收入として計上すべきものも少き際、隅々一八五一年の太平亂發生以來戰禍の爲に地租、關稅、鹽稅等重要の財源は破壊され、就中田園の荒敗に因り田賦は約三分の一を減退し、(註二)常關は東南諸省を通じて殆んど全部停閉したので

ある。乃ち咸豐二、三年（一八五二、三年）の交から頻りに團練捐輸の要を唱道建議するものがあるに至り、遂に同三年江蘇揚州に於て雷以誠が始めて釐金を試辦したものである。光緒會典事例に始めて「咸豐三年金陵失陷、餉源枯竭、大常寺（少）卿雷以誠治軍揚州、始於仙女鎮一倡辦釐捐」と記し、顧家相の浙江通志釐金門稿には、「江都屬境仙女廟商賈輻輳各業會館存舊釐資章程、名曰厘金」、又「同年五月辛酉擢以誠爲刑部右侍郎一命幫辦揚州軍務以誠因手定釐金章程初試行於米行每米一石捐錢五十文繼推及於各大行鋪每百分約抽一分由仙女邵伯諸鎮遞及裏下河州縣、則按月繳捐爲三板釐行商則設卡抽捐爲活釐商賈不病而軍餉以充」と記し、尙平定粵匪紀畧にも同種の記事を掲げ、各會館に舊抽厘金章程があり、遂に是月（六月）仿行以て軍需を濟し、行商の場合には獲利の厚薄に應じて從價二、三分を抽取することを説明して居る。而して殊に仙女廟地方に厘金を創辦したのは、江南は水陸交衝商賈輻輳の地であつたが、鎮江方面一帯は、髮賊の侵略を蒙り、道路梗阻し、商船は迂回し去つたので、自ら泰州仙女廟等が積聚繁華の區域に變じ、辦理上甚だ便利であつた爲である。當時北路は坐商が多く、行商は少かつたが、糧米、油、炭、布、棉、雜貨等は往來商販あり、隨處地に依つて宜を制した。蓋し仙女廟は、鎮江に外人の居留地を設置する迄は、内外人貿易の中心地であつた。（註三）雷以誠試辦の緣起に就いては、前記各業會館の章程に則つたと云ふ外、林則徐一文愿の法に倣ふたものであり、又主として策士錢江（字東平）の建議に出でたと云

ふ史實もある、左に是等事項に就いて検討せんごす。

第一に咸豐四年雷以誠の捐釐助餉疏には下の如く説いて居る。（註四）

晝夜思維求其無損於民有益於餉並可經久而便民者則莫如商賈捐釐一法、因裏下河百產之區米多價賤會飭委員於附近楊城之仙女廟邵伯宜陵張網溝各鎮略仿前總督林則徐一文愿之法勸諭米行捐釐助餉、每米一石捐錢五十文、計一升僅捐半文於民生毫無關礙而聚之則多、計自去歲九月至今祇此數鎮米行、幾捐至三萬貫既不擾民、又不累商、數月以來商民相安如同無事（中略）因此法商民兩便、且細水長流、源遠不竭、於軍需實裨益是以現在復將此法推之裏下河各州縣米行、並各大行、鋪戶、一律照捐、大約每百分僅一分、甚有不及一分者、云々。

前文林則徐の總督であつたのは江蘇時代であり、當時より遙か以前の事に屬し、且所謂一文愿の法は詳細に之を知るを得ないが、制錢一文の輕税を實行したのであつて、林則徐は固より釐金の首倡者ではないのである。（一文愿は一文捐（願）の義である）

第二には策士錢江の記事に就いては、顧家相が浙江通志厘金門稿に述べて居るが如く、諸書同異あれど雷以誠に抽厘を献策したのは事實である。胡鈞は其財政史の註に於て稍演本式の嫌はあるが、建議の情を下の如くに引證して居る。（註五）

適有歸安策士錢江懷刺來謁抵掌談籌餉之法雷公大悅爲上賓(中略)不旬日得餉十餘萬江又勸雷創設抽釐法以爲永久餉原、凡貨物皆抽助餉金一厘名曰釐金居者設局、行者設卡、月會其數、以濟軍需所取甚廉所入甚鉅云々。

錢江は先に事によつて褫革せられ、新臺に成となつたが、後釋されて雷以誠の幕下に投じ、軍需の調達に際し、釐金の徴收を建議したのである。但し錢江は又他の事故に依り、雷以誠の怒りに觸れて誅せられたと云はれて居る。(註六)固より錢江の建策に基くと云ふもの、前記雷以誠の奏文に在る林則徐一文愿の法に仿つたと云ふ事實は、雷以誠自身の言であれば、信するに足るものであるが、或は寧ろ厘金創設前から會館の實施してゐた同名の厘金章程を參照した様に思はる。

次に外國人の研究には、恐らく鹽、茶税其他商捐雜税等と區別を明確にしなかつた爲に、其起源に就て異説を生じた。例へば「グムパツハ」は、釐金は南京條約締結の翌年即ち一八四三年(道光二十三年)に實施され、其税率は僅かに一分のものが、其後二分五厘になつたと云ひ、「チャイナ、レヴュー」誌には、釐金の起源は姚道臺が准鹽制度を改正した一八四九年(道光二十九年)に溯り、即ち姚道臺は茶鹽の税を増徴し、後漸次他の百貨に及すべきものと記し、(註七)「バーカー」は山東巡撫の李德が一八五二年(咸豐二年)商人の捐金たる *Lion* (釐頭) を創設したと説いて居る。

「バーカー」の著が出版された當時、「テー、ケー、デンソイ」の厘金評には、釐金を稱するものは、一八五二年末頃に山東巡撫の李德が反亂靖定の爲に十省の要求に應せんとして之を創設したのである。而して姚道臺が二、三年前に同種の目的を以て之を實施したが、新税は當初から濫用され、戶部は之に對して一般的規定を公布したと述べて居る。(註八)然し「バーカー」等は東華錄を精讀せず、爲めに誤解した東華續錄咸豐二年(一八五二年)十月の條に左記の事項がある。(註九)

又諭、李德奏、援案請展減引年限又片奏、商捐釐頭等銀仍請暫停催徵各等語、山東鹽綱減引十萬道、前經奏准展道光二十八年至咸豐二年展限已滿(中略)准其援照成案、自咸豐三年爲始、照舊減運俟五年限滿再行酌復舊額其應征商捐釐頭及不敷公費銀兩亦着准其暫停俟咸豐四年即行催徵歸款。

右の商捐厘頭は厘金を指すものでないが、鹽に對する一種の附加税であり、厘金と同じく通過税の一種であることは明かである。更に同性質の税種を求むれば、古來行はれた商税等の大部、落地税等は之に該當し、又現に鹽に關しても厘局と同じく廠を設けて抽税したことは、明代以降其例に乏しくない。而して厘頭と云ふ税目は、鹽の場合は廣東は最近迄之を存し、尙從來南支臺灣又は江西等に於ては地租其他附加税、手数料等正税以外の不當の課徴を指したのである。(註一〇)

「エドキンス」が雷以誠の創定年度を一八五二年と記して居るのは、固より誤りであり、又「ウイ

「ド」の天津條約改訂意見書（一八六八年十二月）中、太平亂の結果一八五二年以降明に愛國的捐納が自由に課徴されたことは、正確でない。（註一一）

創定の場處は揚州地方であるが、光緒會典戶部職（卷十八）の條に「綜覈天下之釐金」ことあり、其註に於て咸豐三年（一八五三年）始めて上海に釐局を設立し、軍需を接濟すと記し、又光緒會典事例（卷二四一）にも是年（咸豐三年）蘇常疊陷し、僅かに上海一隅を存し、丁漕絲毫も收入なく、僅かに滬關稅項に資り、實に軍を贍らすに足らぬ、乃ち厘局を設け、次いで江北に厘捐を設立したと記し、上海の抽厘をば江北より先にして居ることは、實際と相違して居る。

蓋し上海は一八五三年九月七日より一八五五年二月十七日迄會匪劉麗川等の爲に占領せられ、其間居留地以外の支那官憲は悉く其機關を停止したので、自ら厘局を開設する機會がなかつたのであるから、恐らく上海の抽厘は前記一八五五年から一八五六年に亘り、少くも阿片に關し實行した様である。（註一二）其後太平賊が上海撤退の時即ち咸豐十年（一八六〇年）には既に上海は開港後十數年を経過し、外國貿易も漸次發達し、海常關の收入は相當見るべきものがあり自ら百貨厘金の徵收に關しても、外國人關係があつたにも拘らず、漸次之か實施を見たのである。江蘇財政説明書に上海の抽厘試辦期を咸豐十一年として居るのは、誤りである。（註一三）

其他各地に於ける厘金發達の狀況を見るに、前記雷以誠創辦の結果に鑑み、其推廣の建議に基き、

咸豐四年（一八五四年）兩江總督怡良、江蘇、巡撫許乃釗兼署漕督楊以增等は江南、江北地方の情態に應じて抽厘方針を立て、就中楊以増の籌餉案中には百貨抽厘を存して居るが如く、米酒炭布其他雜貨等に及し、又前記施行區域をも擴張し、收入を増加したのである。同五年には湖北巡撫胡林翼は揚州仙女廟章程に倣ひ、厘金を徵收し省城に鹽茶牙厘總局を置き、各州縣地方には水陸に局卡を分設し、尙抽厘章程を定め、（註一四）湖南巡撫駱秉章の奏に依り同年五月省城の外潭州、常德、益陽、湘陰、湘鄉、津市、辰州、洪江等に厘局を設け、其下に分卡を置いた。（註一五）江西は又軍餉を要すること多く、省城内外の各地を通じて局卡を設置し、又江蘇省楊常鎮屬の接續地、小河口、普安、新港、三江營、荷花池五局に於て抽厘し、同年十一月には吉林に厘捐を實施した。（註一六）同六年には盛京烏魯木齊地方に於て綿花厘金を徵收し、四川に於ても亦厘金を開辦し、湖南は更に厘局を諸地に増設し、同七年には湖北地方の厘金制度を擴張し、省城に牙厘總局を設け、吉林に於ては舖商に對する日厘捐を設け、（註一七）同八年には九江に坐厘を試辦し、（註一八）同年河南に於ては水煙、藥材、茶葉の三大宗品に對して抽厘し、其餘の紬布皮貨等は一概に必しも之を課徴せぬこととし、陝州、荆子關等の各局及沿河の各卡の委員、丁役を裁撤し、抽稅事務は地方官の經理に改めた。安徽の厘金は又曾國藩の創定に係り、同年盱眙縣、蔣壩の厘金を以て防堵費に充當し、福建に於ては百貨厘金を抽收し、廣西に於ては桂林、平樂、梧州、鬱林、潯州、柳州、慶遠、南寧、泗城、

百色等に亘つて始めて厘局を設け、廣東に於ては北江の蘆包、西江の後瀝及東江の白沙に廠を設けて抽厘し、天津地方は閩粵船隻の白河に入るものに對し、大沽に於て抽厘し、又天津には鹽厘を徵した。(註一十)同九年には山東登萊青三府屬及煙臺等海口に於て抽厘し、(註二〇)山西に於ては省城に籌餉局を設け、行商の藥稅及百貨厘捐を四路の各隘口に試辦し、局卡七處を設けた。芝罘に在つては民船の多くが天津の課稅を連れんがために入津を増加したので、抽厘を開始したのである。(註二一)同十年には兩江總督曾國藩は湖南の例に依り、江西に一局を添設し、又長沙に東征局を設立し、鹽茶貨物に對して本省厘金の外、半厘を加徴し、廣東に於ては同年韶關及肇慶府にも厘卡を設け、同十一年には坐捐を徵收した。(註二二)安徽省城厘局所屬の下に五卡、皖南厘局及淮北厘局所屬に各三卡を設け、貴州に於ては鹽厘を徴し、臺灣の如きも始めて淡水に試辦したのである。(註二三)同治元年には更に廣東、江寧、河南等に局卡を増設し、殊に廣東には釐務總局を設け、各州縣の厘廠を統轄した。同年四川省に於ては咸豐四年以來徵收した鹽厘の徵收をば委員制に改め、浙江省に於ては衢州に牙厘總局を設け、(註二四)又周口、三河尖兩處にも派員抽厘し、安徽にては茶厘を徴し甘肅にては回變以來甘總督の譚鐘麟が一時抽厘したことがあり、(戶部陝西奏稿)同二年には厘捐總局を設置し、又安徽及江蘇には各牙厘總局を設け、同三年には天津縣に双廟旱卡一處を添設し、専ら車運貨物を驗し、淮北淮南には設局し、淮北を總局とし水陸共に抽厘し、福建省に於ては同

年三月厘務を整理し、稅務總局を設け、(註二五)同年蘇州に於ては江蘇巡撫の李鴻章が牙厘總局を設け、道臺をして之を管理せしめ、百貨に對して牙商の特許料及厘金を徵收した。(註二六)同四年には江北厘捐總局をば金陵厘捐總局に改め、江寧、杭州、通州、海門各屬巡官を管轄することにし、同五年には浙江に於ては茶厘を改訂し殊に當時既に抽厘區域を上海租界に擴張し、同六年には湖南は分局を整理して厘金鹽茶總局とし、吉林には鹽厘を抽收し、次いで同八年に至り、左宗棠が甘南に厘局を開辦し、牙帖捐百貨捐を徵收し、鹽茶は貨厘に入れて徵收した。(註二七)廣東省に於ては百貨坐厘を省城、佛山、江門、陳村等繁盛の區に及し、商人の請負制となし、同十年天津に在つては従前より存した義館厘捐を天津厘捐局に改め、又洋藥厘捐局を設けた。(註二八)同十三年雲南省に牙厘總局を設け、雲南府外十二府一廳に局卡を分設し、又鹽厘を徵した。全國十八省の外滿州地方に及ぶ迄一帶に開辦し、光緒年間に至つても或は時に局卡の廢合を實行したが、前後を通じて數十年間に、水陸各地に亘りて局卡は鱗次櫛比し、所謂山巔水涯にも之を存し、又私局の繁興があり、既に創辦の當初咸豐四年(一八五四年)軍機大臣等の奏文には、大江南北捐局過多にして、官私錯雜すと記し、同五年及同十年の諭に於ては何れも江北地方の厘局林立の狀を述べ、就中中南部長江沿岸等水踏に盛行を見たのである。次いで同治三年(一八六四年)の諭には其弊害の大なることを擧げ、同時に「見在東南等省大局雖已稍定、而厘廢待舉、需用浩繁、於厘金款一本未盡議裁」と

記し又同五年總理衙門の奏文中にも「現在軍務雖_レ鬆需用尙急、祇宜裁減_二不能_三盡裁_一課稅司欲_レ停_二厘金_一者非也」と記し、更に同七年外國側の開港周圍三十支里内免厘の提案に對しては、廢厘の尙早を主張し、「貨物散漫倫漏、其弊不可_レ勝言_一實與_二軍務_一有_レ礙、此係_二中國自主之事_一、一俟_二軍務肅清善後事宜完竣_一自應_レ將_二收稅章程變通_一即將_二厘捐_一裁撤以期_二惠普_一商民_也」^(註一九)と記してゐるが如く厘金は戰時の臨時稅が靖亂後の復興課稅となり、次いで重要な地方稅となつたのである。(註二九)故に其積弊を除去し得ないのみでなく、之が廢止も到底期待することが出來なくなつた。蓋し咸豐八年(一八五八年)の天津條約に於ては、厘金其他内地通稅免除を規定し、其後同治七年天津條約改正提議のあつた頃より、裁厘に關する問題を生じ、光緒二年(一八七六年)の芝罘條約に於ては居留地内の免厘を約し、同五年には賣官制の廢止を行ひ、同時に廢厘も實施せんと企圖したことがあり、(註三〇)遂に光緒二十八年(一九〇二年)「マッター」條約に於て裁厘加稅に關する事項を規定したのである。而して厘金の改正としては、曩に同二十六年(一九〇〇年)以降局卡の廢合、稅率の低減を期し、諸地方に統捐制を設け、厘金の統一を計り、民國に迫んでは統捐を更に貨物稅に改め、革命政府は善政の一段として夙に廢厘計畫を標榜し、現に民國二年に至り次第に改革を計り、四川、浙江等は又統捐に改め、湖北は過境銷場稅に改め、江蘇は貨物稅に改め、福建一省は商捐に改辨したが、收數減退の爲め、後又復活し、湖南、貴川、陝西、山西、直隸、河南、山東、福建、廣東、雲南等十省は

從來同様厘金を徵收し、江西、四川、浙江、廣西、甘肅、新彊、奉天等七省は又統稅、産銷稅等を実施したが、各省共動亂政爭に依つて軍費の支出が増加せる爲め、一増厘金の徵收を必要となし、殊に地方分權の發達に従つて、厘金は依然として地方政府唯一の財源となつたのである。故に民國を通じて關稅改正問題の發生する都度、即ち一九二一年の華府會議に於ける支那委員の提案を始めとし、一九二五年十一月北京關稅特別會議の自主權承認を前提とした一九二九年一月一日以降廢厘すべき決定も實現せられなく、次で一九二七年南京國民政府設立後屢次廢厘計畫があり、其間變相又は化相の厘金と謂はれた特別消費稅の存廢改訂等があり、遂に一九三一年一月關稅自主に伴ひ國民政府勢力範圍内の數省及奉天省等に於て廢厘を聲明し、新統稅又は營業稅の創定を見るに至つたが、四川、雲南、其他西北地方に在つては、阿片を始め諸品に對して厘金又は類似的課稅を徵しつゝあり、又營業稅の如きも從來厘金中の坐厘を換骨奪胎せしめたものに止り、支那の國情からして果して收益稅として之を完全に實施せらるゝや否やは頗る疑問である。

(註一) J.V. Gumpach, "The Treaty Right," pp.63

(註二) 太平亂の結果江蘇の地租は南京及蘇州の管轄内に於て從來三百十餘萬兩のものが百十四萬兩に激減し、江西、東湖北、北湖南及河南に於ては田地の荒廢甚しく、穀納をば金納に改め、或は中央政府に對して米糧約五百萬擔を解送したものの折銀(銀に換算)した省の例を見るに、五分の一に減退した云々。(Parker, "Financial capacity of China," Journal of N. C. B. of A. S. pp.96-8, 121-2)

(註三) 光緒會典事例卷二四一、粵匪紀略卷三、浙江通志厘金門稿卷上、湖南釐務彙纂卷一、Meyer, The Treaty Ports of China and Japan, pp.426

(註四) 皇朝經世文續編卷五六(盛康)皇朝政典類纂卷九八、東華續錄咸豐二

(註五) 浙江通志釐金門稿卷上、胡鈞中國財政史講義

(註六) 浙江通志釐金門稿卷六、東華續錄咸豐二

(註七) J. V. Gumpach, "The Treaty Rights" pp.59-7, 267, Parker, China" pp.227, China Review XXV, pp. 51

(註八) China Review XXII, pp.205

(註九) 東華續錄咸豐二年十月條

(註一〇) 商捐厘頭の税制は、乾隆六十年(一七九五年)始めて山東に創設したのである。當時鹽商の公議に基き鹽を運搬し深關に至る時は、引を按じて厘頭を拔取し、後公費不足の爲に又引を領するときに之を併徵し、毎引に付二錢を交納せしめ、之を商捐厘頭と云ふた。次で道光七年(一八二七年)及同二十九年に改訂し、舊引を載取し、専ら新引を交付したとき、別に商捐厘頭及面封公費の二項を以て之を抵補したことがあり、後咸豐二年以降暫く停徵し、山東巡撫の請に依り、當時迄四十餘年間停徵しないを記してゐる。(山東鹽政沿革史、鹽務署編清鹽法志山東部) 廣東常稅雜款の中には、擔頭、船頭其他雜多の附加税と共に厘頭がある。(廣東財政說明書) 尙近年廣東鹽場收入中には厘頭銀を併徵してゐる。(鹽政雜誌民國十三年第廿九期)

鹽税以外は、例へば江西省に於ては地丁漕米收錢の外、幕支書辭、差役等下役の收入に歸する厘頭錢があり、其他南支臺灣等にも同一名稱の附加税、不當課税がある。(江西財政說明書、臺南縣志)

(註一一) I. Edkins, The Revenue And Taxation of The Chinese Empire, pp.226 Correspondence respecting Revision of the Treaty of Tien Tsin (1871) pp. 443

(註一二) G. Lanning, The History of Shanghai, pp. 299-314 Montalto de Jesus, Historic Shanghai, pp. 59-84, 104-125,

(註一三) 東華錄に依れば、咸豐六年七月曾國藩は兵を江西に督し、軍餉缺乏の爲に上海に於て抽厘し、之を接濟せんと上奏し

政府は上海は夷人の通商口岸である關係上、抽厘の舉は夷税に窒礙あるを虞れ、怡良、吉爾抗阿等をして事情を調査せしめた結果、商情に支障があり、又江蘇の軍費は已に多きが故に、上海の厘金は留めて蘇省に給費すべきこととした。尙同年東華錄の文中には、「上海雜處華夷、該地方官紳年餘以來辨理尙屬相安、若再別行派員前往辨理一實多窒礙」云あり、鴉片事略の著者は、「咸豐五、六年間東南各省奏請抽厘一充餉始自江蘇之上海一定以二每箱二十四兩一記し次で咸豐七年の論には、軍機大臣等德興阿等の奏として、「惟捐輸抽厘總宜一事歸一畫一方不致商民藉口一上海地方商販固形旺盛、而本處地方已早有抽厘之舉、若再由江北派員往收、是同一貨物而兩處抽收不似迹近重徵一旦章程亦難歸一畫一」今德興阿等請由江北派員赴上海勸捐抽厘一揆諸事理一必多窒礙」云あり、兩地間の重徵の弊を指摘して居る。同八年(一八五八年)南京巡撫の河桂清は上海の抽厘を非とし、之に代へるに別に捐輸を擧げて居た。(東華續錄咸豐六年六月條、皇朝政典類纂卷九六、九八、皇朝掌故彙編內編一五、浙江通志厘金門稿卷上、江蘇省財政說明書、江寧李圭小池鴉片略卷下)

(註一四) 大清會典事例卷二四一、湖北通志卷五

(註一五) 湖南厘局の建置年度に就いては、諸書出入する所がある、財政說明書に依れば省河局湘潭局、城陵磯局、岳州局、益陽局、其他數局は咸豐初年と記し、而して瀏陽局を同五年とし、醴陵局を同六年として居り、湖南通志に依れば、五年五月には省城總局の外に多くの局卡を設置することとして居る、但し湘良の湖南釐務彙纂中の局卡與革表には、咸豐五年に捐厘公局を始め、湘潭、湘陰、益陽、湘鄉、津市、常德、辰州、洪江等九局を設け、同六年には瀏陽、醴陵、安化、鹽茶、衡州、龍江、邵陽、新化、岳州等十六局を設け、同七年には永州及平江の二局を設け、同十年には衡山局を設置し、其後同治より光緒に亘り尙建革があつたとして居る。(湖南通志卷五九、湖南釐務彙纂卷九)

(註一六) 皇朝掌故彙編內編一五

(註一七) 吉林通志卷四三

- (註一八) J. V. Gumpoch, "The Treaty Rights," pp.309
- (註一九) 廣東省財政說明書、同治中興京外奏議約編卷三、皇朝政典類纂卷九八 Parker, "China," pp.229
- (註二〇) 山東三府屬の抽厘は、掌故彙編には咸豐八年十一月と明記して居る。
- (註二一) Parker, op. cit. pp.229
- (註二二) China Review, VII. pp.201-2
- (註二三) 臺灣に於ては咸豐十一年(一八六一)知府洪毓琛が命を奉じ、候補知府程榮春を派し、淡水に厘局を設け、百貨厘金を試辨し、輸出の土貨と輸入の阿片に對して課税した。(淡水廳去卷四、臺灣通志(稿)卷五)
- (註二四) 四川省に於ける鹽厘の一種である夔厘は、咸豐四年の創辦に係る。浙江省の厘金に關しては、大清會典事例には同治元年衢州府に牙厘總局を移し、省城に設け、杭州、金華、嚴州三府を除き、其他八府に府局を設け、省城に隸屬せしめ、分卡は府屬に統轄した旨を記して居るが、浙江通志厘金門稿の考證に依れば、浙江省の厘金は咸豐十年前に存したが年月は不明であるとし、財政說明書には、同治二年に章程を更訂したとあるのみで、又年月を明記してない。而して總局移轉の年度に就いては、報銷冊より立證して同治三年に在りとして居る。(四川鹽法志卷二六一、浙江省財政說明書、浙江通志厘金門稿卷上)
- (註二五) 福建の厘金總局は會典事例には、同治四年の設置と記して居るが、福建省例には設置の月を三月と明記して居る。(福建省例卷九、七關商稅改歸局辦章程)
- (註二六) J. Elkins, "The Revenue and Taxation," p.225
- (註二七) 大清會典事例二四一、戶部陝西司奏稿
- (註二八) 天津の義館厘金が同治十年に設けられたことは、會典事例と天津府志とが一致して居るが、洋藥厘金の設置に關しては、天津府志は「同治元年二月三日通商大臣崇奏明設局派員抽收洋藥厘捐」と記して居る。(大清會典事例卷二四一、天津府志卷三三)

- (註二九) 大清會典事例卷二四一東華續錄咸豐條、皇朝政典類纂卷九八、一〇〇、同治朝籌辦夷務始末卷四一、六三
- (註三〇) Parker, "China," pp.222

第二款 厘金の意義

厘金の概念は緒論及常關稅の部に於て之を一言したが、茲に更に其意義に就いて詳論せんとする。厘金は各省間又は同一省内の水陸各地を通過出入し、其他通過貿易に關係ある内外貨物に對して課徵する内國關稅であるが、實際に於ては關稅以外の消費稅又は營業稅等稅種をも包有して居り名實共に學理的に體系を立つことは困難である。自ら厘金又は類似の稅目の外に通過稅以外の稅項をも便宜説述するのである。左に厘金の意義を解折する。

第一に厘金と稱するは、創設の際從價一厘を課稅するの義に基き、之を課し敢て特殊の性質を有するものとして明文を設けたものがないばかりでなく、又慣例に於ても其範圍を明に限定して居らず、只創辦以來原則としては内地の通過稅に屬するものを指示し、兼ねて通過稅以外の課稅を包含して居る、從つて厘金は悉く内國關稅であると云ふことは出来るが、而し厘金は關稅でないと言は著しき謬論である。

第二に厘金は通過途中の課稅に限らぬ、發送地又は到着地に於ける貨物をも捕捉するものであり、消費稅中の一形式である所謂運送稅、營業稅其他に屬するものをも存して居る。

第三に厘金と稱するものゝ中に通過税以外の税種を包むと同時に、厘金と名けぬものゝ中にも之を存し、又厘金は厘金局のみに於て徴收するものに限らず、即ち厘金局の名稱を改めた税局は勿論、海關又は常關或は地方官廳又は郵便局等に於ても亦之を徴收して居る。

第四厘金開辦の前後時代を通じて課徴したものゝ中、常關税を除くの外、厘金と同性質の税種であるが、沿革上又は便宜上厘金より除外して特設されて居るものがある、例へば特産品に關する諸課税落地税の一種又は雜税、雜捐等の如くである。

第五に厘金は常關税と同じく水陸兩處に存し、其課税物件は内國貨物の外に外國貨物に對しても適用し、且つ其所有者は固より内外人の別を問はず、又常關税と同じく貨物の外に船舶にも之を課税することがある。(註一)故に船舶課税の有無を以て常關税に對する區別の標準とすることは出来ぬ、而して一特例として前清時代又は近年に於ても輸出又は輸入の婦人に對して課徴したことがある。然れども漢代に於ける人頭税的の關税と異り、人を貨物視して課税したのである。(註二)

第六には厘金の意義は前記の如くであるが故に、條約上の通過税制度又は廢厘加税計畫等に定めて居る厘金の意義及限界とは必しも一致するものでない。(註三)

第三款 厘金の種類

厘金は徴收方法其他より考察して、凡そ左記の種類に分つことが出来る。

第一、徴收の機會より分たば、課税の場處又は度数を標準とし、場處的には普通に發送地厘金(Departure likin)、中途厘金(Transit likin)及到着地厘金(Arrival likin)がある。發送地厘金に入るものには起厘、出産税、出江、出山等の種類があり、中途厘金に入るものには驗厘、行厘(活厘)、進省、過境税等の種類があり、到着地厘金に入るものには坐厘(門市厘、板厘)、牙厘、埠厘、落地税、銷場税等の種類がある。度数よりせば、普通諸地に於て重課するものを統一した統税、統捐又は全税、總税等があり、起驗に分つものには一起一驗制又は二起二驗制がある。是等諸税は徴收法の部に於て各説明するも、茲に特に注意すべき統捐、産銷税、落地税、行厘及坐厘等に就いて概説する。

(一)統捐(税) 本制は一局に於て徴收すれば、他の局卡では只貨物の検査に止め、再徴せぬものを指し從來の起驗制に依る二回又は四回の徴税、其他數次の重徴をば一括し、又固より附加税をも併合し、總て一物一税主義を採用したのである。統捐又は統税と名けて施行したのは、光緒二十六年(一九〇〇年)江西を始めとすれども、實質上の統税制は、既に同治年間浙江に於て之を試辨し、又其後光緒二十四年(一八九八年)陝西に於ても之を開辦したのである。而して統捐と稱するも、統捐の實がなく、或は一部統捐を採用して落地税其他の課税を併存するものがあつた。江西省は光緒二十六年以降同二十八、九年に亘つて次第に統捐制に改め、同三十年(一九〇四年)更に之を擴張したのである。湖北は又竹木に就いては同二十六年に之を試辨し、廣西は同二十九年(一九〇三年)計畫

し、同三十一年に之を實施し、四川は同三十年に出産税を改めて統税とし、民國二年(一九一三年)に至り、百貨に關して之を實施した、貴州は光緒三十年に土藥統税を採用し、同三十四年に停止した。湖北、甘肅、直隸は同三十一年(一九〇五年)、奉天は同三十二年江蘇は同三十三年(一九〇七年)に各之を實施し、安徽は同三十二年に磁器に對し、同三十四年に紙類に對して之を採用し、新疆は宣統元年(一九〇九年)、陝西は同三年各之を實施した。

本制の實施は効果を示したので、前清時代既に戶部は全國の厘金制度を統一せんとし、各省に對して鹽及阿片以外の大宗貨物をば統捐に改むべき旨を通牒する所があり、民國に至つても同四年末及同八年九月未だ統税制を施行せぬ各省に向つて之が實施を訓令したのである。江西に於ては民國十五年統捐の外に商捐をも實施し、廣西に於ては同十六年統税を改訂し、湖南に於ては同十四年以來統捐を計畫し、民國十八年之を施行し、河南省に於ては民國十四年統税を存したが、外に産銷税又は石炭厘金を徵收した。

(二)産銷税 本税は出産税及銷場税を指し、光緒二十八年(一九〇二年)英支「マツター」條約並に同二十九年の日支追加條約等に規定し、一方同二十九年廣西省に於ては銷場税を設け、次いで同三十二年(一九〇六年)奉天省に於ては産銷税を規定し、江蘇、湖北、吉林、黑龍江、四川等に於ては出産税及銷場税又は出産税或は銷場税を設くるに至り、殊に落地税の名を避け、銷場税と改めたものが

ある。而して産銷税は出産地又は消費地に於て課税し、通過途中に於て課税せぬを主義とするが故に、統捐制の一種であり、又特別消費税の先驅を成すものである。

(三)起驗制 本制度は從來から一起一驗と二起二驗との兩法がある。前者は起運第一局卡に起厘一次、第二局卡に驗厘一次のみ徴し、後者は其他尙第三局に起厘一次、第四局卡に驗厘一次を徴するものである。江西に於ては咸豐十年(一八六〇年)に兩護兩驗を實施し、光緒二十七年煤厘に就いては一抽一査に改めた。浙江に於ては同治の頃に一起一驗を實施し、光緒二十二年には之を浙東にも採用し、統捐の實を擧げ、福建に於ても同治六年以來兩起兩驗制を施行し、民國に至り一起一驗に改め、或は兩起兩驗とし、近年又一起一驗を復活した。廣東に於ては清末内河厘金に一起一驗制を適用した。

(四)落地税(捐) 本税は鈔關税の制定前、即ち宋代以降に發達した内地通過税の一種であり、貨物が消費地に到着の際に課税する。由來常關税又は厘金以外に特立した地方税に屬したものを商税と同一く漸次常關税に包含し、次いで厘金に併合したが、其他雜税、雜捐等地方廳の管理に屬するものも少なくない。本來落地税は章程として定めたものがなく、税吏の勤索に係り、其弊が甚しかつたので、清初以來之が禁令を發したのであるが、内國品の外に外國品に對して落地税を課徴すべく規定したものは、江蘇、江西、湖北、湖南、安徽、山西、甘肅等に其例を見たのである。(註四)

而して從來普通内國品に對して落地税を課徴する外、子口税制度の牽制策として輸入外國品に對して之を徵收するときには、多くは子口單を撤消し、其貨物が支那人の手に歸るときに内國貨物と同視して之を課税し、又一方外國輸出を目的とする内國貨物に對しては、同種の目的を以て其貨物の發送前即ち支那人の手に在る間に生産税としての落地税を課徴し、或は三聯單添付の貨物に對しても課税した實例がある。

落地税本來の意義は名目の如く、多くは銷場税に該當すべく、自ら之を銷場税に變名し來つたが、總理衙門其他の説明の如くに漸次生産税として貨物の發送前に課税するものがあつたのである。

(註五)

(五)坐厘 本税は五代以降の住税に該當するものである。厘金が單に通過税のみでないことは、主として坐厘の存する爲である。而して坐厘は其買入價額又は賣上高に依り、或は其取引商況等を斟酌して課税するのであるから、營業税の一種に屬し、請負制の場合は一層其特色を存して居る。本税は厘金創辦當初より存し、廣東、湖北、湖南、安徽、陝西等に於ては何れも咸豐年代より之を試辦し來り其後江西は同治五年に於て之を開辦した。門厘又は門市厘は、坐厘と同じく湖北、湖南等に於ては咸豐年間に開辦し、其税名は商舖の取引貨價を門條に貼布した爲に生じたのである。牙厘の如きも問屋商店に課する厘金にして、坐厘等と同種類である。坐厘は銷場税と共に到着地厘金の

の系統に入るべきも多くの銷場税に見るが如くに貨物が消費地に到着した際に通過を條件として課税するにあらずして、賣買取引に對して課税する點が異なるのである、但し江蘇坐買捐の如く銷場税と同一のものもあり、又或は落地及出産を門市に併入し、一律に之を辨理すべしと主張したものがあつた。(註六)

第二、徵收組織より分たば請負の有無に依つて之を見れば、一は普通官吏の徵收する直接管理法があり、之を散收と云ひ、一は私人の徵收する請負法があり、之を商辦、包辦又は包商等と云ひ、前者には其委任の形式に依つて區別せば官辦、紳辦又は官紳兼辦がある。是等は散收の場合に在つても定額制を採り、實徵實解主義に依らぬときは、一種の包辦に等しく、常關税の部に於て述べた如く、普通の請負法に對して所謂官治請負制と謂ふべきである。包辦には(一)營業團體が其團體員に對して税局に代つて徵稅事務を請負ひ、就中貨物の生産者若しくは轉運者が毎年納稅額全部を豫納するものがあり、(二)營業者以外の者が營利の目的を以て一定の稅額を請負ひ、多くは貨物の生産者若しくは轉運者でない者が毎年税局に對して之が契約をなし、或は假令請負の當事者は前者と同じく同業に係るも、其經理人は業外の人である。江浙地方では前者をば認捐と云ひ、後者を包捐と稱してゐる(註七)。包捐は専ら營利を目的として苛斂誅求に努め、政府の收入を減額せしむる傾向があるから多く採用して居ない。現に江蘇の如きは之を禁止し、浙江に在つても前清時代より其包攬の

害を認めてゐたのである。(註八)

第三、貨物の種類より分たば、普通厘金と特殊厘金とに分つことが出来る。普通厘金は一般貨物に對する所謂百貨厘金であり、特殊厘金は沿革上特殊の貨物例へば鹽、茶、生絲、阿片等の特産物及煙草、酒、砂糖、家畜等に對する各厘金(所謂貨厘)、其他雜稅、雜捐等の中に在る各貨物に對する厘金がある。但し各地又は時代に依つて百貨厘金及特殊厘金の限界は區々であつた如く、必しも一定することは出来ぬ。

(註一) 厘局に於て船厘其他の名目を以て船稅(捐)を徵收して居たことは、咸豐八年湖北に於て創辦して以來、湖南、浙江、江西、江蘇(滬屬)、貴州等に於て之を見たのである。(湖北通志卷五〇、沈文肅公政書卷一、湖北、湖南、浙江、江蘇、貴州等各省財政說明書)

(註二) 「パーカー」に依れば、一八八一年回亂の結果、四川より荒廢に歸した陝西に對して婦女の大輸出があり、又上海に向つて婦女の輸出を増進し、常關官吏は巡警の默認を得て女一人に付輸出厘金二志に該當する額を徵收し、其他地方にも婦人を貨物視して輸出した例がある。マクゴランの說に従へば、温州よりも上海に對し盛に婦女を輸出し、其價格は從來一名十元乃至三十元のもので、六十弗以上二百弗に暴騰したと云ふて居る。民國十九年秋福州に移入される外縣又は外省より購入した婢女に對し、其價格一人二百元乃至三百元の二割五分即ち五十元乃至七十五元を海關通過の際便宜之に課税し、更に之に消費税を加徴し婢女捐と云ふた。(Parker, China: Past and Present, pp. 386-7, Journal of the U. S. of the R. A. S. 1885, vol. XX, pp. 45, 民國十九年九月廿四日閩報)

(註三) 民國十四年十月以降北京關稅特別會議の際、廢厘案に對する支那側の一解釋に依れば、厘金中には坐厘、埠厘、銷場稅の外、落地稅をも含ましたが、裁厘補償問題に關する委員主席曾宗鑑の廢厘に關する限界は、民國五年及八年の豫算に依ることとし、且つ通過稅に限り生産及銷場稅等を除外した。而して支那側の調査に従へば、坐厘及商捐は慣例に依り、厘金局又は其課稅系統内に在れども、全然厘金に非るものと居り、又民國十七年七月國民政府の計畫した國內通過稅裁撤條例に依れば、通過稅中厘金體系に屬するものと認め得べきものを厘金、統捐、統稅、貨物稅、鐵路貨捐及小包厘金とし、落地稅は通過稅と同時に撤廢を期し普通厘金と別途に規定して居る。

(註四) 前清に於ては夙に明末の陋習である地方落地稅の弊害を見、屢次之が裁革を企圖し、例へば順治元年(一六四四年)には直省州縣の零細な落地稅銀を嚴禁し、同二年には陝西省の落地稅銀を禁革し、同四年には州縣落地稅の名義を藉りて設立した私稅を禁止したが、康熙二十年(一六八一年)には福州閩安落地稅を徵收し、同五十一年(一七二二年)には通州張家灣等の落地稅を課徵し、雍正年間に至つて又其弊が多くなつたので、時々禁止命令を發布して居る。雍正四年(一七二六年)七月廣東巡撫楊文乾の奏文に依れば、廣東落地稅には正項の外に督撫司道より府州縣に至る迄、何れも規禮(附加稅手數料)があることを記し、又落地稅の盈餘を以て買穀を請ふの上申があつた。同七年都察院左都御史の奏文には熱河にも落地稅を徵收し來つたことを記し、同年十二月内閣の奏議中には各處地方官吏が落地稅銀を徵收し、其盈餘は悉く私囊に收め、公收極めて少きことを指摘し、又同八年の聖諭に於ても各處落地稅銀の大半は地方官吏の侵漁に入ることゝ述べて居る。其取締に就いては同四年以來禁令を發し、同九年には不正誅求に對する處分を定め、同十一年には各地に於て徵收する落地稅銀收をば雜稅案内に併合し、造冊題報せしむることとし、殊に同十三年(一七三五年)の諭文には、落地稅の實況を述べた上、之が整理方針を定めて左の如く記して居る。

「朕聞各省地方於三關稅雜稅外一更有三落地稅之名一凡優錫箕帚薪炭魚蝦蔬菓之屬、其值無幾必查明上稅、方許交易且販自三東市一既納課貨三於西市一又復重徵至三於鄉村邊遠之地一有司自身所不レ及或差三胥役一徵收、或令三牙行總繼一、其交レ官者甚微、不レ過三飽三姦民猾吏之私橐一而細民已重受三其擾一矣、著通行內外各省一凡市集落地稅其在下府州縣城內人烟湊集貿易衆多且官員易三於稽查一者上照レ舊徵收、但不レ許三額外苛索一、亦不レ許三重復徵收一、若在二鄉鎮村落一則全行三禁革一、不レ許下倉官吏假三借名色一巧取上、著三該督撫一將三通省額徵稅額一分折原額新增並原設稅例載三貨物應留應革款項一造冊題報、其如何裁革禁約之處詳細造冊報レ部查覈」

乾隆元年(一七三六年)には甘肅省の落地税を禁革し、又舊有の郷鎮落地税を停收寛免し、同三年には江蘇所屬の同税を裁留し、同四十一年直隸省に於ては府州縣内のものは従來通り徴收したれど、郷鎮村落のものは全部之を裁撤すべき旨を議し、常關税同様に税則を定め、官衙には木榜に掲示して不當課税を避けしめたのである。其後落地税は清朝に至つて又釐革したが、諸地方に尙存在した。同治年間に刊行した戸部則例の落地税銀の部に依れば、直省を始めとし、山東、山西、河南、江西、福建、浙江、湖北、四川、雲貴等の諸州縣に於て實施されたのであるが、從來收入額は少く、且つ漸次商稅雜稅の中に包含されたが、厘金の創設以降は自ら亦厘金に吸收され、又は厘金が之を代替し、一部は殘存し、銷場稅其他に變化し、又は原名の儘に實施されて居る。(皇朝文獻通考卷二六二七、皇朝政典類纂卷八九九二、大清會典事例卷二四五、二四七戸部則例卷四一、粵海關誌卷一、光緒政要卷二九、約章成案匯覽乙篇卷一五、淮關誌卷六、中國度支全錄)

(註五) 一八八〇年一月十九日總理衙門より「サー・トーマス・ウィード」に對する覆文中には、「落地税は各省の生産地で課税し、雜稅として知られ、省庫に解送する爲に生産者から商行(組合)に納入した本税は關稅又は通過税或は内地常關又は厘局にも關係がなく、生絲を始め多くの土貨に課税せられたと記して居る。又其後「ジイミイソンの中國度支考及び中國度支全錄等に於ても、落地の一税は貨物運送前に抽收するものがあり、本税の性質は表面より觀るも産物主及販物者に對し設くるが故に徵稅局所は大抵出產地或は販賣の地に在リ」と記して居る。(Correspondence respecting the Agreement between the Minister Plenipotentiary of Government of Great Britain and China, Signed at Cliffo, Sep. 1st, 1876, pp. 8 中國度支考、中國度支全錄)

(註六) 胡文忠公遺集卷八六(新提局申駁抽厘章程批)

(註七) 江蘇財政說明書には、認捐は「由各同業一公同認一定捐數、按月呈繳」とし包捐は「包捐與認捐一同亦由同業一面、特經理者爲業外之人一耳」と記して居る。

(註八) 浙江通志厘金門稿卷上には「承辦者大半豪強有力之人與本業一漠不相關一各爲代表一實則包攬(故名包捐)」と記してある。

第四款 厘金の徵收機關

厘金は厘金局に於て之を徵收するを原則とするも、厘金局の存在せぬ地方に於ては地方官廳たる州縣に於て之を徵收し、其他便宜海關又は常關或は郵局等に於て之を代徵する。而して厘金局には徵收局、稅務公所、統捐局其他幾多の名稱がある。

各省の厘金局は、前清時代に在つては多く督撫の派員が之を辦理し厘金局の管理及徵收事務は殆んど各省に一任し、即ち各省巡撫は全省の釐金管理權を有し、省城には釐金總局を設け、部下の道臺又は候補道を釐金局總辦とし、省内の釐金徵收を司らしめ、總辦は委員を選定して各地方の分局に派駐し、其事務を處理せしめ、釐金局に對して中央政府は殆んど之が監督權を實施しなかつた。然れども厘金は又京餉を存し、財賦の大宗であるが爲に、同治十二年十月戸部の奏に依れば、各省は兩淮鹽報部の格式に法り、同年十二月以降は收支厘金細數を定限し、半年毎に之を奏報せしむることにした。蓋し當時より光緒初年を通じて、安徽、江西、湖北、福建、廣東、廣西の六省が定期造報するを除くの外、江蘇、山東、山西、湖南、雲南、奉天七省の如きは、總數を報告し、又造報遅引し、何れも細數の奏報を爲さぬ。河南、四川二省は僅かに洋藥厘金のみを報告し、貨厘を聲明せず、直隸、貴州、陝甘四省も亦奏報する所がなかつたが、其後漸次各省督撫より嚴奏するものを見たのである。

革命後厘金の改廢と同時に從來の厘金名をば各種徵收機關の名目に改め、民國二年租稅を國稅、地方稅に區別するに迨び、厘金をば國稅に編入した結果、中央政府の直轄官廳である各省國稅廳籌備處に於て其省内の厘金を管理することとし、次いで翌年四月國稅地方稅の區別を廢止し、厘金は各省財政司の管轄に歸したが、五年秋再び國稅地方稅の區別を設け、厘金は財政部の直轄官廳である各省財政廳の管理に屬し、各省の厘金局長は之を財政部より任用することにし、同十七年以來は又國稅地方稅の劃分を計つたが、地方機關が徵收を管理したことは、従前と異なる所がない。(註一)

地方官廳たる州縣が厘金を代徵し來たことは少くない、厘金は創定以來各省に總局を設け、其下に分局分卡を置き、徵收には委員を選定し、地方局卡に派駐し、其委員の選定には月俸額及各年の徵收額を豫定し、多くは家産ある紳董に命じて之を承認せしめ、又は地方候補道員或は州縣官等に委任せしむることがある。厘金の徵收に缺損があれば、委員をして賠償の責を負はしむるも、徵收事務一切は委員の處理に係るが爲め、委員は自ら苛催勒索の弊に陥ることが多い。但し委員は實務に當る爲には部下司事巡丁等を採用し、委員中には實際稅務に干與せず、其の地位を部下に託し、又は請負に附して居るものが少くない。

吏員の配置は地方に依り、其組織の大小に依つて名目又は員數を異にするのである。前清時代の例を見るに、湖南に於ては厘務彙纂(光緒十五年)に依れば、各局に總辦委員一名を置き、大局の湘

漂局に在つては總辦の下に襄辦委紳一人、幫辦紳士各級通じて四十二名、收支委員一名、幫辦紳士二十四人、分棚九座、幫辦紳士十六人等があつた。江蘇省に於ては蘇省第一厘局には提調及水卡總巡各一名の外、文案、庫各一名、司事七人、稿寫生十人、丁役十六人等を置き、上海淞滬厘捐局には、提調及總巡各一名の外、管庫二人、司事九人、局書十五人、丁役二十八等を置いた。

(註二)

革命後に於ては、局卡の廢合又は復興或は改訂等があつたが、委員の下に司事、巡丁級を置いて居ることは同じである。多くは委員たる局長の外、司事は江西、貴州等の如く雇員と改名して居るものがあり、厘局收入の多寡に従つて等級を設くるに至り、民國三、四年頃の調査に依れば、同三年三月公布の湖南厘金徵收局章程には、徵收官吏は局長の外分卡主任員、收支員、文牘員、稽査員、核算員、填票員、收査員、收核員、填査員、收填員、填核員、稽核員、又收核填査員があり、是等填票員迄は專職員と爲し、收査員等以下を兼職員と爲し、通稱して委任員と云ふた。而して厘局等級別は省に依りて等級がある。例へば貴州に於ては解額一萬五千元以上を一等局とし、五千元以下を四等局としたが、江蘇の寧屬は十萬元以上を一等局、五萬元以下を三等局とし、蘇屬は二十萬元以上を一等局十萬元以下を三等局とした。(註三)

厘金の徵收として、紳士に委するに地方官の辦理に歸すると何れが其弊が少きかと云はゞ、地方

に依り特殊の事情があり、一概に論斷することは出来ぬが、湖南に關しては同治の初巡撫毛鴻賓の疏に従へば、地方官は地方普通行政事務多き爲め、専ら厘務に従事することは容易でなく、毎日各局卡通過の商旅は數十百人を下らぬ爲め、繁忙なるを以て、親しく監督の實を擧ぐることが出来ず、従つて吏胥は私飽を肥し易く、又紳辦と異り、官局に於ては一般に收支帳簿等繕閱の機會が少く、抽厘の廢止が自由ならざるこの弊を述べて居る。(詰四)然れども地方不肖紳士の包攬は其弊が多く、其實績を擧ぐることが困難であつたので、時々裁革し、地方官の經理に移したのである。民國に迫んでは、徵收員の清廓を期する爲に委員の任選資格を定めて居る。

民國三年九月十二日公布の徵收厘稅考成條例第六章附則第二十五條並に六年三月公布の修正條例第二十五條には左記の者を任用することとして居る。

- (一) 推薦に依り考試を免がれ、又は考試に應じて合格した分發(候補在勤中)の縣知事。
- (二) 推薦を受けて、既に記録に表明された人員。
- 收入多き局は以上二項の人員を採用する。
- (三) 本條例公布前に厘局徵收官として滿二年在勤し、三割以上の增收あつた者、若しくは滿一年在勤して五割以上の增收のあつた者。
- (四) 曾て州縣官に任じ、及前清の候補同知通判州縣にて各衙局所の要職に任じ、五年以上在勤し、

公金を損失し追徵處分に處せられぬ者。

- (五) 薦任官(奏任級)に一年以上在任せる者。

民國三年三月に公布した浙江省各徵收局章程第八條には左記の資格を定めて居る。

- (一) 官私立法政學校以上を卒業し、又講習科其他相當學校を卒業し、證書を有し志趣純正の者。
 - (二) 曾て捐務に従事し品行純潔の者。
 - (三) 該處の財政情形に通曉し、操守謹嚴の者。
- 尙各徵收局々長は章程に依り委任を受けた後、左記保證の一を有すべきものとす。
- (一) 保證人 現任薦任文官以上の切實保證を要す
 - (二) 保證金 現金或は政府の公債券又は官立銀行の保證券
 - 甲 一等局五千元 乙 二等局三千元 丙 三等局一千元

又同年湖南省の徵收官吏任用及考核法に依れば、徵收吏員は國稅廳籌備處より之を任用することとし、其資格は(一)中等以上の學校三年卒業のもの及之と同等專門學校出身者、(二)稅務を辦理して成績著名なる者、(三)本省の財收情形を熟悉し、確實に心得のある者とす。且任用制限の例を擧げて居る。同年七月二十九日財政部は各省財政分廳に對して厘金整理に關する通牒を發した、其整頓厘金辦法に於ては、(一)徵稅考成條例は切實奉行すべきこと、(二)凡そ事は先づ人を得るに在ること、獨り

厘税に限らず、必ず須らく廉明幹練の員を訪求し、情に徇ひ濫りに委用を行ふことを得ず、(三)考成條例に規定した任用厘税人員は已に五項の資格を定め、其原委の員と五項の資格不合格者とを兩月内に陸續撤換し、若し操守信すべく、成績顯著なるものあれば、財政廳長より保證書を作成して留任を認許し、以後若し欵欸舞弊等の情實あれば、保證書作成の廳長之が賠償の責に任じ、此項の人員は三割を過ぐることを得ずとして居る。

職員の俸給は、前清時代は他の官吏の場合と同じく極めて低くかつたのであるが、革命後次第に増額し來たのである。但し地方に依つては尙低廉であるから、中飽せず或は養贍(手當)を給せられざれば、其地位を維持することが出來ぬのである。(註五)

局卡の數は、會典事例に依れば、江西省は創辦後の二年目の咸豐五年に局卡六十五處あり、湖北は省外局卡四百八十餘處に達し、江蘇省楊常鎮屬は五局に抽厘し、同八年山西省は總卡七處を設け、安徽省は省城厘局所屬に正卡四處、皖南厘局所屬に正卡三處、淮北厘局所屬に正卡三處を存し、同治元年浙江省は省城所屬の八府に設局し、各府に分卡を設け、同二年當時已に私卡を設くるものがあり、卡局は林立し、其弊が甚しかつたので、江北は總局を置き、道府諸地各卡を裁併し、二十六處を存留し、又江蘇省は牙總厘局を置き、各卡を裁併せる外、十四處を存留し、同六年湖北省は厘卡を裁撤し、專局及分卡八十六處を存留し、七年浙江省は十六卡を裁併し、同八年安徽省は中南北

の路を分ち、正分卡四十一箇處を存した。同十年直隸省天津府は本局及洋藥厘局以外、分卡四處を存し、同十三年雲南省は牙厘總局を設け、十三府二廳所屬二十三局の各鹽井に設局し、鹽厘を抽收した。光緒元年浙江省は十四卡を裁併し、分卡六十五處を存留し、同十年陝西省は巡查卡等八處を裁撤し、各卡二十八處を存留し、同十三年貴州省は厘局二十五處を設けた。

光緒末葉に於ける各地の厘局は、各省財政説明書に依れば、例へば江蘇省に於ては、卡捐は蘇屬の水卡は百六十一個處にして十三厘局に隸屬し、滬屬水卡は五十四個處にして五厘局に隸屬し、旱卡は蘇屬五處、滬屬三處あり、其他銷場捐、落地捐、產地捐、出口捐があり、落地捐中上海百貨捐の徵收局卡等又少くない。湖南省に於ては三十六局(茶厘局二處を含む)にして、分卡百七十四處の外、米捐局は總局及六分局、分卡二十二處がある。(湖南厘務彙纂に依れば、厘局二十八處、分卡百七處として居る。)湖北省に於ては光緒三十一年統捐制を施行して以來、百貨統捐及兼收落地共に二十局を存し、宣統元年又異動あり、統捐局は二十一處を占めた。湖北通志(卷五〇)に従へば、統捐實施の際、各局卡簡明表には專局三十三處、分局二十三處及分卡三處と記して居る。廣西省に於ては又同三十一年統捐制を施行し、局卡五十三處を裁撤し、統稅局六處、統稅卡十八處、查驗卡三處を設け、山西省に於ては局卡數四十一處あり、百貨、煤厘、菸厘、鹽厘に分ち尙火車貨相局を加へ、多くは比較收入を定め、標準額を作つたものが數箇所あつた。其他貴州省に於ては厘局

五十處を存し、雪南省に於ては厘局四十七處、分卡查卡等三百二十四卡あつた。外に宣統二年阿迷局を新設した。(註六)

民國に至つて一時厘局を廢止し、統捐制を採用し、或は厘局數も前清時代に比して漸く減少したものがあつた。今支那當局に於て近年調査した厘局數並に人員數を表示すれば、左の如くである。(註七)

省	局數	分卡數	人員數
直隸	一七	六	二一六
京兆	一		二二
黑龍江	三六	二三四	員司 四五 巡役 六七〇
奉天	三一	約三〇〇	員司 四五
吉林	四五		
熱河	一三	七七	員司 二七九 巡役 三一二
新贛	一四	九八	委員 一四 員司 九八 巡役 九八 履員等無定額
綏遠	九		員司 九八 巡役 九八
甘肅	四二		員司 二七一 巡丁 四四九
陝西	三六	一五四	員司 二九一 巡丁 四九六
山西	四二		員司 一七八 巡役 一九八
山東	一四		

省	局數	分卡數	人員數
雲南	四四	約三〇〇	
四川	二二		
貴州	四〇	(民國二年本局四七) 分卡一四二查卡八〇	民國二年 委司 二三八 巡丁 四五五 員司 五三五 巡丁 九一三
江西	五二		
廣東	五一		
廣西	三〇		
江蘇	四四	五一	員設計 一、五三六
浙江	四一	一八七	員司 二二八 巡役無定額
安徽	三七		
福建	二八	約一三〇	
湖北	二六	二〇〇	員司 一、〇〇一 巡役 一、〇三九
湖南	三一	約一七〇	
河南	三二		
津浦鐵道	一	五二	(分局一二) 分卡一八 稽徵處二二 員司 二四七 巡役 二九一
計	七八四處	約三、五〇〇	

劉大鈞は黑龍江、新彊、山東、陝西、江蘇、浙江、湖北、熱河、津浦鐵道等九箇處の例を平均し、分局卡數を本局の六、八倍として計算し、總數を五千三百處として居るが稍過大に失する。前記諸

數を以て推算せば、分局卡は本局に對して約四倍半に該當する。各地一局に付多きは八、九卡、少きは二、三卡位である。

局卡の密度は、從來陸運の區よりも水運の區に多きを見るが、地方に依り大差がある。蓋し創設より數年後の咸豐七年頃は、蘇常二府三百支里間に數十箇處の多きに達したが、(註八)近年裁併の結果減退した。南方廣東梧州間約二百哩間の厘局は六箇處のみであり、大運河を通ずる杭州鎮江間は徵收局及稽查局が交互に十哩の間隔を以て存在し、平均に於ては毎二十哩に一局卡と云はれて居るが、著しく密接の例としては、民國五年頃湖北省に在ては、總局を去る分卡の二支里以内のものが十七箇處、一支里のものが十九箇處、一支里以内のものが十七ヶ處あり、同八年頃江西省に在ては二、三支里のものを數箇處の外、半支里のものさへあつた。(註九)

(註一) 地方官廳たる州縣が厘金を代徴し來たことは少なくない、民國に遡ても、例へば河南に於ては財政公所に歸入して居るものと州縣に歸屬して居るものとある。其數は同じく各三十三ヶ處あり、民國五年山東に於ては厘局六處の外、州縣に於て厘金を管理して居るものが十五處に達した。

海關が厘金を代徴することは、又前清時代より其例多く、九龍拱北兩關は開設の同治十三年(一八七四年)以降稅務司が厘金(臺砲經費)を代徴し、又瓊廉等の臺砲經費は光緒十六年(一八九〇年)以來代徴した。最近の實績に依れば、九龍海關に於ける厘金及經費兩收入は、一九二二年の十萬二千餘兩が一九二一年には十七萬七千餘兩に上り、一九二七年には厘金十三萬七千餘兩、經費收入二萬五千餘兩に達し、拱北海關は厘金(出入共)約五萬兩、經費收入約七千七百餘兩を占めた。而して一九二四年四月廣東政府は同月廿日以降九龍及拱北兩關の厘金及經費の特別附加稅二割を課することを

布告し、次で一九二六年二月以降之を五割としたのである。膠州海關は戎克及內河航規程に依る船舶に對するものが、一九一八年に一萬九千兩、一九二七年に二萬七千餘兩を占め、秦王島海關は日露戰爭後日本軍が牛莊を占領した結果、一九〇五年より一九一四年迄他の課稅と共に奉天の厘金を代徴し、殊に海關に於ては郵便小包の厘金を徵收し、其の額は少くない。例へば膠州海關は開設當時の一八九九年より、青島收回の結果一九二三年商埠が財政局に歸屬した迄、郵便厘金を代徴し江蘇省に於ては、前清時代より金陵關には郵政包裹稅があり、蘇屬卡捐(通過稅)中には郵政捐を存し、稅務司の兼管であつた。直隸省に於ても從來久しく天津又は秦王島海關稅務司が代徴して居た郵政厘金をば、民國十六年四月以降郵包統稅に改め、專局を新設して徵收することにしたが、其稅率が従前に比して過重に傾いた爲め天津の商界は之に反對し、稅務司兼管制に復舊せんことを請願した。

常關が厘金を代徴した實例は牛莊、芝罘、天津等である。牛莊常關は一九〇二年乃至一九〇六年頃進出口厘金を多きは八、九萬兩少きは六萬兩を徵し、又山東の海口厘金は沿海各港の諸卡を管理し、芝罘常關監督が之を代徴し、一九〇八年(光緒三十四年)頃其收入は二萬餘兩に達した。天津に於ては一九〇〇年七月都統衙門が設立された時以來、一九〇二年十月袁世凱が別に厘金局を設立して厘金を徵收せる迄、鈔關が厘金を徵收したのである。

郵局に於て厘金を代徴した實例は、前清時代より諸地に在る。例へば、北京は光緒三十三年(一九〇七年)三月より郵政局が郵包裹金を代徴し、廣西に於ては光緒末年より厘金の存在せぬ地方の郵局が郵包稅を徵收し、新疆に於ては民國四年十一月郵寄包裹稅章程を設け、郵局が包件厘金を課徴し、又安徽省に在つても同三年十二月重訂徵收郵寄包裹簡章を定め、郵件にして徵收局なき地方に限り郵局が之を徵收した。更に近年に至つては、民國十六年一月二五附加稅の制定に伴ひ、郵便小包を徵收し、江蘇省に於ては山東の例に倣ひ、上海に總局を置き、徐州、揚州、清江、南寧、蘇州等十二縣に專局を設立し、其他の各縣に分局又は代辦處を設立し、專局より之を所屬縣内の郵局及殷實の商店に委託して代徵せしめ、前記天津の郵包統稅も同様であるが、殊に英日佛租界に於ては今日に至る迄三等郵局が之を代徴した。又廈門地方に在つては、一九二八年十二月より徵收員を郵局に派出し、之を徵收することを定めた。(稅務月刊第二卷一四

號、一七號、第三卷八號、銀行週報第一二卷二三號、銀行月刊第七卷二號、第八卷八號、廣東、廣西、山東及直隸各財政說明書、湖南厘務彙纂卷一、戶部議整頓各省厘金疏卷五、戶部奏各省厘金按年奏報一次片(Customs, "Native Customs, Trade Return" (1902-06) Pp. 7, Customs, "The Collection and Disposal" pp. 26, 45.)

(註二) 湖南厘務彙纂卷九、湖南及江蘇財政說明書

(註三) 稅務月刊一年三號及六號同第二卷一九號

(註四) 皇朝經世文續編卷五六

(註五) 厘局職員の俸給は、清末の湖南を見るに、委員中專辦は高きは月俸百十千文とし其他は八十千文又は六十千文とし、巡丁の如きは一千五百文乃至八千文に過ぎぬが、革命後民國三年三月公布の章程に依れば、一等局長の月俸百二十串文、三等八十串文とし、委任雇員等は九級に分ち、一分卡主任員四十串文、稽查一等二十八串文、三等二十串文とし、貴州省は委員一等月俸八十元より四等四十元迄とし、浙江省は一等局長百元より三等六十元迄とし、司事は四十元、巡丁は二十元とし、山東省は一等局長百元より五等五十元迄とし、江西省は一等一級二百元より三等三級五十元迄九級に分つた。民國五年の例を見るに、湖口局は局長年俸二千四百元とし、小局々長は六七百元の者が多い。雇員を局長とする夏布局は九十六元乃至二百四十元に過ぎぬ、「ライト」に従へば、江西厘局人員は一千五百七十人あり、徵收費は二十一萬一千四百元であるから、一人平均にせば月給僅かに十一元である。奉天省は民國二年の定制に於ては、局長は月俸一等二百二十二元以下六等百元迄とし、委員は一等五十元以下三等三十元迄とし、雇員は一等二十四元以下三等十六元迄とし巡查及公役は十元とす。然るに甘肅の如きは民國に至りても舊制に同じく甚だ低く、一等局長三十二兩三等局長十六兩に過ぎぬ。之が爲に當時(民國三年)同省國稅廳長は之を増額を上申した、とがある。(稅務月刊第一一年八號乃至一〇號、同四卷四〇號、同六卷六二號、同七卷七七號、湖南財政說明書、滿鐵調查課編奉天省現行稅制 of Wright, Kiam sei Native Trade and its Taxation Pp. 100)

(註六) 光緒會典事例卷二四一、湖南厘務彙纂卷九、江蘇、湖南、湖北、廣西、安徽、貴州、雲南等各財政說明書、湖北通志卷五〇

(註七) 厘局卡の数は主として民國十三年(一九二四年)十二月賦稅司編に基く買士毅の表に二、三追加したものである。前記括弧内の數字は民國十八年國民政府が調査し發表したものとす。買士毅著關稅與國權厘稅表、民國十八年四月國民政府賦稅司編各省厘金狀況調查統計表、國民政府工商訪問局工商半月刊第一卷一〇號 D. K. Lien (劉大鈞) (China's Industries and Finance, Pp. 130)

(註八) 皇朝政典類纂卷九八、程鴻詔厘卡議

(註九) 財政月刊第七卷七五號、同第一〇卷一一七號

第五款 稅 率

厘金の稅率は地方に依り時代に依り著しき差異があり、同時に基本に於ては低率なるも、厘局卡の數及距離の遠近に依り、又附加稅の多寡等に從て其輕重を異にするのである。創設當時泰州仙女廟に於ては、名の如く百分の一を徵し、時に一層低率のものがあつたが、(註一)其後間もなく漸次増率を見るに至つた。光緒會典(卷十八)の註には、「抽厘之法各省不同、有値百抽一抽二者有値百抽五抽九者照章徵收絲毫不得多取」と記してゐる。實際は更に高率のものが多く、同治七年(一八六八年)の海關報告書には從價二割四分又は二割六分と記してゐるが、同年籌辦夷務始末(卷六五)に記載して居る英國公使の修約論に依れば、「厘稅名目、有厘金落地稅等一名甚多、是於條約所准之外、額外加增、所抽稅銀、自每百兩、七兩以至每百兩、九十兩之多」云々とある。更に前清時代に於ける外國領事等の實驗に徵すれば、概して北支滿洲地方は最も輕く、兩廣地方は重く、江

蘇より長江沿岸諸省四川等は同一区域内は比較的税率であるが、長距離に亘るときは重課となり、而して福建省厦門等は全区域内と雖も曾て著しく高率に在つたことがある。(註二)

革命後の厘金税率は、同一省内は少くも名義上甚だ低く、多くは一、二「パーセント」より五「パーセント」のものが大部を占め、最高十「パーセント」に過ぎぬ。各省の定率は左表の如くである。(註三)

省	税法	一九一五年頃現在	一九二四年現在	一九二八年現在
直隸	統捐	天津、大名、高黃一、二五	二、五〇	五、〇〇
奉天	同	百厘二、〇〇 穀物一、〇〇	一、〇〇—三、〇〇	—
吉林	産銷稅	豆三、〇〇 (通過貨物免稅)	二、〇〇	—
黑龍江	同	二、〇〇 (通過貨物免稅)	五、〇〇	—
甘肅	統捐及落地稅	統捐五、〇〇	五、〇〇	—
新贛	統捐	落地稅二、七三 (民國三年以來)	二、七三	—
山西	統捐及落地稅	統捐二、〇〇	五、〇〇	三、〇〇—四、〇〇
陝西	統捐	落地稅一、〇〇 (民國四年以來)	一、五〇	—
山東	厘金及落地稅	統捐五、〇〇—六、〇〇	—	五、〇〇
河南	統捐	厘金及落地稅二、〇〇	二、五〇	—
江蘇	貨物稅	統捐	一、二五	二、五〇
安徽	統捐落地捐包捐等厘金	—	二、〇〇	—

省	税法	一九一五年頃現在	一九二四年現在	一九二八年現在
安徽	統捐落地捐包捐等厘金	—	二、〇〇	—
江西	統捐輸出入稅百貨	—	一、〇〇	—
湖北	過境稅銷場稅落地捐	—	二、〇〇	—
浙江	統捐、落地稅	統捐約五、〇〇	—	三、〇〇
湖南	厘金、落地捐	落地稅二、〇〇	—	—
四川	統捐	一、七三—三、〇〇	—	二、五〇
福建	厘金	—	二、五〇	—
廣東	厘金	內地二、〇〇 沿革一、〇〇—一、六〇	—	一、〇〇—一、五〇
廣西	統捐	二、七五—五、〇〇	—	—
雲南	厘金	五、〇〇	—	—
貴州	厘金	二、五〇—一、五〇	—	—
熱河	厘金	—	—	—
京兆鐵道	同	—	—	—
天津浦	同	—	—	—
京漢	同	—	—	—
滬寧	同	—	—	—

然るに遠距離に至り、又は數省に亘るときは、一割五分乃至三、四割に上ることが多く、時に貨物の原價以上に達したものがあつた。殊に地方に依り、軍閥は分權的に軍費支辨の爲に不當釐金又は類

似の誅求を爲し、而して前清時代と異り、滿洲、北支又は西部四川等に於て過重の課税をしたのである。

左に數種の土産品に對する抽釐狀況を示さば、下表の如くである。(註四)

種類	年次	抽釐狀況
米	一九二七年	安徽—上海間(上海銀行週報十二卷二期)
茶	一九一八年	江西—漢口間(S. Wright, "Kiangsi Native Trade", pp.199)
生絲	一九一八年	杭州—北京間(C. S. See, Foreign Trade of China, N.Y. pp.156)
木材	一九一八年	奉天—北京間(同)
同	一九一八年	貴州—漢口間(同)
同	一九二七年	吉林—長春間(北京交通部整理路政局會議十六年七月二十五日議事錄)
豚	一九二八年	北京城外三十支里—北京城中間(北京晨報四月二十六日)
羊	一九二八年	綏遠—北京間(同)
羊毛	一九二七年	包頭—大同間(天津商行華經理聯合會上海全國商會聯合會意見書十六年七月)

更に最近に於ける各地の實況を見るに、例へば民國十七年四月二十四日上海總商會より南京工商部に對する公函に依れば、厘金は三分より二割五分に至り、附加税の増加に依り、棉絲及罐詰等食糧品は殆んど三割に上つたと記し、同年十一月十六日の廣東通信(ホンコンデイリープレス掲載)に

依れば、廣東、西江上流都城地方の山地から木材及薪材四千元以下のものを廣東に運搬すれば途中の厘金は二千五百元に上ると記してゐる。

翌十八年五、六月上海英國商業會議所月報誌上に發表した、所謂不當課税の例には、江蘇、廣東、山東、湖北、湖南、河南、四川、直隸、江西、浙江、福建等各省に於ける重徴を擧げ、就中山東省に在つては、輸出には貨捐一分二厘、慈善事業名義の二割課税の外、金州、青島、濟南、高密等には二割乃至二割五分の諸種名義の不當課税があり、又芝罘には劉將軍時代土製紙卷煙草に關し、工場加税六分五厘の外、特別消費税五割及各一割の四種附加税があり、湖南省長沙に於ては厘金を統税又は銷場税に改め、輸入貨物に課税し、硫酸アムモニアには從價五割四分一厘七毛を徴した爲め、之が取引を杜絶したのである。哈爾濱に於ては落地税九分とし、毛皮に對する生産税は輸出の際に二割五分を徴收した。四川省は最も苛斂の土地で、地租の先取や人頭税の課徴をする様な土地柄であるから通過税の重課に關しても著しきものがある(四川省の部參照)。殊に軍事上鐵道運搬に對する誅斂は又甚しいものがあり、從來山東の税制が之が俑を作し、京綏鐵道貨捐は民國十五年以來過重に傾き、全線に亘る捐税率の如きは、全線の運賃の七割六分に當り、京門支線正附捐税率は四十八割に上つた(北京交通部整理路局長會議十六年七月二十五日議事錄)。同十八年十二月の天津益世報に依れば、西北出口の大宗は羊毛であり、每百斤二元數角乃至三元であるが、大同等で税額四元五

角に上り、甚しきは元價一元のものが税額二元に上るものがある。

通過税の過重な爲に通商を阻碍した著例を見るに、一九二七年七月二十三日北京の英國商業會議所より交通部に呈出した調査書に依れば、包頭天津間運搬の駝絨及羊毛に對し、各塞北及豐鎮兩鈔關及包頭、西口兩貨捐局、厘金局、捐局に於て課税するものに鐵道貨車運賃、車輛加捐、保險費及普通運賃等を加算せば、駝絨は每擔十四元三角七分羊毛は十一元五角一分となり（天津常關税を含まぬ）、天津紐育間の運賃每擔一元五角に比し約十倍に近きものとなつた。故に天津輸出の綿羊毛は民國十三年に四十一萬擔ありしが、十五年には十六萬三千擔に減退した。京綏線を視察した國民政府顧問の米人ジョン・ジェ・マンテルの調査報告に徴せば、課税の結果一九二六年より一九二八年に至る各年の鐵道收入は、一九二五年に比して約半減したと述べてゐる。（註五）

（註一）厘金の起源を爲す仙女廟捐厘助餉章程に依れば、從價一分に該當する從量税率を定め、米、麥、豆類、石炭、鷄蛋、煙葉、桐油、酒類、棉花、棉布、茶葉、藥材、其他雜貨類に就て課税し、米、麥、黃豆、黑豆、菜子等は每擔五十文とし、稻穀類は半額の二十文とし、夏布は每本千文に付十二文とし、錢鏰は二百千文以上は每千文に付五文とし、二百千文以下は免稅し、銀鏰は千兩以上は每兩に付十文とし、千兩以下は免稅したが、咸豐四年十一月戶部の奏案に成る抽厘各章程に於ては、團練局が米、豆に對し、每擔十八、三文を徴したものを改めて二十文とし、稻穀等は自ら又半減して徵税し、出口米は三十文、稻穀は十五文とし、銀錢業は出入數一兩に付四文とし、洋銀は每一元に付三文とし、酒行は每擔二十四文とし、槽坊及各雜行は買賣每百文に付一文を徴した。（湖南厘務彙纂卷一、咸豐四年十一月戶部遵議抽厘助餉精發泰州仙女廟章程疏）

（註二）一八六七年天津貿易に關する稅務司ヤツクの報告は、北支に在ては通過税制度を利用するを要せぬ程に内地稅厘は輕率であるを記し、一八六八年天津條約改正に關するサー・トーマス・ウエードの覺書中にも滿州には吉林、蒙古等國境の線外には内地稅がなく、滿州の輸出品は牛莊迄は無稅であるを記してゐる。

一八六七年十月十八日英國商人より領事スキャンホーに對する書面、一八六八年十二月七日駐京英國使醫アルコックよりロード・スタンレイに對する外交文書、其他の中には、厦門等の厘金其他通過税は小區域内に於ても九十パーセントの高率に達するを記してゐる。

一八九八年の英國領事報告に依れば、廣東及廣西の梧州間は厘金重く、生金巾一疋〇、四〇弗、晒金巾は〇、六〇弗で、前者は從價十三パーセントに當り、實際は更に高率で二十五パーセントである。税種は廣東厘金〇、二五五兩、入城税〇、〇九二、三水厘金〇、二四兩、後據厘金〇、〇七兩、梧州落地税〇、〇七兩であるから、合計〇、四九七五兩となり、約半兩に近く、又廣東は僅かに十五哩を隔つ佛山の間は、生金巾一疋の税厘は二十五パーセントであるを云ふ。上海租界は生金巾八¹/₄封度もの二兩に對し厘金〇、一六兩で、從價一パーセントとなり、蘇州は二倍の率である。鎮江と淮安關との間は百三十哩間に厘局十二ヶ處あり、通過證がなくば生金巾一疋二兩に對し八百四十文（約二志）で、從價三十三パーセントに上り、通過證あらば從價一パーセントに過ぎぬ。南京にては落地税從價二パーセントである。江西の九江より南昌迄百十哩間に厘局三ヶ處あり、各三十文であるから合計九十文となり即ち從價五パーセントである。湖北省宜昌の落地税は生金巾一疋の從價二パーセントとし、陝西省の西安府では從價九パーセントとし、四川省の灌縣では常關税と厘金をあり、各同率であり、通過證なくば從價二十パーセントであるが、實際の重量は七掛にして居り、厘金は平時は五パーセントであり又は二¹/₄パーセントのことがある。萬縣の落地税は、棉布は商人の請負で、重慶仕出のものは市價の一¹/₂パーセントとし、上海仕出のものは三パーセントである。重慶では外國品の輸入には厘金を課せぬが、支那人の手に渡れば生金巾の輸出厘金は從價約一パーセントであり、厘局官吏は海關内に出頭して之を徴し、恰も輸出税の附加税の如くである。其後は五パーセント内外を課し、其他地方は同じく五パーセントである。合州も低率で、從價一

パーセント位である。成都では又常關及厘金を課し、外國品には比較的軽く、生絲、棉花、土布、生金巾、コントンブリンズ・ドリル・ロンケルス等織物類の厘金は關稅に比して若干低率のものがあり、厘金率は各等諸品中輕きは一パーセント餘であり、高きは十六パーセントであるが、石油は特例にて五十パーセントである。雲南の主たる老外敦の厘局では、生金巾、ロンケルスは從價各六パーセント、棉花は三パーセント半、棉絲は十パーセントである。貴州は香港に於て一捆約二十四兩の棉絲が各稅厘を合算して十兩即ち從價十四パーセントである。上海仕出の生金一疋二兩半のものが五パーセント半、漢口仕出のものは七パーセントである。(Correspondence respecting Revision of the Treaty of Tientsin(1871) pp. 70, 254, 362, 423, 445, 465, (British) Diplomatic and Consular Reports, Trade of Central and southern China (1898), pp. 17, 20, 21, 25, 29, 34, 35, 38, 44, 45, 52, 68, 69, 73, 74, 91, 92)

(註三) 晏才傑租論三九五—三九七頁、賈士毅民國財政史上冊四〇九—四二三頁、同關稅與國權各省區厘稅近三年比較表、工商半月刊第一卷、第一〇號

(註四) 東方雜誌第二五卷第一九號

(註五) 東方雜誌同 卷同號、North China Daily news, March 23, 1930, British Chamber of Commerce journal (Shanghai) May, June, 1929.

第六款 厘金の利弊

厘金制度は創定以來幾多の變遷を経、近年に至り改訂する所があり、故に廢厘に着しつゝあるにも拘らず政府の統一權力の及ばざる四川其他遠隔の地に於ては、軍費支辨の爲に却て苛重の弊に堪へざるものがあり、又同一省内に在つても二種以上の制度を存し、前清時代より民國に至るまで、諸地を通じ統捐又は貨物稅、産銷稅等に改めたが、統一的整理の實を擧ぐることはなかつたのである。斯の如く由來厘金は財政上經濟上又は道德上何れの方面より見ても、同種内地關稅以上に其弊

害が甚しく例へば、(一)稅局多きが上に私局を存したこと、(二)稅法に一定の限界がなきこと、(三)正稅の外に主當なる附加稅、手数料の多きこと、(四)貨物の種類を分たず、一般貨物を網羅して捕捉したこと、(五)吏員の中飽等不正行爲が已まざると同時に、商民の逋脫等不法が甚しきこと、(六)徵收方法に不備があり、直接管理法に依るときには、誅求を獎勵することになり、請負課稅制が最も多く、同法に依るときは營業者に不公平の取扱を見ること等であるが、就中吏員の不正手段其他厘務の紊亂に關しては、十八年一月二十九日上海銀行週報に朱其傳の「厘金之積弊」中に網羅して居る通りである。(註一) 而して一定の法規及職制に基いて稅率を公表したものが少く、私設の誅求と不當の抑留とが熾に行はれ、通過貿易を阻害することは著しいものがある。然れども常關稅に比して寧ろ進歩して居る長所と認めらるゝものがないでもない。例へば(一)地方政府は收入の増加を計らんが爲め、子口稅制に對抗し、競争的に低率の課稅をしたこと、(二)在來の關稅に優り、貨物の輸出入に於て若干必需品、奢侈品に區別し、稅率に差等を設け、又相當免稅貨物を指定したこと、(三)厘金の請負制は支那の國情よりして大規模に行はれ、殊に稅吏の腐敗に基く苛斂誅求又は私胞の弊を防止する効果はあつた。

(註二) 支那の朱其傳は厘金の積弊として左の十二事を擧げて居る、恐らくは蘇杭地方の例であるが、大部は他地方にも適用し得るのである。

一、稽延時日、是れ厘金積弊中最も普通のものである。商船通關せば厘局は巡丁を派して監守せしめ、船貨通過せば直に停止を命じ、更に扞子手(下級監吏)をして驗貨せしめて抽稅するが、其間票貨の符合せざることを、其他不當の情實を設けて留難阻滯せしめ、船主は己むなく金錢を貢納して事を了するのである。二、指少爲多、貨物の價額及數量を現物以上に多く見積り、辭を托して重課し、表面上は酌減と稱するが如きものである。三、半公半私、局員驗貨の後、其運輸貨物の少きものをば多しとし、輕きものを重しとし、低廉のものを高價とする外、合法のものを犯則品とし、甚しきは正票に填寫するときに實數を登錄せず、半數を公に歸し、半數を私得するのである。四、大頭小尾、厘金完納の上は稅票を發給し、正式に財政廳に呈送するものは正票と云ひ、擅に私に認めて收據と爲すものは之を草票と云ひ、前後兩票は相符合せず、多くは前者の數目は較多いのである。五、借由印花、通例として貨船が厘金を支拂へば、先づ稅票を求め、票上に印(花印紙)を貼付して其效力を發生する、之が爲に司事の輩は印花の不足或は脫稅等を口實として商民を苦しめ、處罰を希圖し、再び罰金中より法を設けて私を營み、遂に無知の愚商は多く印花を貼布して煩累の手續を免る。六、巧立名色、正稅の外に各種の稅目を設け、例へば船貨關卡を経過せば、厘金數目を徵收する外、雜項規費(手数料)の誅求甚だ多く、划子錢、酒錢、背手信等の名目があり、殊に恨むべきものは禁烟暗划(阿片取締船)は名は取締に在るも、實は敲詐手段である。苟も欲を遂げずれば船艙に至りて挾制検査し時に故意に貨物を破壊し、錢を給せざれば止めないのである。斯くて一卡に查を免るも他卡にて復た検査され、總局に票を寫すも、分卡に到れば又票を補する。民國十七年浙江財政廳は、諸地統捐局に於て「零貨捐」を徵するを禁止した。現に錢塘上流、浙江安徽省坑の新安地方には、厘局稅吏は私に「零貨捐」の名義を立て、各旅客の携帶する零細な用具に對して不當の苛索を爲し、每擔六角を徵し意に満たざるときは大に騷擾を肆にしたのである。七、罰款不報、奸商は私に犯則品を運搬し、關卡を越過し又は稅金を遁脱し、不幸にして追獲されたときは之を處罰し、其罰金は員司之を取得し、一部を報告して送金するのみであり、時には全部報告せず、悉く私囊に入るものがある。八、兌換折餘、兌換折餘に二方法がある、一は抽稅時に在り、一は報解時(報告送金時)に在る。例へば商人の便宜上納稅に銀兩を用ゆるとき、現洋と兌換するが、其市價七錢三分なる

に司事は七錢三分有餘の換算率に依り、先づ銀兩を得、再び現洋と交換して利を得、又近年厘金を徵收するには現洋を使用するが、報解のときは紙幣に兌換し、更に大利を得るのである。九、私具捐票、統捐を完納するときは財政廳より三聯票を各運貨人に發給するが捐票偽造の弊がある。私票を造て稅厘を私得する當該局長の勢力範圍外に於て發覺せらるるときには、十倍の罰金に處し更に納入すべき定額外に再び十倍の罰金を科することがある。十、完全私放、以上は主として局卡内の官員胥吏の爲す所であるが、其他巡丁の舞弊がある。凡そ貨船が通過せば、巡丁は報告すべきであるが彼者は乗船して恫嚇し、百搬播弄して運商をして贈賄せしめる、商人は留難を虞り密かに巡丁に金錢を與へて無稅通過するのである。十一、就近定率、商品を産地より他處に運銷するときは、沿途の局卡が甚だ多いから、貨物は原地の價格が低廉なるを利用し、商人は局員に贈賄し、原地の市價に依つて抽厘を請ひ利を得るのである。十二、密約分肥、局長就任の際には、商賈輻輳の地は收入が豊富なるが故に、豫しめ密約して其收入を分配することを爲す風がある。(銀行週報第五八六號)

第二節 各地の厘金制度

第一款 江蘇省

甲 前清時代

江蘇省は厘金の發源地であり、前清時代には厘局の數が最も多く、光緒六年(一八七五年)吳元炳の奏文には、江蘇の厘金に關して「厘金之重甲於他省」物用無不翔貴とあるが如く、(註一)其稅法は最も苛酷であつたのであるが、統捐制の實施後には輕減したのである。江蘇に於ける統捐制の實施に關しては、當初通過貨物多き事由を以て反對論があつたが、(註二)光緒三十三年以降之

を實施したのである。而して同省に於ける厘金徴收の區域は蘇寧二屬に分ち、其制度に區別がある。蘇屬は前清時代江蘇巡撫の管轄區域にして、蘇州府、鎮江府（龍潭以東）、常州府、松江府、大倉州等の各管下即ち主として江南地方を指し、寧屬は前清時代兩江總督の直轄區域にして、江寧府、鎮江府、（龍潭江西）、通州、海門廳、揚州府、淮安府、海州、徐州府の各管下即ち主として江北地方を指すのである。

一、蘇屬厘金

蘇省の厘金は咸豐末年上海に之を試辦し、繼いで松太の各屬に推行し、江南捐厘總局を以て之を統轄し、同治元年（一八六二年）には牙厘總局を省會に設け、蘇常鎮三屬の厘務を統轄し、上海に設置した總局を松滬捐厘總局と改めた。清末に於ける厘金の種別は、左の如くにし分類することが出来る。



前記の諸捐は、普通の課税法たる散收と請負課税法たる認捐とに分たる。水卡捐を徴する蘇城厘局に於ては、總數分卡十七處の中認捐を適用するものが數箇所あり、上海百貨捐は認捐六十餘種を占めて居た。而して落地捐項下の外に水卡捐中蘇城厘金又は上海布捐局等に於ても之が例を見るのである。税率は水卡捐は制定當初は百抽五を率としたが、後時價に換算せば百抽三に至ることがあり、章程未載のものは估價五厘を抽收することに定めたが、捐章も一時一人の規定したものでないから不同があり、名目亦互に異り、光緒三十三年（一九〇七年）卡捐の收數は先の七、八割のものを除く外五割とした。船捐は積載貨物の重量を標準とし、每擔捐錢二十文とし、坐買捐は煙酒に對し銷場

の多寡に依りて酌量し、數百文乃至一千文を徴した。(註二)

蘇省の請負制度は全國の冠冕である。上海租界は關稅五分以外は稅厘を免じてゐるが爲め、棉布に關しては該地の洋貨公所(組合)の請負に附して居り、輸入外國棉布一箇年の取引高を一萬俵と豫算し、釐金局に對して一箇年七千五百五十兩を納付し、各商店に對しては各年の取引高を調査し、每俵七錢五分(約二志三片)を徵收することとし、公所は之が爲に四名の委員及一名の會計員を任命した。而して貨物を蘇州に送附するに當つては、洋貨公所は洋反物に對する沿途一切の課稅を免れんが爲め、一箇年稅局に對して一萬二千兩を支拂ひ、之が請負をなし、貨物が蘇州に到着するときには更に落地稅を納付するものとし、販賣者より之を徴し、棉布は八分(約三斤)吳羅は二錢(約七斤)とした、蓋し生金布八分封度のもは其の値段二兩に對して〇〇一六兩で從價一バーセントの五分の四に過ぎぬが、蘇州に於ては其倍額である。棉絲に就ては、上海に於ける七家の棉絲商が江蘇省内の釐金及落地稅の請負をなし、光緒二十七年には上海棉絲商四十餘名が認捐公所十八組合を作り、當初同年五月より二十八年四月迄一箇年の請負金額を上海銀六萬五千兩とし、毎月分納し、公所は江蘇省に於ける各棉絲に對して左記の標準に依り課稅した。

蘇常兩府管轄内厘金及落地稅共四十五に付	蘇常兩府以外の同管内厘金及落地稅共四十五に付	上海城落地稅四十五に付
支那棉絲 庫平銀一兩	庫平銀一兩	墨銀一弗四十仙

(上海銀三兩二分)	(上海銀一兩四角三分)
外國棉絲 庫平銀一兩	庫平銀一兩
(上海銀一兩一匁)	(上海銀一兩一匁)
	墨銀一弗四十仙

前記課稅は重課することを得ず例へば上海で落地稅を課した支那棉絲を更に蘇州常州に轉送したときは、上海銀二兩二錢より墨銀一弗四十仙を控除した差額を徵稅するのみである。外國棉絲は厘金其他内地通過稅に抵代し得る子口半稅の特典がある爲め釐金を課稅する場合には、支那棉布に比して輕率とし、公所の收入を増加して居る。又認捐公所の課稅率は舊法に比して輕率であるから、商人の受くる利益は大であつた。新舊を對照すれば、左の如くである。

常蘇兩府管轄地	舊課稅率	認捐公所課稅率	差額
四十五に付			
支那絲	上海銀二兩四錢	二兩二錢	二錢
外國絲	一兩八錢五分	一兩一錢	七錢五分
其他の各地			
四十五に付			
支那絲	上海銀一兩七角五分	一兩四錢三分	二錢二分
外國絲	一兩二匁	一兩一錢	一錢
上海落地捐			
四十五に付			
支那絲	墨銀一弗七十五仙	一弗四十仙	三十五仙
外國絲	一弗七十五仙	一弗四十仙	三十五仙

蘇屬の釐金中には認捐に適するものと適せぬものがある。例へば土貨認捐、沙船認繳、捕盜捐、

棉沙公所認繳經費の如きは純然たる認捐の性質を帯び、各屬の房捐を始め、膏、煙酒、車馬、路燈、車站、馬頭等の捐は認捐と近きものなれど、彼の牙帖、繭行、出口、進口、出棧の香糖、雜貨、石屑等の如きは隨時納税し、認捐に適せぬ。要するに認捐は税局に對する納入の形式より見れば、一種の營業税と同様であるに依つて、產地、銷場等の場合には適合するが、過境の場合には適合しないのである。(註四)

二、寧屬厘金

寧屬の厘金制度は通州及海門廳を除くの外、其徵收區域は長江區(西大勝關より東四源溝に至る楊子江沿岸)、淮河區(南瓜州より北寶應に至る大運河道)、裏下河及港口區(即ち長江區及淮河區以外の各地)の三者とし、長江區及淮河區は各三道に分ち、裏下河及港口區は同一區内には厘金正税を重徵せぬが、長江區及淮河區は道を越ゆれば再徵し、其税率は從價二分を原則とするも、長江區は一道内では一割を減じ、一道以上に亘るときは一割五分を減じ、淮河區は一道内では二割五分を減じ、一道以上を通過するときは一割五分を減じ、裏下河及港口區は明文の規定なきも、同一區域では四割を減じ、而して蘇屬と異り附加税として金楊二割(運河疏濬費)、清淮四割(同上費とし沿岸各局が鹽及輪船に對して徵收す)、出江捐(穀物の移出に對し課税す)、貨捐(百貨の移出入及穀物の移出入に對して課税す)等がある外、特別捐として漕捐、港厘の二種があり、漕捐は原來漕運總督の

管理に屬したが、光緒三十三年(一九〇七年)に改めて厘局に於て之を徵することとした。税率は二種に分れ、一は寧章税法とし、一を清淮通用章程とし、後者に依るものは各局の徵收規定内に明記し、然らざるものは前者を適用する。但し移出貨物は該税法の四割、移入貨物は同七割を課するものとす。港厘は港口厘金管内の特別厘捐にして、其税徵は大體章税法に準ずるものとす。而して出江捐、貨捐及漕捐は局に依り、必しも徵收するものではない。(註五)

財政説明書に依れば、百貨正捐は長江各局は安徽、江西一帶、淮河各局は山東、河南及本省徐海一帶、裏下河局は各處の產物に對し、米捐は本省裏下河一帶及安徽、江西等の米穀に對して課税し、裏下河一帶には江北漕捐が四處あり、後寧屬の代收に歸し、二四成捐は各分局に於て正捐を徵收するときと同時に徵收した。(金楊二成清淮四成)寧屬の厘金は名目が繁多であり、税則亦區々であったが、各分局の徵收法は六割より九割に評價して居り、規定上の税率は從價二分として居つたのである。

乙 革命以降

蘇屬の厘金制度は光緒三十三年(一九〇七年)統捐を施行し、總て貨物は產地又は發送の第一局に於て總捐を完納するときは、沿途各局に於ては貨物を検査するのみで、徵税はせぬこととしたが、革命に際して各省は同様に厘金の輕減を行ひ、蘇屬一帶も一時裁厘した爲め、財源は枯渴を來した。

民國元年四月厘金を貨物税としたが、一方江北地方は軍費の必要よりして依然として従來の厘金を繼續徴收し、揚州府屬其他長江の各厘金局卡は同様に之を存置し、實際に於ては獨り南通州、海門の二厘金局を廢止した外、二、三厘局を貨物税公所に併合したのみである。

貨物税の民國初年に於ける税率は、全税は從價百分の二とし、半税は百分の一とし、認税に依るものは、煙草及酒の外は其二割を控除することとし、税種を出産税、銷場税、進省税、出省税に區別し、(一)本省産貨物を本省内に輸送するときは、生産地に在つて出産半税を課し、到着地に在つて銷場半税を課し、(二)本省産貨物を省外に輸出するときは、出産半税の外に更に出省半税を課し、(三)本省外の生産品を本省に輸入するときは、輸入第一局に於て進省半税を課し、到着地に於て銷場半税を課し、(四)本省外の生産品が本省を通過するときは、通過第一局に於て進省半税を課し、通過最終局に於て出省半税を課し、(五)子口半税を納付した貨物が本省に移入されたるときは、到着地に於て銷場半税を課し、(六)蠶絲、繭、棉絲、棉花は總税(統捐)を徴し、織物類、油蠟類、白麻、錫箔、皮革類、氈及帽類、藍、南北腿、硝石及硫磺、木材類、刺繡品及絲線類、藥材類等の或る種のもものは、又總税を徴することとし、蠶絲及繭、棉絲、棉花は舊税則に従ひ、産地に於て出産、銷場兩税を完納すれば、本省内に於ては再徴せぬが、其他の貨物中蘇州税務所管内に於て總税を完納するものも、上海に運到するときは再び課税し、上海に於て總税を完納するものも蘇州に運到するときは同様に課税する。

本制の實施後一年にして蘇屬の收税額は、前清時代に比して五十萬餘元を減退した。江蘇全省の厘金は宣統三年度豫算に依れば、六百二萬餘元を占めたが、貨物税實施以來は舊額に比して十分の三に激減し、民國二年度の豫算は僅かに三百二十萬元に過ぎぬ。是れは蓋し、大宗貨物の税率が輕減され、又蘇屬及通海等の通過税を裁撤した爲である。又本貨物税が産銷、進出各半額を徴收せらるが爲め、其貨物が産地に在り、或は進省第一税所に在つて半税を完納した後、運銷地點をば往々所謂「遠指近卸」と云ひ、貨物を遠方に移出すると稱して近地に販賣し、又は外省に輸出すると稱して本省内に消費することに依つて遁脱を圖つた爲である。是を以て統税制度の實施を計畫し、民國二年には江蘇省征收貨物税暫行章程二十九箇條を發布した。本章程に依れば、(一)本省産出の貨、外省より運入の貨及本省に銷售し或は外省に運赴するの貨物は、只一税を收めなば、全省を通過するも重徴せぬこととし、(二)貨物税公所をば征收貨税局と改め、其長江、淮河、裏下河の各開港及徐、淮、海各處等に從來存在した厘局卡は之を裁併し、一律に征收貨税局所とし、省内原收の通過税例へば南臺北臺貨捐、出口港厘、板厘、漕厘並に附加税である金楊清淮二四成の名目及運北各貨通過税統税は一律に之を撤消することとし、(三)津浦鐵路火車南段貨捐は江蘇、安徽兩省の合辦に係り、其鑣運貨物(標局運搬貨物)及長江水厘は皆總税の性質を帶び、駐蕪米捐局は専ら汽船運搬の米捐を徴收し、情況

が同一でないから、舊に従つて辯理することとし、(四)本省産の貨物に對しては産地の第一機關に於て全税を徵收し、外省よりの來貨は入境の第一機關に於て全税を徵收し、認税に就いては控除額を定め、(五)海關子口税單及び洋雜貨四聯單附の貨物が銷場に入る時は半税を完納し、三聯單を有し内地に入り土貨を買收する時は、産地の問屋等に於て先づ全税を完納することとし、(六)税率は修正蘇省暫行貨物税率に依つて之を徵收することとし、未だ價の定まらぬ貨物は徵收機關が時價に按じて徵收することとし、(七)全税を完納した貨物は八割迄分運を許し、其期間は三箇月に限ることとした。

(註六)

次いで民國三年(一九一四年)四月財政部は各省の財政委員を召集し、財政會議を開催し、厘金、所得税其他に關する問題十六箇條を提出し、委員の答覆を求めた。其結論中には「厘捐所取已多未便再議加重但增加收入標準額嚴防中飽甄別徵收官吏、實行獎罰並逐漸改認稅爲、散收、或行產銷併徵、果能悉力進行、得人而理、雖不及前清之收入額、當得四百餘萬元、若欲更求較此以上之增加則舍更訂百貨稅率、徵收洋貨之銷場稅、別無良策」と記してゐる。従つて江蘇省國稅廳籌備處は尙前年の草案をも參酌し、同年六月新に「江蘇各稅所征收貨物稅產銷進出併征章程」二十四箇條を制定し、七月一日より之を實施したのである。其徵收法を概述すれば、(一)本省生産の貨物は産地の第一稅所に於て全税を徵收し、(出產稅と銷場稅又は出產稅と出省稅を併徵す)(二)

外來の貨物は輸入の第一稅所に於て全税を徵收し、(進省稅と銷場稅又は進省稅と出省稅を併徵す)、(三)從來總稅を徵收した貨物は暫時舊に依つて辦理し、(四)海關子口稅單附の外國品及四聯單附の貨物は到着地に於て半稅(銷場稅)を徵收し、又三聯單附の土貨は其產地問屋等に於て半稅を徵收し、(出產稅又は出省稅を徵收す)(五)税率は暫く現行税率に依ることとし、(六)已に全税を完納した貨物に對しては沿途の各稅務所は只検査に止め、再徵せぬこととし、(七)貨物輸送路の第一稅務所に於て税金を徵收する時は、納稅證を交付し、第二稅務所に於て検査照合し、其納稅證と貨物の數量と相符合するときは、納稅證は稅務所に留め、別に驗單を換給し、其納稅證と換給驗單の根(控)とは均しく國稅廳に送附し、貨物が第三、第四稅務所を通過するときも亦之に準じて辯理するものとし、(八)已に全税を完納せる貨物が最終の到着地に到りて後更に他處に分運するときは、其八割迄の分運を許すこととし、到着後三箇月を経過するものは此限りにあらずとし、分運を許可した貨物に對しては分運單を發給し、其分運單の有効期限は距離の遠近に依つて別に之を定むることとし、而して認稅として銷場稅を完納した貨物は、只其地方に限り銷售することを許し、分運を許さぬこととし、(九)寧屬より輸入するもの又寧屬に輸出する貨物は、外省より輸入するもの又は外省に輸出するものと同じに管理することとし、(十)從來の認稅貨物に關しては、其所認の稅は全稅中より減少して納稅せしむることとした。(例へば認出產稅の貨物は、僅かに銷場稅或は出省稅を納入すれば足るのであ

る)

斯くの如く本章程は、政府が脱税を防止し収入を増加する目的を以て前清時代にも行はれた統捐制を擴張したものであり、舊規定に比して殊に商人は負擔を増加することとなるから、一般の輿論は之に反對し、即ち民國は新約法に依る統一國家なるに、改正税法を江蘇一省に限るのは不合理であるとし、又江北をば江蘇より除外することを不當としたのである。殊に認稅(請負)の多き上海の認商團體より激烈の抗議があつたのである。其反對理由の主なるものは、(一)認稅貨物は從來沿途の各稅務所に於ける検査を受けぬものであるが、一々検査を受くることになり、留難需索の弊に堪えず、且つ輸送の時日を遷延し商機を逸し、損害を招くこと、(二)分運の期間を三箇月に限つた爲に取引上に支障を來すこと、(三)認銷場稅の貨物は再び全稅を納むるに非ざれば分運を許されぬこと、(四)認捐事務所が発給せる納稅證は沿途稅務公所が之を收受し、驗單を換給し、其收受せる納稅證は國稅廳に送ることとなつたので、從來と異り貨物の數量、稅收等絲毫も隱匿することが出來ず、稅務公所の知悉する所となり、自ら請負金額を増加すること、(五)從來認稅事務所より發給した納稅證書には貨物の數量及納稅額を記入せざりし故、其間に伸縮自在の便があつたが、本法に依つては是等を明記することになつたので著しく不利不便を感ずるに至つたこと等である。其他檢貨手續が煩雜に失する外、分運量を八割と規定した結果、残り二割を最初の仕向地に於て處分し得ぬときは、之を他

地方に搬運するには、更に二重に課稅せらるることとなり、就中三箇月の期限に至つては、條約上の輸出單の有効期限三年に比せば、著しく短期となり、外人に比して不公平の取扱であるとし、貨物到着後、倉入、競賣或は賣買商談等の處理が不可能となり、取引禁止に等しいと云ふに在つて、取引を中止し、米價の釣上をなし、外國棉絲布の不買同盟を執行する等、外國輸入商にも大打撃を與へたが、其後官憲は説諭し、二、三商業に對して延期を許したが、七月一日以降遂に實施するに至つたのである。

當時上海の認稅は多く半稅の請負であつたものを全稅の請負と改めたので、其請負額を増加したものが多し。例へば輸入棉絲は舊額一箇年八萬元であつたが十一萬二千元に、輸入棉布は一萬二千元が四萬七千二百元、油麻は六千元であつたが一萬二千元に上つた。

而して上海に於ける認稅貨物は石油、藥業、米業、紙業等を始め認稅を辭退(退認)し、民國三、四年の頃には漸次散收に改められた。前清時代に比して其數は稍少きも、尙四十餘種をなし、貨物稅表、品目の八、九割を占めたと云はれ、其制度は代表的のものであつたが、其利害は相半ばしたものである。(註七)

洋貨の落地稅に關しては、同じく民國三年十月江蘇省洋貨落地稅徵收章程を制定し、從來の洋貨銷場稅をば落地稅に改め、稅率を七分五厘に上げ、同四年一月二日より之を實施せんとするに當り、

商人の反抗があり、一時停頓したが、再び核定江蘇省徵收落地稅章程を設け、同年五月一日公布したものである。同章程に依れば、(一)本稅は同省内の租界商埠地以外に之を適用し、(二)上海に總局を設け、南京、鎮江、蘇州、常州、徐州、杭州、清江浦、通州、松江等に分局を設立し、(三)子口單を取消した貨物は荷受人が落地稅を完納するものとし、(四)稅率は消耗品を除くの外は從價二分五厘とし、(五)海關輸入貨物にして子口單なき貨物を内地に輸送せんとするときは、落地稅局に赴き、厘金稅を完納せしめ、四聯單を補給し通過の各厘局稅所は只檢査するに止め、消費地に到達した時に章程に照して落地稅を完納せしむることとし、而して其落地稅は之を豫納することを得、未だ落地稅局を設置せぬ地方に於ける荷受人は子口單を取消した厘局稅所或は縣公署に向つて納稅し、該所署より最寄の落地稅局に送付するものとしたが、本法の實施に就いては疑を存する。

寧屬の厘金制度は蘇屬と異り、多くは前清時代の舊制に依つて居たが、民國四年九月財政廳は之が改訂を行ひ、仍ち長江、淮河、裏下河、徐海の四路に分ち、各原率に就いて折衷査定し、厘捐彙刊を頒行し、出江捐一道を從來の加く加徴した外、其他臺捐、漕捐、徐捐、貨捐、港厘、金楊清、淮二、四成及舊慣の各目は概ね之を免除した。而して厘捐彙刊の内に僅かに貨名及捐銀の數があつて、稅率の標準を訂入せぬものは、大抵從價百分の一に過ぎなかつたが、道に按して併算するに依り、納稅額は貨物に比して輕しと云ふを得ない。次いで民國七年(一九一八年)蘇屬の辦法に照し

て、下に述ぶるが如く江南北各一道に課徴したのである。

其後の新法である江蘇全省徵收貨物稅章程中に於ける徵收法を見るに前記貨物稅章程を訂定し、殊に落地稅則を併合して居る。其重要なる條項を擧ぐれば、(一)凡そ本省產出の貨物、外省より運入の貨物及本省にて消費し、或は外省に運赴する所の貨は、本規定を適用し、是等貨物中江南の各稅所が修正稅率に依り、舊に依つて徵收するものを除くの外、江北の各厘局は通過卡捐を裁免し、貨稅を改收し、江南北の各一道にて徵收し再徵せぬこととし、江南範圍十七所、江北範圍二十處を定め、江南は先に總稅を辦理し、各貨及江北港の猪隻統捐、連北の煙油等統捐、寧垣の各業認捐、上新河の木厘、蕪湖の米厘及開徐下關の鐵路貨捐は、均しく暫らく舊に從つて辦理し、各種通海の花布、靖江の土酒は江南北の何れに運銷するを論せず、均しく一稅を完納し、總稅と異なるなく、亦仍ち其舊に循ふべきものとし、(三)本省の生貨は產地の第一機關に於て一稅を徵收し、外省よりの來貨は入境の第一機關に於て一稅を徵收し、凡そ江南の產貨にして江北に於て消費するものが江北の第一機關を通過せば、再び一稅を收め、其江北の產貨にして江南に於て消費するものは、亦江南の第一機關に於て再び一稅を收め、凡そ商人が代徵する稅款は仍ち控除額を定む(即ち認商運貨證を以て證據とす)。(三)鐵路汽車にて運送する貨は仍ち積載前に驗査徵收し、既に汽車より卸したものは檢貨の上許放するものとし、寧浙直達の運貨は往來何れも皆下關徵收機關の分別稽徵に歸し、(四)海關

子口稅單及洋雜貨四聯單を有する貨物は、消費地に至れるときに章に照して落地稅を補納し、其三聯單を有し内地に入りて土貨を採辦するものは、產地問屋をして産稅を完納せしむるものとす。(五)收稅標準は暫く修正貨物稅率に依りて之を徵收し、其未だ價格を決定せぬ貨物は徵收機關に於て時價に照し隨時貨物の品類價目を開明して徵收し、(六)已に稅貨物が消費地に到りたるときは其分運數は八割を限りとし、其運單の効力は三箇月として居ることは舊法と同一である。本法は他省の厘金に比せば一步を進めたが、只一江を隔てた兩方に於て産銷全稅を徵收し、且つ沿途の局卡が稅單を査驗し、仍ち需索留難の弊があるから、尙之が改訂の必要を認められて居たのである。更に廢厘加稅案の討議に關聯し、財政部側の産銷稅改定計畫に對し、商會方面は負擔を増加する故を以て反對氣勢を擧げ、民國十四年十一月關稅特別會議當時の上海總商會の意見としては、厘金の稅率は少きは二分(蘇省の例)とし、多きも五分(浙江の例)を上らぬに、産銷、兩稅の稅率は財政部當面の籌議に従へば、大概出產稅を二分五厘、銷場稅を五分とし、假令本省内の貨物と雖ども合計せば七分五厘に上り、厘金に比して重課となり、而して洋貨の輸入稅を一割二分五厘に加稅せば、結局の負擔者は消費者自身に外ならぬとして居る。又同年末江蘇省に於ては前記四年の落地稅制の故智に倣ひ洋貨補稅を設けんとした。本制は當時尙相當の數を占めた認商の不正行爲を防止し、收入を増加せんとするに在る。子口稅を納付せぬ洋貨に對しては海關稅に照し一道にて徵收

し後子口稅單と同一待遇を與ふるものと定めたが、其實行は固より疑はしきが爲め、民國十五年一月に商人團體より取消の陳情を見たのである。(註八)最近國民政府の時代に於ては關稅自主方針の進捗に伴ひ、厘金稅の改廢に着手したが、同時に商人團體よりは不當なる厘金課稅の取消に就いて意見を提出したのである。民國十七年春江蘇財政廳長の張壽鋪は、各地稅所の司事は往々私に各地商店に對して額外に規費竝に稅單に記入せぬ板厘又は落地稅等を不法に徵收し、其中飽が多額に上るを以て、之が取消を命じた。(註九)同年八月一日より試辦した蘇省棉類産銷稅に關しては、同業者より其前後に亘り之が廢止を請願する所があり、次いで同年末江西南部より搬出する木材に對しては、諸地に稅局を設け、稅捐苛重となつた爲め南京又は常州地方の木材商は財政部に向つて木厘を裁撤して統稅を實施せんことを訴ふる所があつた。(註一〇)同年末上海特別市商民協會よりは第三十六次執行委員の決議を以て同月末裁厘と同時に認捐制の廢止をも財政部に上申し、同意の回答を得たことがあり、尙棉類特稅に關しては同年十月竝に同十八年三月頃諸地商會より之が裁撤に就いて政府に請願したが、政府は國庫の收入上に影響する所が少くないので、尙存續の方針を採つて居た。又同年六月上海磁器公所は財政、工商の兩部に向つて磁器の通過稅を撤廢することを要求した。蓋し同年五月一日磁器特稅局を設け、磁器に課徵したが、己に江西景德鎮に在つて特稅を完納した上、長江下流の通過に當り、安徽に於て全省の厘金稅及蕪湖の常關稅を徵され、又南京

に於て統捐を課せらるゝが故に、上海の磁税を加へなば、其税率は苛重となるが爲である。(註一一)
又同年八月蘇州財政廳は請負商の徵稅制は一般人民に利なく、獨り小數の請負商人の私利のみに歸する弊を認め、該制度の廢止を決議したのである。其他同年八、九月の交には節々課徵の害あるを以て、同稅厘の改廢を爲し、同年末には茶厘の撤銷をも計畫し、又同年及十九年には江浙繭稅の減免に關して提案を見たのである。(註一二)

江蘇の百貨厘金收入は、國民政府賦稅司の調査に依れば、七十三局を通じ、民國十五年は七百八十九萬五千餘元であつたが、十六年の收數は六百八十二萬四千餘元に上つたのである。

(註一) 光緒東華錄元年四月條

(註二) 光緒二十九年十二月江蘇巡撫端方の奏文に依れば、江蘇は江西と異なり、大宗の貨物は外省より運來のもの多く、又認捐を實施して居り、其他零細な貨物は名目繁錯であるから、統捐の必要なものと説いて居る。(關鈔彙編光緒三十年九月條)

(註三) 江蘇省財政說明書

(註四) 吉田虎雄支那貿易事情三三一—四頁、支那經濟全書第三輯 (British) Diplomatic and Consular Reports, Trade of Central and southern China, may 1898. PP. 11

(註五) 王振先中國厘金問題、賈士毅民國財政吏上冊四一三—四頁 J. Elkins, The Revenue and Taxation of the Chinese Empire, PP. (2238)

(註六) 稅務月刊第一號

(註七) 上海の認捐制度は前清時代より廣く採用され、認捐公所に一ヶ年の厘金稅を請負はしめ、公所より厘金總局に對して豫定の厘金額を前納し、公所は其辨償として各商人より徵收するものである。從來認捐に屬した貨物は大宗品であつて、棉絲布、紙類、石油、毛皮、角骨、錫箔、猪等に多く、是等商品の取扱者たる認捐公所の大部は南市に在り、就中規模の大なるは洋貨公所、綿絲公所、紙業公所等である。

革命後厘金稅を貨物稅と改め、南京臨時政府成立に當り、從價二分の課稅を省議會に於て決議し、先づ之を蘇屬に適用せんとしたが、前述の如く商人側の反對があり、一方政府は上海稅務總公所より毎年定額の收入を得る豫算であつた爲め、從來より多少存在した認捐制度を既に多くの貨物に適用し、寧ろ確實の收入を擧げ、同時に徵收手續並に其經費を節約するの得策なるを認め、小數の零細な貨物に對してのみ徵收を實施することとした。左に從來行はれた認捐手續、種類及徵收法に就いて説明する。

イ、認捐手續 貨物稅徵收の請負業者たる認捐公所は、毎年一定金額の稅金を稅務公所に納付する代り、他方各商人より、稅金を取立つものとし、認捐は各年初に當り、入札方法に依つて最高の認稅額を承認し、相當資産信用ある者をして、請負はしむることとし、而して請負者は多くは同業組合たる公所、又は同業者中の大商人にして、當該營業に關係を有せぬ個人の場合殆んど稀である。即ち多くは認捐であり、包捐の場合は例外に屬す。

認捐は比較的有利の營業に屬し、又往々請負者には苛索貪婪の徒があり、暴利を占むるものもあれど、一方に損失を招くこともある。例へば第二革命の際には商業沈滞し、收入額は減少し、請負高を償ふに足らず、退認と稱し、請負契約より脱退した。退認の際には稅務總公所は其旨を公告し、關係商品を徵收に改めた。

請負業者の認捐公所は、稅務總公所に對して毎月一定の請負金額を納付する事を承諾すると同時に、稅務總公所は認捐公所に對して其商品に課すべき稅額の最高限度を定め、認捐公所は其限度を越えた額を商人より徵收することは出来ぬこととし、認捐貨物に對する通過證たる分運單は認捐公所より之を發給す。

ロ、認捐の種類 上海に於ける認捐には從來全部課稅の請負をなすものと、一部課稅の請負をなすものとがある。

即ち

第一は認全税で、本税は積出地に於て全税二分の請負をなし、其後到達地に於ては課税せぬものにして、一九一三年末之に屬する貨物中には火腿、綿絲、華糖、湖州綢等數種があつた。第二は認進省税及認出省税で、本税は輸入貨物中更に内地に轉送する場合に進省税及出省税の兩者の請負をなすものである。同年末之に屬する貨物は其種類甚だ多く、洋土雜貨を始とし、石油、海産物、鹽魚、洋藍、生漆及熟漆紙、洋棉布、針金、紫檀、蘇杭麻掛物、江西麻織物、洋絲袋、漢口錫、石炭、白蠟、柏油、牛皮、皮貨、染料桐油、白麻、陶磁器、人參、燕巢、象牙、昆布、寒天、洋木板、廣木、紙貨、雜貨等があつた。第三は認銷場税で、本税は内地より稅務公所を通じて上海に運來する貨物に課する税金の請負をなすものである。之に屬する貨物は果物、錫箔、紹興酒、綿綢裘、鷄鴨卵、小麥、竹、牛、米、抗綢土布、鮮魚、麻油、胡麻、缸罇、杭州產煙草、圖書公司用紙、石炭、高粱、燒酒等であつた。第四は認出產税で、本税は上海附近の土産品を他の内地に轉送する場合に課する税金の請負をなすものであり、之に屬する貨物は牛油、羊油、鍛冶屋製品、鐵鍋、砂糖漬及醬油漬果物、皮蛋、嘉定棉花、南瓶土布、龍草及龍華製紙會社製の紙等であつた。

ハ、認捐公所の徵收方法 認捐公所は商人より取立る税金は、稅務公所の定むる最高限度内に在り、一般商人に向つて公表する税額は略一定して居るが、引取關係の如何に依つて事實上異同がある、就中割引を爲す場合は取引をなす商人の貨物を運送するに當り、二、認捐事務所の所有者が自己の貨物を内地に轉送するに當り、三、運輸業の代辨をなし、又多くは通關行を兼辨する轉送公司或は厘金の請負をなす民船業者の貨物を運送する場合等である。而して認捐公所が分運單を發給するに當り、前記の特殊關係を有する者に對して割引をなす方法は、斤量若しくは個數を低減して見積ることを常とするが、分運單には税金額を記入する必要がない爲め、分運單記載數量は實際の運送數量に符合せしむる。

上海の認捐制度は一九一四年の貨物稅章程の實施以來、認捐業者は不利益を受くることになつたから反對した。現に認捐貨物四十餘種の中、石油、藥業、米業、紙業、煙業の如きは退認するに至り、其他の認捐貨物は從來多くは半稅請負であつたものが、全稅請負となされた爲め、稅務公所と認捐業者との間に交渉折合の結果、左記の如く認稅全額を増加

改訂する所があつた。

	舊認捐額	新認捐額	増加額
洋 棉 絲(一箇年)	八〇,〇〇〇元	一一一,〇〇〇元	三二,〇〇〇元
洋 綿 布(同)	一〇,〇〇〇	四七,二〇〇	三七,二〇〇
油 麻(同)	六,〇〇〇	一一,〇〇〇	六,〇〇〇
北 貨(雜貨を主とす)(一箇年)	一,〇〇〇	一一,二〇〇	一〇,二〇〇
海 産 物(一箇年)	六〇〇	一,二〇〇	六〇〇
砂 糖(同)	一	二九,〇〇〇	二九,〇〇〇
洋 藍(同)	一,二〇〇	三,六〇〇	二,四〇〇

曩に民國二年十二月日本上海總領事の報告に依れば、上海の厘金稅率及貨物稅率の如きは單に表面の規定であつて、厘金局及稅務總公所共に規定通りに施行せるは皆無さいふ程にして、其間中飽、贈賄の弊害が頗々として行はれて居る。蓋し請負制は、官に於ては徵收手續の煩雜を省き而かも一定の收入を得、商人に庄つては検査其他の手續を簡便にするの利便があるが、往々請負者たる董事及其他使用人等中には苛索貪婪飽くを知らぬ輩があり、誅求を事とするから、當時商人側にては却つて認捐を希望せる爲め、公所側も商人の反對を顧みずして省定の稅率を勵行するよりは、寧ろ認捐に依ることが收入を確實にするこゝなる爲め、漸次其範圍を擴張し、民國二年三月現在認捐は稅表品目全數の八、九割を占め、爾餘の零細な貨物のみが通過の際に課稅されて居たのである。江蘇省に於ては、同業者以外の者が經理する所謂包捐の場合に甚だ少なかつたが、又之を許さぬ、こともあつた。(金子隆三復命書第四編厘金九五—一〇五、二二八—二三二頁、支那經濟全書第三輯實士毅民國財政史上册四一四頁)

(註八) 上海地方の認捐業者は、民國三、四年頃より次第に退認したものがあつたが、民國十五年現在上海の洋廣土貨認捐は四十餘業あり、認稅額は約六十萬元に上り、從來の百抽二の計算を以てすれば、消費貨物は三千萬元に達し、上海のみで

約六百萬元を占むと云ふ。(銀行月刊第六卷第三號)

(註九) 銀行月刊第八卷五號

(註一〇) 銀行週報五六一號及五八二號

(註一一) 銀行月刊第八卷一一號

(註一二) 銀行週報六一五號、六一九號工商半月刊第一卷一七號、一八號、一九號、二〇號、二四號、第二卷一三號

第二款 浙 江 省

甲 前清時代

一、百貨厘金

百貨厘金は、當初百抽一のものも創辦間もなく百抽六、七に達した。諸書に革命前の浙江厘金は兩起兩驗制のみであるが如く記してあるものは誤りである。蓋し浙東抽厘の初は、其貨物の多くは本區にて販賣され、徵收方法は一起一驗に係り、又統捐の先鞭をまなしたが、同治初年浙西靖定の後、浙東西の貨物は相互に運送販賣された結果、省吏は更に專章を改め兩起兩驗制となし、凡そ浙東の貨物にて浙東各縣に運銷するものは尙一起一驗とし、唯だ浙西に運銷するものは始めて兩起兩驗とし、又浙西の貨物にて浙東に運銷するものも辦法は同様であつた。要するに本省を通過する貨は多く兩起兩驗とし、近銷の貨にて第二卡を経過せぬものは僅かに一起厘を抽するものとした。同治二年の規程に於ては、浙東地方の兩起兩驗は百抽九分を徵し、浙西地方の一起一驗は百抽

四分五厘を抽した。而して兩起兩驗を一度完納せば、其餘は重徵せぬこととし、一起一驗は經過の頭卡に於て併納せば、餘は均しく驗票のみで許放することとした。同三年省城の克復後、官紳は資を捐して局を設け、江西景德鎮の舊章に照して一割を收め、難民を收養することとし、起捐は毎千文に付三十文を徵するが、驗捐は二十文に改め、原定の一起一驗四十五文に比して一割を加ふものとした。兩起兩驗は江西の制に倣ふたのであるが、江西に比して一分輕いのである。(江西は初卡三分次卡二分、三卡又三分四卡又二分計十分である)

更に地方別の徵收法を見るに、同治二年浙東に於て起驗制を定むるに及び、上下兩水に分ち、安徽、江西、福建より江を下りて運送するものを下水と曰ひ、寧、紹、抗より江を上り運送するものを上水と曰ひ、下水は江西より入境するもので、常山は起卡、蘭谿は驗卡、義橋は起卡、曹娥は驗卡とし、寧波に於ては票に照らし、凡そ兩起兩驗を完納せば、其他の各卡は只檢票に止めて放行し、上水は寧波より辦貨するもので、寧波は起卡百官は驗卡、義橋は起卡、蘭谿は驗卡とし、西安、常山は俱に票を照し、浙西抗嘉湖の三府は港灣分岐し、起驗を分別することが出來ぬ爲め、浙東より浙西に販運する貨物は浙西の頭卡に於て起驗を一次に併徵した。後、光緒二十二年(一八九六年)浙東の兩起兩驗制を改め、兩卡を分つて抽收し、別に新章を刊布し、宣統元年棉花及温州、松陽の煙葉に就いては先捐後售制に改め、獨り紹屬の棉花が西路に運赴するものは、改めて一次の抽捐とした。

曩に同治六年頃は各貨の名目が未だ備はらず、物價は又漲落して一定せなかつたが、光緒五年（一八七九年）税率を修訂して適用し來つたのである。同細則表に依れば、綢緞、綾羅、呢羽類、繡貨類、皮貨類、布匹類、錫箔紙劄類、銅鐵鉛錫類、磁器類、食物類、藥材類、油類、木竹類、雜貨類の十二類に大別し、税目は六百餘種に上つて居る。

百貨厘金の附加税は善舉、儲備、公款、廠紗捐等がある。善舉は冠亂の爲に蹂躪された善後費用として厘金一割を充當する爲に之を試辦した。即ち原章の起捐三分、驗捐減半に對して善舉を加入せば、起捐三分驗捐二分となり、之を加徴した局處は三千餘卡に及んだ。儲備、公款は光緒二十年驗捐項下より善舉捐類に照し、浙西卡は起驗併捐し、善舉一割の外に儲備一割を課し、浙東卡は善舉二厘五毛を課した。廠紗捐は民船に依り内地に運銷するものゝ中、從來常關の存せぬ抗、紹の首卡に於て厘餉局より、三聯單を刊發し、每擔關平銀七錢を徵收したのである。（註一）

二、其他の厘金

其他の厘金としては、絲茶等の特産物に關するものがある。

(一) 絲 厘 金

絲厘金には正款及附款があり、正款中には左記の種類がある。

(イ) 運絲捐 本捐は従前局を設けて收税し、每包八十斤に付約銀二十餘兩とし、當時需餉が甚だ多

かつた故に、税率も又過重となつたのである。蓋し同治三年厘捐總局は先捐後售を計畫し、每絲一包の收捐を十六元とし、各卡より各絲行の責任に委し、賣絲の時に納税せしめ、銷售を許すことにした。光緒十年頃は多く各絲行の認捐に屬したが、同卅三年には官辦に收回したのも多い。庚子賠款發生後は、運絲每包捐二十元とし、次で正附各捐に若干改訂を見たのである。

(ロ) 用絲捐 本捐は同治初年百貨厘捐章程に照して課税したが、後用絲は本地に銷費するもの多く、最も偷藏に便であり、又検査困難であるが爲に、光緒十年各屬絲行の認辦に改め、每兩正捐錢四文を徴し、十二年には善後捐錢二文を加收し、三十年には山東賑捐錢一文を加徴し、總數每兩に七文を課し、三十三年には官辦に收回し、其率を増加し、山東賑捐一文を停止するを除くの外、十二文とした。但し紹興群城湖屬新市等に於ては、尙絲行の認捐に附して居た。

(ハ) 繭捐 本捐は光緒九年に試辦し、每鮮繭百斤に付洋四元を課し、乾繭は鮮繭三斤を折して一斤とし、每百斤に付洋十二元を徴し（正捐九元四角）各繭行に命じて先捐後售とし、局に赴いて納入せしめたが、光緒二十一年に紹屬には繰絲廠を創設し、大竈烘繭三十斤每乘稅捐三百元、小竈烘繭二千斤每乘稅捐二百元とし、後商力困難の爲め、改めて竈に按じて認捐とした。

(ニ) 繭竈捐 光緒廿一年紹屬に機器繰絲廠三軒を創設し、竈に按じて繰絲の出運に對し課税した。當初每竈捐洋二百元とし、大竈は加倍し、又三百元とし小竈は二百元と改めた。

(ホ) 絲繭諭單 本則は絲繭商店に對する許可手数料であつて、同治三年の章程に依れば、上則は絲行は定額八十千下則は四十千とし、新絲が市場に出るときには該管局卡の責任として查報せしめ、再び省委員より查繭諭單を徴することとし、光緒九年竈の存する正莊には上則諭單捐錢八十千を、竈なき分莊には下則諭單捐錢四十千を徴した。

次に附款には、(一) 絲償款 (光緒二十八年庚子賠款の爲に試辦し每絲一包一元を加徴す) (二) 綢綿償款 (又同上目的の爲に創設し正捐外に四割乃至五、七割を加徴す) (三) 善後 (同治四年に運絲每包善後二元、用絲は先に貨尾に列し、光緒六年より專款を提出し、收捐は用絲正厘四文を除くの外善後は十二年の制定に依り、每兩收鐵二文とし、三十三年春季厘餉局は用絲捐を加徴し、每捐錢十二文を收めた。善後は舊に照して二文又は四文とし、一律には定め得ぬ) (四) 柳浦塘工 (光緒二十五年河道を疏濬する爲に課徴し、每包洋五角とした) (五) 絲滬捐 (同治五年每絲一包滬捐四元を代徴し) (六) 繭滬捐 (光緒九年每繭百斤滬捐百元を代徴し) (七) 蘇代湖捐等がある。

(二) 茶 厘 金

茶厘金は厘金設置以前よりの茶捐と同じきも、同治元年左宗棠が浙東厘金を興辦し、當初府局を設け、鹽茶厘稅局と名けたが、各卡に茶厘を專收したものがあつた。同二年淨茶百斤を一引とし、箱茶每引茶捐銀九錢、厘銀一兩四錢、篋茶袋茶每引銀四錢、銀六錢を頭卡より總抽し、餘卡は驗票し、

外省に於て已に捐を收めしものが本省を經由せば、每引厘銀八錢とし、茶捐は徴收せぬこととした。同五年産茶多く賣價漸く平靜に歸し、従前と異り、屢次厘捐を酌減し、北口茶捐の名目を停止し、捐厘に歸併し、箱茶每引統收捐銀一兩四錢、篋茶袋茶每引統收捐厘銀七錢とし、外省の茶にて本省を經過し、若し外省の捐票があれば再徴せぬこととした。又同年浙西茶糖二捐を徴し、箱篋袋を問はず、一律に每引加抽一兩とした。光緒元年箱茶は每引減じて一兩とし、篋茶袋茶は粗細を分たず、減じて六錢とし、茶硬茶末は本省たるを外省たるを區別せず、每引收厘銀二錢とし、稅課を免じ、安徽、江西に於て已に納稅濟の茶が本省に入るときは、粗細を分たず、首卡に於て每引厘銀二錢を課した。茶其他の附加稅としては、例へば茶、糖、煙、酒の加徴は、光緒二十二年及二十六年に各二割が増し、二十七年庚子賠款に依る特別附加稅として三割を増し、三十年には征兵經費に充當する爲に更に五割を加徴した。(註二)

三、坐賈及落地捐、認捐等の制度

浙江の厘金は江西の制に倣ひ、行商を詳にし坐賈を略にし絲繭に先捐後售の制を採るの外、又前記の如く棉花烟葉にも踵いで之を適用した。蓋し之を業戶より徴收するも價を客販から取るので、眞の坐賈と謂ふことは出來ぬが、落地捐及洋廣船貨、繭貨等の各捐は、外來の貨に對して販賣地に於て課稅するが故に、坐賈の遺法である。其後認捐を改め、又坐賈の舊制を引用したが、其辦法に

は不同がある。今諸種の徴収法を掲ぐれば、下の如きものがある。

(イ) 杭城洋貨落地捐。本捐は省垣克復後の創辦に係り、浙志便覽に依れば、委員は知府の班を用ゐ、年收は光緒十年頃十二萬を占めたが、光緒二十三年鄒方伯が重定した比額冊には僅かに一萬七千餘緡と記してある。

(ロ) 寧温二郡洋廣貨捐。凡そ汽船に依つて通商港間を運送するものは、内外國各貨の別を論せず、總括して洋廣貨と併稱し、一律に課税した。當初土地の士紳より商人に勸諭し、特別に捐納せしめたのである。寧波、温州兩局の捐率は各不同があり、皆商家の習慣に依つて定め、固より汽船を以て輸入する内外國貨を統征するも、洋貨と華貨との別がある。洋貨中子口單のあるものは、到達地に於て税單を撤銷し、其の貨物が支那商の手に入つた後は、内地税局に歸し、半減して課税するが、子口單のなきものは寧温兩局に於て輸入税を徴し、内地に運搬せば、内地税局に於て章程に照して課税するのである。

(ハ) 寧波鎮海船貨捐。寧鎮兩處には各船貨捐卡を專設し、海防經費支辨の爲に課徴した。其始は船隻の進口捐錢僅かに二十五文とし、之を船捐と名けたが、次いで百貨を併課するに及び、改めて船貨捐と曰ふた。凡そ汽船が通商港より運賃して不通商地に至るもの、又は釣船、帆船、山東船の進出口は皆該捐局の徴収に係るが、唯だ滄蛋船、閩船は船捐のみを徴收し、貨捐は徴せぬ。

(ニ) 寧郡閩貨捐。太平亂の騷擾に依り、寧郡の商務は閩幫が頗る優勝の地位を占めたので、前の巡撫王莊愨公は閩商より特別捐を徴し、其後委員を派して局を設け閩貨の寧地に運入するものに對して酌量課税した。委員は何れも候補人員を選定し、閩人を充て、商情を融洽せしめた。

(ホ) 江干紙柴炭(公所蕭山煙葉)公所認捐。光緒二十年の日清戰爭に依る償款を補給する爲め、是等兩局に於ては同二十二、三年に定額の課税を請負に附し、其認捐を徴收した。

(ヘ) 各局卡經收業戶認捐。光緒二十三年比額冊に列する所に依れば、寧郡には業酒認捐錢洋兩款があり、絲捐、綢捐及内地洋貨、錫箔認捐があり、紹郡に綢及用絲、錫箔認捐があり、温郡に甌綢認捐があり、皆郡局より額を按じて收解し、湖墅卡の綢認捐を最大宗とし、長山門絲卡に附收の臨平棉花認捐があり、湖郡分卡(後改めて湖城卡となす)には用絲認捐があり、新市烏鎮にも亦皆用絲認捐があり、均しく該卡より額に按じて收解した。其創設年代は不明であるが、何れも皆見貨抽厘の煩、逐卡查驗の密に懲りて歷年業戶を勸導し、商董を擧げて捐數を認定し、業戶より商董に分攤し、彙繳して簡易に歸した。蓋し擧ぐる所の商董は必しも皆賢良の徒でないが、本業の所在は耳目の切近する所で、其範圍は城郷數十里の外に出でず、局卡員、地方官が皆稽察督催した爲め、其弊害は少きを待たのである。

(ト) 嘉郡の落地捐及土貨認捐 嘉興港灣紛岐處々に繞越があり、設卡愈々密で、弊竇は愈々多く、

起驗併收の制も實行されなかつた。光緒二十二年杭州に開關し、拱宸橋に設埠し、小汽船か民船を曳いて航走するものあるに至り、各卡自ら管理權を喪失したので、二十四年憚方伯等に命じ、嘉郡全部に對して乍浦一卡を除くの外、概ね行商客貨の入境には課税を停止し、落地捐に改め、運出の土貨に對する課税をば認捐に改め、皆其銷售運論の數を計り、酌中額を定め、商家より年に按じて數を認め、月に按じて捐を徴した。此の結果嘉秀等五縣は各一卡を留め、石桐二縣は一卡を合設し、各商人をして收解せしめた。

(チ)光緒末年招商承辦の大宗認捐。認捐の舊制は僅かに八宗であつたが、光緒二十九年加税免厘の準備として厘餉局の提調文守錦に委し、認捐事務を專辦せしめ、章程を定め、招商承辦とし、先後認捐に委したものは三十餘宗に上り、後十餘宗を存したが、辨理上其効なきが爲め、尙陸續官辦に收回した。而して宣統年間の清理財政局の調査に依れば、現在認捐二十餘宗の外、舊制の八宗を加算せば三十餘宗に達した。是等認捐は多年の慣行に係り、餘潤多く、月に按じて申繳し、公款に誤なきも、然し他卡に於て未だ認捐に依らぬ貨物は減折を免れ難く、暗に侵估を受け、且つ承辦する者は多く豪強な有力人であつた爲め本業と相關せず、名は代表と曰ふも實は包攬であり、設局收捐は苛細であり、其弊害は官立の局卡より甚しく、即ち官卡には時に漏網があるが、商辦には幾んど秋毫も析せらるゝものなく、其利は巨商に歸し、機關異なるも其弊は同じく、其従前辦じた各認捐と名稱は同じ

きも、實際は各異なる所があつた。(註三)浙江厘金の一般的弊害中、財政説明書に依れば、各卡の辦法は何れも不齊であり、其課税標準なるものは、(一)習慣に依つて某貨は某卡に於て若干を抽し、填票若干、中飽若干とし、均しく成例があり、絶へて税章に據らず、(二)商人の手段として、某貨は納捐若干、隱匿若干とし、其手數の敏活に依つて納厘の多寡を定め、(三)比較の盈馱(細)があり、比盈なれば私放多く、比胸なれば需索甚しとす(註四)。パーカーに依れば、浙江の厘金は、南北を通じて商人が吏員を買收し、殊に杭州に在つては、大宗貨物である棉布の取引に當り、厘金は暗黒の裡に消失され、又温州河に於ては鹽の密輸が公然看過され居るが如く、光緒十年(一八八四年)同省厘金の半額は私得に歸し、貿易を阻害した爲め愁訴があり、又往々通過證の發給をも拒絶したのである。(註五)

乙 革命以降

光復後一起一驗に依る併徵主義を原則とし、統捐制に改め、其税率は章に照して減じ、大約五分としたが、實は三分に過ぎぬこととなり、且つ其徵收局數は従前の四十八箇所を四十一箇所に減じ附加税をも統捐中に併入したものと外、多くは之を裁撤した。従つて宣統三年度の豫算數四百四十餘萬元が三百萬元臺に下つたのである。統捐の貨物は皮貨、綢緞、繡貨、布疋、呢羽織、紙劊、錫箔、銅鐵、錫銀、磁器、食物、罐頭、食物油、木竹、藥材、雜貨の十三類とし、特別捐の貨物は茶、

糖、烟、酒、繭、紗等七類に分つて居る。徴收法に就いては、民國二年十一月國稅廳籌備處は統捐暫行法を修正し、同三年三月三十日公布の浙江省徴收統捐章程に依り、本省貨物の運銷に對し、第一次通過の統捐局、或は其分局に於て全部一次に徴收し、外省貨物の本省に運入するものも亦同一方法に依ることとした。但し其目的地に運銷し、本省内に在つて第二次の統捐局又は其分局を経過せぬものは、章程に照して折半徴收し、若し目的地に到達せる後他處に分運せんとするものは、捐數を補足する外捐票を提出して分運單を換領し、已に一次に納捐した運銷貨物は、通過の各局は検査を爲すのみで重徴せず、課稅貨物は稅銀一角以上のものを起捐の數とし、稅則に記載せぬものは貨物の價格を計算して從價五分を徴收するものとした。同四年七月財政廳は一部捐率の改訂を行ひ、負擔の輕減を期した。(註六)

民國十七年三月財政廳は物價騰貴の爲め特殊貨物を除くの外、百貨は一律五割の加稅を實施した爲めに收入を増加し、國民政府賦稅司の調査に依れば、十六年の五百十四萬四千餘元が十七年上半年には四百四萬七千餘元に達したのである。

以下各稅捐稅を叙述せん。 (註七)

(一) 絲捐 本捐は革命後、臨時省議會に於て改訂し、運絲每包正捐十七元とし、滬捐三元三角とし合計二十元三角となり、之に經絲加稅四元八角を加算せば二十五元となる。用絲は每包十元六角と

し三年三月前國稅廳籌備處は運絲用絲各五元を加徴し、運絲は每包八十斤捐銀二十五元二角、經絲加捐九元六角計三十四元八角とし、用絲は每包一百斤捐銀十五元六角としたが、七年四月該定の修正浙江省征收絲捐章程(第三條)に依れば、運絲每八十斤正捐銀二十二元、滬捐銀三元三角經絲同じく正捐銀三十一元六角、滬捐銀三元二角用絲每百斤捐銀十五元六角と定めた。十四年二月財政廳は、造絲は奢侈品に係るの事由を以て、箱裝包運を論せず、每磅(秤當十二兩)に付正捐四角、附稅二割を課した結果、貨物の偷漏が多くなつた爲め、二角に減率した。十五年頃より絲業が不振に陥つたので、政府は土絲改良の方法を設け、同時に各絲行に責成し、捐款を承認せしめた。當時絲行中には造絲に不純物を混入し其價値を低落せしめたものがあつた。

(二) 繭捐 本捐は革命後舊に依つて辨理したが、一時百斤五元とした爲め、收入に激減を見たので民國三年の改正捐法に従つて乾繭は五元を加稅し、共計十一元とした。次いで民國五年以降乾繭は百斤正捐九元滬捐一元とし、鮮繭は三元とし、鮮繭は三斤を折して一斤とした。民國七年四月核定の修正征收繭捐章程(第三條)も亦同率としてゐる。近年繭捐局は三十處に達し、民國十七年の繭捐比額數は百四十六萬元とし、實收は百二十八萬六千餘元である。

(三) 綢緞捐 本稅は前清時代特別捐に屬したが、革命後之を統捐となし、稅率は百斤一角八分乃至三元七角五分とし、年收は紹綢認捐は四十八萬元、華舍綢認捐は二萬七千元、蕭山慶雲公司綢認捐は

三千元合計五十一萬元とし、又統捐局徴收の綿捐は、民國十七年は新訂比額數共計五十六萬五千餘元とし、各年の官辦並商認を合算せば、百萬元を越へてゐる。

(四) 棉花捐 本税は前清時代絲繭と同じく先捐後售に依り、捐率は従前淨棉花は百斤七角、黃棉花は三角五分、帶子棉花は二角一分九厘なりしが、近年財政廳は改正して五割餘を加徴し、淨棉花は一元五分、黃棉花は五角二分五厘、帶子棉花は百二十斤三角九分七厘とした。本税は當初は商辦にして、年收十六萬五千元であつたが、民國元年以降官辦とし、收入を増加し、民國十七年には三十萬元を超へたのである。

(五) 茶捐 本税は革命後に至りても一時舊率を適用したが、民國三年國稅廳籌備處は別に專章を設け、箱茶は百斤捐銀二元とし、江西安徽の納稅濟の入境箱茶は捐銀六角とし、篋袋は各一元三角とし、棟刺黃斤捐銀五角五分茶梗末捐銀三角八分とした、民國八年財政廳は凡そ洋箱茶の捐率を一律に五割に低減し、百斤八角五分とした爲め、箱茶は合茶に比して輕率となつたが、民國十七年三月省政府委員會議に於て箱茶は一律に一元三角に増率した。又光緒年間に減率して每引五錢とした茶塘工捐は、革命後篋袋茶に限り百斤捐銀六角とし、後茶商の陳情があり、民國九年三月四角に低減した。民國十七年の茶捐收入は三十九萬四千餘元あり、外に茶塘捐の收入四萬を存した。(民國十八年六月現在茶葉捐税は每百斤茶捐一元三角、附加税二角六分、塘工捐四角、印花税二分、合計一元九角八分とす)

(六) 糖捐 本税は前清時代百貨厘金の中に屬して居たが、革命後茶と同じく特別扱に改めた。民國三年國稅廳籌備處の修正稅率に依れば、每百斤冰糖は九角、白糖は六角六分、青糖、赤糖は各四角八分とし、冰糖は三角八分、飴糖、土紅糖は各二角四分とした。民國十七年財政廳は五割を増率した。内地より他處に轉運する砂糖にて第二の徴收局を経由せぬときは、均しく率に照して完納せしめ、折半の例に依らぬ。糖捐は従前商認に依るものと官辦に従ふものとの兩種を存したが民國三年以降全省を通じて之を商認に統歸した。其認額數は、十七年は増率の結果増加して二十六萬一千餘元、附加稅收入三萬七百餘元、之に浙西の水利經費六千二百餘元を加算し、合計三十萬元となつたが、十八年の原認商年額は三十六萬五千餘元に達してゐる。

(七) 煤捐 本税は、従前は百貨厘金中に在つたが、後統捐局の徴收に歸し、民國十七年には專局を設けた。浙境に運銷する煤(石炭)及官營事業用煤斤は尙原定稅率に依り、每噸正捐二元、附捐二角とし、浙西範圍内のもは別に水利費六分を徴し、其稅率が稍過重となつた爲め、十八年三月以降は江蘇の辦法に照し、每噸の正捐を三角三分六厘に低減した爲め、正額の年收は三十萬元となつた。

(八) 箔捐 本税も亦百貨捐の性質を有し、従來統捐局に於て抽收し、每錫箔十斤捐銀五角とした。民國十七年三月局を設けて徴稅し、凡そ江浙兩省冥用の紙箔は概ね箔額特稅を課し、箔の生産は紹屬を首とし、年額約二百四十萬塊に達し、抗甬兩屬は之に次ぎ各年約二十萬塊である。江浙兩省の

箔税は省政府より財政部に具申し、十八年三月以降浙省の辦理に歸した。同年の捐數は百八十萬元に上つた。

(九) 寧鎮船貨捐 本捐は先に述べた前清時代の舊制を踏襲し、特に改訂を見ず年數は十二萬餘元である。

前記諸税中の附加税に關しては、革命後改廢があつたが、民國三年の貨物附加税章程に依る増徴に對しては、寧波商會が激烈な反對運動を起し、或は同會議所より直接に該省民政長及農商、財政、内務の各部に對して陳情し、又は全國商會聯合會が決議して農商部に請願し、一方之が對抗策として寧波輸出入貨物全部の輸送を停止する等、一時紛擾を極めたのである。蓋し寧波商會が反對した主なる事由は、同地には從來普通厘局の外に洋廣貨捐局、船貨局、閩捐局等があり、凡そ西洋型船に依る輸出入貨物に對しては、海關税の外に洋廣局に於て貨捐(從價二割)を課し、支那型船に依る輸出入貨物に對しては、常關税の外に船貨局に於て貨捐を課し、福建省より輸入する貨物に對しては、閩捐局に於て貨捐を課し又内地に對する進出口貨物に就ては、統捐局に於て統捐を課する等、事實上は附加税の重徴である云ふに存した。後運動の結果、是等課税を撤廢した。然し洋廣局は尙存續し、寧波、温州及紹興の三貨捐がある。民國十七年十一月頃には、温州洋廣局の上海棉絲に對する課税に就いて、當業者の撤廢運動があつた。(註八)

落地税は前清時代より存し、殊に洋貨の子口單を有するものに就いては、到達地に於て支那人の手に移つた後に始めて其買主より之を徴した。革命後に至つても、前記洋糖、煙草其他洋廣貨に關して適用があつた。就中華民國三年三月三十日制定の菸捐章程第三條中にも、海關に於て子口半税を完納し、子口稅單を持するものは、仍ち約章及洋貨落地捐章程に照し、舊に依り辦理する旨を定め居た。而して同年九月には一時此種落地税を廢止し、専ら統捐を施行する旨を財政廳より各統捐局に通飾したが、其結果は不明である。次で民國四年財政廳は章程を公布し、凡そ子口單を取消した外國貨物を受入れた店舗は、均しく舊章程に照し、落地捐を一次納付するを要し、其指定地に於て買受くるものは、子口單を取消した捐局に納税し、其沿途に於て賣却する者は、買受者より賣却地の捐局に納税し、落地捐率は統捐暫行法に依りて折半徵收し、若し該貨物にして其捐率に未だ記載されぬものは之を評價し、從價五分の例に照して折半徵收し、外國貨物買受の店舗より納税し、未だ統捐局を設置せぬ地方に在つては、外國貨物を買受けた店舗より子口單を取消した縣公署に納入することを得、其稅收は該縣公署より最寄の統捐局に解送するものである。(註九)

民國十八年に於ける特殊消費稅計畫は、五省裁厘會議前即ち民國十七年春に開始したが、又其廢厘も實行困難の事情があり、専ら統捐に依ることとし、統捐稅率は前記十三類の外に、財政廳が修訂の結果、財源の大宗である絲繭茶等を併入し、新法は二十五類とし絲繭茶は仍ほ舊に依つて徵收

し、其他各種貨物に對しては五割を加徴することにし、之に因つて收入を約三分一増加したと稱された。

最近に於ける同省生産品の減免に關しては、同省財政廳は江蘇財政廳と共に蠶業獎勵の見地より、同十七年以降同二十一年迄四箇年間秋繭の捐税を免すべき旨を財政部に呈請する所があり、人造絲捐率は原定每封度正税二角、附税四分とし、浙西に於ては別に水利費一分二厘を徴し、海關新税則に依り、輸入に對しては既に從價一割を課することにしたが、江蘇の認辨税率は僅かに一角二分に過ぎぬ爲め、十八年二月商界は財政廳に對し、同様に之が低減を申請した。然れども十九年に至り、輸入が増進したので、財政廳は人造絲捐公所と接洽し、原額の十四萬元を一割増加にて、年繳十五萬五千元と決定したのである。絲業は、其後尙益々不振であつた爲め、同省政府は之が根本的救済手段として、(一)機製織綢を免税すべく各縣に通牒し、(二)綢捐率は四分の一を輕減すべく各統捐局に通令し、十九年六月十六日以降之を實施せんとした。而して杭州觀成堂認辨綢捐公所の認辨綢捐は正税四分一を減額し、年額三十萬元と定めたのである。(註一〇)

更に裁厘後に在つても、同省印花烟酒稅局徵收の烟酒稅則中には從來通過稅があり、江西廣豐より蘇省に運搬するものにて、常山第十區分局を經過するものは每百斤通過稅正捐一元、附税二角を徵收し、又酒類中に江蘇より安徽に輸出するものにして嘉興、浙西の燒酒稽征專局を經過するもの

は通過稅正捐一元七角六分、附税三角七分二厘とし、就中第十區の烟酒分局に於ては通過稅は十分の八を占むるが如く、厘金と選ぶ所がなく、苛細に過ぎたので、一九三一年七月之が免徴を決したのである。(註一一)

稅厘の認捐制は近年専ら豪商の包攬に歸し、却つて小商人に不利となつた爲め、民國十七年十月には餘姚縣商會より國民政府に向つて該制の廢止を請願し、包商期限到來後は之を許可せぬことを主張した。同十九年五月頃迄に包稅制を撤消したものは、舊杭寧紹等六屬の洋布捐正捐三百萬元、附捐七萬六千八百元、杭紹人造絲捐九萬六千元、全浙糖捐約三十萬元等であり、尙撤廢せぬものは觀成堂綢捐四十五萬六千元、華居綢捐二萬七千元、慶雲綢捐九千元、峽石紗捐一萬二千二百四十元、杭紹金參燕捐一萬一千三百四十元、金華火腿捐七萬五千元、寧波草蓆捐二萬五千二百六十元等である。(註一二)

民國十八年錫箔の認捐價額は正税百八十萬内外、附加稅十五萬元とし、中經費二割、獎勵金一割を控除する外、附税を酌減した結果、總額百四十萬元を計上した。之に對する保證金は例に依り二割とし三十萬元と定めた。人造絹絲は前年商人の認辦に移し、正附共計十萬四百元であつた。其後稅率を減じたが、認捐の標價を十四萬元に増額したので、之に應ずるの商人がなかつたのである。

(註一) 浙江省財政說明書、浙江通志厘金門稿卷上、經濟討論處中外經濟週刊第一七五號

- (註二) 同上
(註三) 浙江省財政說明書、浙江通志厘金門稿卷上、大清會典事例卷二四一
(註四) 浙江省財政說明書
(註五) E. H. Parker, China, Her History, Diplomacy and Commerce, pp. 146-223
(註六) 稅務月刊第一卷六號 The Economic Bulletin, vol. xli, No. 15
(註七) 浙江財政紀要
(註八) 銀行月刊第八卷二號
(註九) 稅務月刊第一卷六號、買士毅民國財政史上册四一八
(註一〇) 工商半月刊第一卷四號、五號、一三號、第二卷一二號
(註一一) 工商半月刊第三卷一號
(註一二) 銀行月刊第八卷一一號、銀行週報六四八號

第三款 江 西 省

甲、前清時代

江西省は咸豐五年（一八五五年）以來厘金を試辦し、其局卡が六十五處に及んだことは、沿革に於て説明した如くである。由來同省は外國貿易關係に於て、厘金の弊害が最も甚しき地方の二に屬し、咸豐六年には總局を設け法を定め、百貨を綜計し、之を分抽し、凡そ銀一兩に二分を課し、一千文に付二十文を徴し、卡を通過せば省に課税し、別に定限は立てぬ。次で安旅軍を編成して之を保衛とし、抽分法を定め、首卡捐三分、次卡捐二分と定め其收入の五分の中一分は軍を養ひ、四分は餉

を助けた。同十年兩江總督曾國藩は軍を統へ、江西厘金全部を軍費に供し、總局を改めて牙厘總局とし、軍餉支細の爲に湖北章程に照し、上中下三則に分ち、次いで兩護兩驗（舊名兩起兩驗）に依り首卡三分次卡二分とし、三、四卡も又之と同じく、其他は重徴せぬこととした。同治二年（一八六三年）巡撫沈葆楨は牙厘茶稅の一半を防餉に供し、曾國藩は又江西境内の厘金を總て之に歸することとし、同五年五月巡撫劉坤一は軍事竣功の結果、厘金を減じ、坐賈を停免し、又分卡を裁併したのである。（註一）

過稅たる行厘と並んで坐厘に當る門厘がある、同制は咸豐八年（一八五八年）九江に於て同市奪回の兩三箇月後に創辦し、各商店の毎日の取引高に従つて稅額を定め、其標準は從價二分に該當するものとしてゐた。實際の例は、小雜貨商に對しては一萬五千乃至二萬文の收入に對して當初一日十六文を課し、後に三十五文に減じ、棉布商に對しては間屋の大なるものは一日六百文を課し、小商店に對しては僅かに八文又は十文を課するに過ぎず、納入期は毎五日と定めた。蓋し同制は實際前記同治五年には全廢せられず、同七年（一八六八年）の夏頃迄存したのである。（註二）

開辦當初の厘金稅率は五分程度に止り、殊に地方政府の管理に屬するも、中央政府允許の下に徴收し、二重名義を存したことがあつた。（註三）而して後年に迨び漸く兩起兩驗に依つて倍加したばかりでなく、諸地に於て重課の例が多かつたが、又著しく低率のものもあり、或は貨物の種類に依

つて區々として統一を見なかつたのである。就中外國品は天津條約に依り子口税制を以て保護され
たが、支那品に對しては、同治十年（一八七一年）頃迄は其利益に均霑せしめなかつたので、厘金の税
率は他省に比して苛重であつた。支那海關稅務司スタンレー・ライトが當時江西厘金重課の事情に就
いて、（一）當時は新稅が外國通商上の利益に衝突する條約港が存在しなかつた爲め、急激に發達し、
（二）九江には一種の競争機關である常關が制限された範圍のみに存し、而して戎克船の稅局に於ては、
茶竹木鹽等以外は一定の從量稅が適用されなかつたので、自由に通過途中に於て重徵を實施したの
であると述べて居る通りである。（註四）

同治九年九江海關稅務司ドリユの貿易報告より、二、三輸出入品に對する厘金稅率を掲ぐれば、
例へば磁器は產地景德鎮に於て三分、途中首卡二分、次卡三分、到達地の饒州に於て二分合計一割を
課するが、湖口には海軍用の爲にする附加稅及景德鎮の組合手数料があり、紙に對しても一割を課す
る上に湖口外に在つて同じく二分の附加稅を徵した。其他檀香木、白海參、錫、胡椒、昆布等は一割の
限度を超過し、一割二分乃至一割四分に達し、米は一割、金屬及赤糖は七分乃至八分、棉は四分乃至
六分、土布は一分六、七厘乃至五分内外、羊毛は二分乃至五分、^{カメル}吳羅は二分五厘以下とし、又砂糖
及錫の如く船積の大量貨物に在つては、一割の全稅の外に馬家州に於て二分の加徵があつた。但し表
面上一割餘の課稅も貨物の價額及數量を著しく低下して申告するが爲め、實際は二、三分に過ぎぬ

ものがあり、又紙の如き、民船に依るときは二割乃至四割の厘金を全然逋脱したのである（註五）。其
後厘金に依つて政費並に軍費を支辨し、若干の改廢を見たが、立法寛大の爲に中飽が多かつたので
ある。遂に光緒二十六年（一九〇〇年）團匪事件の結果、毎年贈款百四十萬の負擔を増加したので、
厘金の整理を實行し、商務局を設置し、先後大宗貨物たる吉贛、撫建兩河の木植、撫州、建昌、袁州、
廣信、瑞州、寧都の夏布、樂平、餘干、彭澤の土藍、景德鎮の磁器、信豐の蘿蔔條、各處の土產及
外省運來の麻、福建の菸葉等を統捐に改め、各貨物の種類に依つて專局を設け、或は在來の厘局に於
て之を兼辦し、又は州縣に於ても之を徵收し、一度統捐を完納せば、印紙を貼布し、其他の各局卡
に於ては驗査に止め、重徵せぬこととし、若し脱稅するときは貨物を沒收し從來各地厘卡に於て徵
收したものは悉く統捐卡に歸して之を總括することとし、光緒二十八、九年に亘り内地大宗貨物を
ば逐次統稅に改辦し、又一方海關より輸入外國品の内國通過貿易を奪取し、同時に管理權を移轉し
た常關稅の損失をも恢復せんとし、光緒二十八年四月九江、湖口等の地に保商局を設け、子口稅制
度に倣ひ半稅を徵收するに當り、貨物の檢査を省略し、納稅猶豫期間を設け、其他手數を寛大にす
る等幾多の保護方法を講じ、殊に海關制度の子口稅と異り、輸入内外品を通じて之を適用すること
にした。次いで湖口等樞要地方には專局を設立し、湖口進口統稅局と名け、輸入貨物の統稅を徵收
し、其他輸入貨物例へば饒州、廣信、建昌、袁州、贛州の各府と安徽、浙江、福建、湖南、廣東

の五省とは相毗連し、從來から其陸路出入の貨物は偷漏多きが爲め、樞要の地に設局徵稅し、一律に歸し、輸入貨物に對しては路の遠近を問はず均しく統稅を徵收し、銷場稅法に符合せしめた。而して本省の貨物に限らず、外省よりの輸入貨物に對しても又同じく統稅を適用することとし、更に各商務總局は牙厘局の辦理に歸併し、同三十年に至り統稅制度を一層推行したが、一卡の中に或は統捐を收め、或は厘金を收め、辦法參差未だ昭かに劃一を期し難きものがあつたので、米穀百貨等をも總て之を統稅中に歸入したのである。財政説明書には統捐制の効果を記し、「其實厘金二護二驗爲三統捐之散數、統捐十分統收、爲三厘金之總數、不過三轉移間、而收數大旺、商界稱便、自改辦統捐一復經過下卡只許三查驗、不許三補收、苛補之弊除矣」とあるが、實際は湖口の輸出稅局の如きは尙特立し、厘金の一種である鐵路捐九九捐等を課し、又首卡に於て一割稅を完納したのものにも往々附加稅を課徵し、或は其附加稅をば滿稅と稱し、不足(補完)稅を追徵するのではなく、即ち實際貨物の超過量に對して課稅せず、單に名目を欺瞞し、普通の附加稅を課徵したのである。其著例は福州よりの米に對して一割稅を黃江口にて課し、謝埠に達せば十一文即ち正稅の五パーセントの附加稅を徵し、都昌を經過せば二十一文即ち正稅の十パーセントを徵し、姑塘に於ては二十九文即ち正稅の十三パーセントを徵し、湖口の輸出稅は耗銀を加算せば一割稅の三倍に當り、輸出稅として六石十六文及耗銀として六十二文即ち本稅の十パーセントを加徵した如く、福州より九江迄五處に

於て九種の異つた課稅が存し、名義上總てを統稅局が管理して居るに過ぎぬ。蓋し統稅を採用したのは江西を權輿とするも、名は統稅にして實は統稅でないものがあつた(註六)。

各種統稅等に就て江西財政説明書に掲ぐる所のものを擧ぐれば、左記の種類がある(註七)。

(イ) 百貨統稅 本稅は光緒三十年十月一日之を設け、統稅通例は原と稅務局より章程を酌擬し、四卡以外に移出するものは、第一局に於て十分を完納せば再び重徵せぬこととし、若し僅かに兩分口を經過するのみなれば、邊界新章に照して只五分を課稅するも、尙指銷地を越へて第三局口を經過せば、續いて五分を課することとし、同三十一年百貨にして先に三分を完納したものが、新章に依れば、改めて半稅五分を課し商人の反對があつた。又凡そ零細な貨物を販運して近地に銷售し、卡を出でざるものは之を一律に變通辦理して、三分を課徵し執照を填給する。若し百貨を遠地に販賣し、又は他の局口より運來するときは、新章に照し、分別して全稅又は半稅を徵收し、若し票貨符合せぬときは超過したる部分のみを沒收する。

(ロ) 米穀統稅 本稅は從來加抽補票し、各種の量船划錢等諸弊多く、積載石數に比して數割を増し、或は倍加したものがあつた。光緒三十年六月巡撫より牙厘局に命じ、米穀厘金の稅率及徵收法は總て統稅章程に照して之を實施したのである。

米穀には本稅の外に加抽出口米穀捐、十三分米穀稅捐及新章抵補土膏米穀捐がある。加抽出口米

穀捐は光緒三十年百貨統捐章程に照し、出江の米穀は湖口長江に於て二分を徴するを除くの外、三分を加課し、十三分米穀税捐は内地米價騰貴の爲に輸出制限の目的を以て、只湖口分局に於て一割三分を加税するものである。新章抵補土膏米穀税は土税籌補の目的を以て湖口税捐分局に於て一割を加税したが後之を廢止した。

(ハ) 烟葉統捐 福州烟絲と南安贛州産の瑞金烟葉とは、原定章程に依れば每百斤抽錢一千三百文を徴したから、過重の爲め、光緒二十六年四割を減じて七百八十文としたが、尙負擔重きが爲め、統捐制に改め、發送地に於て五分、出江の末卡に於て再び五分を課することにし、定章以後鄱湖一帯及廣豊、廣昌等の烟葉は改めて統捐とし著しく効果を收めたが、瑞金葉に至つては仍ほ主として陸路より輸出し、毎年厘務欠陥甚だ多きが爲め、同二十八年二月贛局に於て統捐を完納し、其他に於て重徴せぬこととした。

(ニ) 酒正税 光緒二十九年四月牙厘局の規定に依り、百斤に付き玫瑰碧綠等酒は酒正税錢一千三百文、眞紹酒は正税四百文膏梁酒及各省進口の燒酒は正税五百文、藥酒及各省進口の黃酒、土燒酒又は土製の各種膏梁酒は各正税二百五十文、土紹酒及青缸花莊冬酒、伏酒等は正税二百文、水酒、甜酒、白酒、新酒等は正税一百文とし、樂平の土燒酒其他は起票の卡に於て一律統捐に改め、外來酒の取締を嚴にし、酒の産地包装の斤兩等を細註し、驗査に便せしめた。次いで同年十一月には練兵經費に充當

する爲め、新章酒税を加徴した。

(ホ) 茶葉統捐 茶厘は光緒二十九年牙厘局の規定に依りて一律統捐に改め一割を課し、其餘は何處に於ても之を重徴せぬこととし、現に義寧州武寧河口の茶捐を改めて産地税と爲した外、百斤を以て計算し、産地又は製茶の種類に依りて一兩二錢五分、一兩一錢五分、二錢八分等とし、其他の種類に依つて一割税を徴し少きは百五十文、多きは一千五百文とし、税銀に於ては少きは五錢多きは七錢一分とした。又茶税には二成加税、茶葉産地税、婺源茶税、二分公費がある。茶葉産地税は由來茶庄客商が外人と句申し、聯單を請領し、稅務に支障があつたので、落地税の舊名を産地税に改めて之を徴收し、執照を持って江蘇、安徽、江西の三省を經過せるときは、内地各局卡に於て厘金を重課せぬことにし、舊率に依り百斤銀一兩二錢五分を莊客の責任を以て納税せしめ、必しも之を山戸より收めぬことにし、内外商を問はず産地税を完納せぬ以上は、轉運出售を許さぬことにした。

(ヘ) 糖勛正税 土産糖斤の正税は百斤を以て計算し、白糖糖は一千四百文、冰糖は一千文、白糖、紅糖、桶糖、黃蜂糖は三百文とし、一割統捐をば一處に歸して併徴し、洋商の糖捐は保商局の徵收に歸し、糖税には二成加税及新章加税があり、前者は光緒二十年に開辦し、後者は同二十九年牙厘局の規定に依り湖北の制に照して加抽した。

(ト) 盜器統捐 景德鎮の磁器は、原定抽章が未だ估本を合算しないのみでなく、又花色をも區別せ

ぬので、商人は支幫の包箋諸名目が混雜して居るのを利用して脱税を圖り、吏員も亦強いて之を改裝せしめず、只按貨補抽の二法の方に依り、加ふるに司巡は苛索し、百弊叢生し、逐年厘金收入減退した爲め、光緒二十八年より卡員の稟請に依り、前記の諸弊を除き、統卡に改め、同二十九年及三十年に整理を實行した。

(チ) 木植統税 光緒二十八年商務局は牙厘局と會同籌議し、別に專員を設け統税に改めて徴收し、南贛、吉安の各首卡に於て山販一割、三湖卡に於て水販五分、吳城卡に於て出江一割を收め、總税二割五分に達し、二十九年復た銷場税を籌辦するに因つて、原收木税起票の茅店、塘江、沿溪渡、横江渡四卡の專員を裁撤し、三湖に歸併し、總て一割五分を抽し、次いで三分を減じ、吳城に於ては二分を減じ、只茅店等四卡の木税は下游に歸併して抽收した。其後又三十一年及三十二年に改訂した。

(リ) 紙張統税 光緒二十九年二月前牙厘局の規定に依つて統捐に改辦し、各起票の首卡に於て一割を併課し、其餘の各卡は驗査に止めて許放することとした。但し從來票證滿期の後各卡を経過せば、節次加補したが、又酌定して正厘一割の外に二分加抽し、起票の卡に於て正附共一時に併徴した。

(ヌ) 夏布統捐 光緒二十八年商務局及牙厘局の規定に依つて統捐に改辦し先後各州縣より抽收し、或は各局口より抽收し、布色の粗細、丈尺の長短、幅面の廣狹を分別し、萬載夏布を以て定式とし

た故に庄數、捲數、疋數等に不同があり、統税の錢文亦之に因つて異つたのである。

(ル) 靛青統捐 光緒二十八年二月商務局及牙厘局の規定に依つて三等に分ち、捐錢を定め、統捐を完納し、印紙を貼布せば、其他何れの卡に於ても再徴を免ることとした。

(ヲ) 煤炭絲税 光緒二十七年商務局の評定を経て、袁河口の河湖港地方に於て卡を設け、委員をして專收せしめた。

煤金は每石抽錢二十五文とし、其焦炭は常煤に比して倍加し、每石一割錢五十文を抽し、二護二驗を改めて一抽一查とし、收入を増加し其他地方に於ても本税を課した。

(ワ) 其他貨物の統税 其他土布統税、麻斤統税、蘿蔔統税は光緒二十八年に試辦し、碗土統税、枯餅統税、香水統税、瓜子統税及麻石統税は同二十九年に開辦した。

(カ) 郵包各貨統税 光緒三十年城外分局は郵政局遞寄の小包中に綢緞等私貨が隱匿しあるを查獲したので、局に提して検査せる後稅務總局より九江稅務司に移牒し、九江關稅務司は綢包徵厘章程を議定した。蓋し綢包は貴重品に係り、尙郵局より附寄するものは漏厘甚だ多く、次いで三十三年抽收郵包各貨厘稅辦法章程を定め、省城に於て收納すべき各種郵包は統稅委員會が之を稽徴し、其餘は各分局口に歸し、又は各縣に歸するものとした。

江西省に於ては請負制の發達を見ず只總商康桂林が二分木税を包繳したが、後辭退したのである。

(本木税は光緒二十二年四月蠶桑局を開辦する費用に充當する目的を以て設局し、售票を按照し、每兩二分を抽收したのである)。

要之江西は厘金創辦の當初は税表を定めぬばかりでなく、税則竝に之が運用上の規定をも設けず、唯一の手段は通過貨物に課税して增收を計ることに存し、従つて其他の地方に於て三、四分の税率を懇願的に抽收するものと異り、自由に無競争の立場に在つて従價一割以上の高率を課税したのである。厘局には固より知識及經驗に當む専門の検査員なく、只仕入書を要求し、其提出するものは多く偽りであるが、厘金局の吏員は其評價を敢て訂正せず、貨物の検査は名義に止り、報酬を得れば全然之を省略したのである。一方商人側は貨物の全額を申告せず、逋脱額の中より黙認した外勤官吏に贈賄するも處罰せらるることがない。殊に當地の磁器商組合の如きは勢力があり、能く厘局官吏と串通し、毎年輸出又は通過の貨物に對して多額の割引を受けたのである。

而して統捐施行前の二起二驗制の如きは、二分及三分の輕率を交互に四處に分別して課税し、一方に集中するの弊を防止し、其負擔を輕減し又粗笨なる名義上の一割課税より漸次之を重量率に改訂したが、市價の變動に伴ふ科學的修正法に依つたのではなく、容易に變更し得る便宜主義から出来たものであつた。九江に於て通用したのを見れば、税則は少くとも四種の形式に分れて居つたが又不變のものではなく、實際湖口厘金局總辦の如きは利害關係上、必要があれば自己の權限を以て

厘金の税率を隨意に變改し得たのである(註八)。

乙、革命以降

江西の厘金は已に前清末に於て統捐制に改め、稍其成績を擧げたにも抱らず、税則は舊制を沿用した爲め、畸重畸輕の弊を免れないと同時に、豫算上短絀少くなかつたのであるが、民國二年財政部の命令に依り、只原定税率を修正し、且つ銀元に換元することにした。而して其修正税率はライトに従へば、同三年七月一日より實施されたのであるが、江西統稅銀元簡明稅則は同年九月十二日の公布に係るものである。其稅則に記載なき各貨物に對しては、評價の上従價一割を徵し、其全稅一角五分、半稅一角に滿たぬものは免稅とし、又遠處に運搬し或は他局より運來せる貨物に對しては章程に照して只検査に止め、票貨の符合せぬものを發見したときは、其超過價額を沒收することゝした。

民國四年(一九一五年)夏江西財政廳は官票整理の爲に別に商捐を設け、輸入當時の價格に照して従價一分を徵し、銀元を以て本位とし、輸入の時商捐公所及稅局に於て一次に之を徵收し、官票の整理が緒に就いた曉には、直に之を裁撤することに定めた。

民國五年九月公布の稅則に依れば、三卡を通過するものには従價一割の全稅を課し、二卡を通過するものには五分を課し、地方消費の爲に一卡を通過するものには三分を課することにした。但し

是等稅則はあるが、湖口稅局に於て課稅せる特別附加稅等は除外せず、又は其他に於て一割稅の存在するものにも、諸地方には尙小額の附加稅がある。且つ銀元の如きも、借款の年賦償還關係から兩を使用した湖口及二套口の木筏に對する徵稅には適用されなかつたのである。

本省の統稅率は二部に分れ、一は百貨統稅とし、省内に於ける各地稅局の厘金稅率であり、一は湖口の特別輸入稅率である（湖口の特別輸出稅率を含まぬ）。百貨統稅の稅目は服飾、糧食、海產物、果品、糖食、雜貨、寶物、器具、皮毛、染料、香料、藥材、木材、紙張、磁器、茶葉の十三類に大別し、更に之を千五百餘種に細別して居る。例へば紙貨のみで重量稅目は二百餘種を占め、茶は其品質及產地別に從つて四十七種とし、磁器は仕向地別に定め四十三種とし、（外に包篋等容器に從ひ三十九種の細別がある）木材は四十二種、夏布は三十七種、棉布は二十四種に分たる。而して貨物の種類に依つては輸入稅と同一のものがあり、又正稅の外に附加稅或は新稅を課して居るものがある。湖口輸入稅（湖口進口貨物統稅十分改徵銀元稅則）は綢緞、絲棉、洋貨、棉貨、布疋、米穀、豆麥、藥材、海味、糖果、油麻、茶烟、染料、香料、金屬、雜貨、扇蓆、草帽貨、帽領毡毯、舊衣等十四類に大別し、更に之を四百七十餘種に細別して居る。斯る精微の分類は品等を一、二粗細に分つものに比せば、外見上は極めて公平なるが如きも實際は之に反し、前清時代同様なるべく多くの收入を得んとするが唯一の目的であり、敢て負擔の公平を期したものでなく、又別に貿易報告の

編纂準備に出つるものでもない。（註九）民國五年二月に開辦した米捐は徵收費を節約するが爲め、湖口の厘局に於て民船に依る米に課稅し、九江に於て鐵道に依る米に抽稅し重課である、即ち其稅率は每石に付各〇、〇四五兩及〇、〇六五兩とした（註一〇）。

民國十五年（一九二六年）財政支絀を補救する爲め、又は紙幣基金に充當する爲め、統捐の外に一箇年を限り臨時稅の性質を有する商捐を開辦し、頓に商民の負擔を増加したのである。同年六月軍民兩署が財政廳に命じ、財政整理會の決議を以て當初輸入落地稅を徵收することにしたが、落地稅の名目は甚だ適切でないものとし、名義を内地商捐と改め、七月一日より施行することに定め、八月以降實行したのである。本稅は各業の包辦に由つて流弊を免るが、若し本業の包辦を實行することが出来ぬときは、再び改めて商を招き請負に附し、之が推行を期することにし、先づ財政廳内に内地商捐事務處を立て、將來商捐局設立後は即ち九江商捐總分各所を一併取消し、湖口、龍開河の兩處に總局を設立し、其餘の各稅局に於て兼收することにし、其稅率は十七類の貨物に分類して之を定め、例へば本紗は五分、洋糖は十包五角、洋油は二元、械麵粉は每包一角、洋酒は三割、洋雜貨、綢緞、海菜は各一割五分、木器及洋紙は各一割、洋靛は每桶十五元、藥材は五分とし、年收二百萬元を見込んだのである。其後南昌、九江に徵收所を設立した外、饒陽、慶安、贛州、萍鄉の各屬に支分局を設けた。商人から本稅の裁撤に關する陳情があり、民國十七年三月に至り、各屬の

分局を撤銷したが、財政廳は南昌商捐總局に命令し、九江の商捐は之を設局徵收した。而して課税品は五種に限縮したが、各種貨物を包含し、反物類、洋雜貨品を始めとし、日用必需品をも多く網羅し普通品の税率は一割乃至一割五分であるが、洋靛の税率は三割に達した。只僅かに運往する貨物に限り、九江市鎮及其外江に向つて卸賣する貨物は尙未だ商税の範圍に入らなかつた。偶々國民革命軍の勢力下に於て、先づ商捐を停止したが、忽ち軍事上の必要から再び之を恢復し、舊率に依つて徵收した。但し各貨が内地に轉輸するときは、一次に徵收し、其九江市に銷費するものと外江に向つて卸賣する貨物に對しては、依然徵收を開始しなかつた。曩に十六年省政府會議に於て、九江に於て商捐を併徵せんとする提案があつたが、支障あつて實現に至らず、十七年五月一日より之を實行したので、七、八月頃再度商人は之が裁撤を請願した。蓋し其趣旨は商捐を徵收される爲め、貨物の多くは安慶武穴に移り、九江は之が爲に關稅二五税も著しく減退し、商人の失業者を出し、一方商捐收入は前年の六十八萬九千二百元に比して、更に十萬元を加算して居るが、商人の納入する所は之に倍加し、政府の收入は著しく減退し、利を受くる者は獨り包商のみである。故に各省に其例のない内地商捐を取消し、殊に九江市に販賣するもの及外江に卸賣するものは、即日停徵せられたといふにある（註一一）。

本省の百貨厘金は、國民政府賦稅司の調査に依れば、統稅向五十一處を通じ民國十五年原有比額

三百七十七萬七千餘元のもが、十六年の收數は二百七十四萬一千餘元に減退してゐる。

本省は民國十七年裁厘を計畫したが、前記統稅の改廢を實行するに至らず、其弊甚しく、十八年夏同省財政特派員商衍は財政改革意見書を發表し、下の諸弊を擧げてゐる。

(一) 顧ふに厘部章制未だ盡く完善ならず、因沿既に久しく、遂に變相の厘金と成り土貨報稅則例參差二分三分各局一ならず、已に進口貨物全稅を完納するものにも、更に四卡を逾へば重徵し、每卡一を加ふ。

(二) 全省の統稅は密なること蛛網の如く、大小局卡百餘を下らず、山販水販共に徵抽頻にして、起票、查票、相踵で増す。

(三) 貨物の課稅既に繁雜となり、而かも日用品と奢侈品とは毫も分つ所なく、精麤巨細同じく一率にして、保護貿易政策に脊馳す。

(四) 稅吏の需索鋼習を成し、陋規の名屈指に違あらず、紅錢掛號加二加三顧忌する所なし。

(五) 報稅の行莊通して舞弊あり、稅吏司巡各私囊を肥し、下票一項は尤も惡習にして正附稅額十に六、七を蝕す。

(六) 肩挑負販にも虎狼の如く骨を敲き髓を吸ひ、若し避くる者あらば苛罰を加へ、控訴も聞する所なく、動もすれば輒ち咎を受く。

(七) 一包再包視て利藪を爲し、朋比分肥し私收あり、公收少く報解に限あり。其他の弊竇尙擧ぐるに勝へず、應さに獎勵すべきの國貨は原價加重であり暢消することなく、日に凋敝に趨き、商業は負擔多く、坐ら資本を缺ぐ故に並等諸弊を改むると共に節々苛徴の木類及紙張、夏布、藥材等に關する税制を改めんとしたのである(註一二)。

(註一) 江西通志卷八七、江西省財政説明書

(註二) Customs, 'Report on Trade' (1809) PP. 147

(註三) 海關稅務司の「ライト」は厘金は中央政府の命令に依り、省政府が徵收したので二重の性質を有し、即ち往時の票證は新稅局より發給されたが三分は中央政府の名に於て二分は省政府の名に於てしたと云ふて居る

(S. Wright, Kinugsi Native Trade and Its Taxation PP. 92)

(註四) S. Wright, op. cit. PP. 91

(註五) Customs, 'Report on Trade' (1869) PP. 117, 120, 146, 153-4

(註六) S. Wright, op. cit. PP. 94-5, 107-9 光緒政要卷三〇月、部奏請飭各省籌辦百貨統捐

(註七) 江西省財政説明書

(註八) S. Wright, op. cit. PP. 95-7

(註九) 百貨統稅中輸入稅も同率の貨物は例へば各種絹類(每百兩抽十分三兩六錢)湖棉(同上抽十分一兩四錢)湖絲(同上二兩六錢八分)雜路絲(同上二兩四錢)繡挽袖(每百兩抽十分十五兩)繡裙花(每百斤抽十分十兩)繡綢(每疋抽十分二兩五錢)繡邊(每一方抽十分三兩五錢)薯良綢(每疋抽十分三兩)等とし加稅を存するは例へば冰糖は正稅百斤一兩に對し附加稅二錢新章五錢とし其他各種の砂糖及糖蜜何れも加稅及新章を存し又煙草及木材の或る種類磁器類の或る種類等である(買土

穀民國財政史上册、稅務月刊第一年一一、一二及第二卷一三號 S. Wright, op. cit. PP. 97-8)

(註一〇) S. Wright, op. cit. PP. 111

(註一一) 銀行月六卷刊一二號、同八卷五號、七號、八號、一一號銀行週報五四二號民國十七年五月十五日廣東財政公報第八十四期

(註一二) 工商半月刊第一卷第一六號

第四款 湖北省

甲、前清時代

湖北省は咸豐五年(一八五五年)湖廣總督の官文及湖北巡撫胡林翼が軍餉の匱乏に因り楊州仙女廟の抽厘章程に倣ひ設局試辦し、省外局卡四百八十餘處に及んだのである。同年胡林翼の定めた抽厘章程に依れば、(一)各州縣城鎮市に分卡を設立し、三種の厘金がある。一は落地厘で専ら外省より入境の貨物に課し、二は門市厘で専ら用戶買ふ所の貨物に課し、三は出產厘で専ら本地生産の貨物に課し、地に因り宜しきを制し、章を按して抽取し、入境の要隘大卡には省局に稟請し委員を揀委し辦理し、(二)省城には鹽茶牙厘總局を設立し、道府に委し、局務を總理し、並に州縣に委し事務を分司し、其各要隘の大卡及州縣の分局には票式簿據を請領し、各分局より式に照し刊發し、各處の査票は落地出產二項の爲に設け、收簿は落地出產及門市三項の爲に均しく一簿に歸し、厘金の收支數目を開載し、毎月稟報し、別に四柱清冊を呈核し、(三)各要隘の大卡を擇立し、入境貨物厘金を收取し、例へば宜昌虎渡口、新隄島口、陸溪口、調弦口、老河口、樊城等の處は均しく各路入境の要隘とし、務め

て大卡を設立し、章を按し抽提し、設卡水次以て稽查に便し、隨棗、應山、羅田等の處は豫東貨物の陸路入境の地に係り、又屢次要隘を擇んで大卡を添設し、陸路厘金を收取したが、惟入境と落地とは同時徴收するは不便とし、入境に抽厘し、票内に該貨を變賣すべき運往地を註明し、其落地厘金は變賣地に到つて抽取することとし、下游各處に於ては九江の肅清を俟つて再び酌辦を行ひ、武穴、宋埠、富池口、鷺公、鴈黃、歙口、源口、樊口、各小河出づる所の貨物は暫く武漢分局に於て之を代徴し、其漢口市鎮は復業後に更に核辦を行ふこととし、(四)嚴に偷漏を禁し、罰則を設けた。蓋し小民は唯利のみを圖り、牙行經紀は相互に瞞騙を免れ難く、自ら稽查を行ふべく、鄰近の江皖義寧六安等の小路は紛岐して居るので、若し各處客貨偏僻の小路より來るものは、只落地厘金を抽取し、體恤を示し、或は各貨埠に到り偷漏の事實あれば、貨物抽厘數を査し、三割を課し、(五)各處零細貨物並に肩挑、脊負、手芸、小販及門攤(露店)等抽厘せぬものを除く外、其餘各貨は章程に依つて總て之を抽取し、(六)入境貨物にして大卡を經過せば已に其落地厘金を課し、後各處の鎮市に裝赴して發賣せば再び抽收を爲すものとし、(七)若し貨物が埠に到達し、該處に於て價值低廉の爲に僅かに二、三割を賣却せば、既賣貨物に對して落地厘金を抽取し、其餘の貨物は他處に分運發賣するを認め、票内に之を記入するものとし、(八)門市厘は該處公正の紳董より各舖戶に於ける毎月の取引高を調査し、或は毎月の流水簿(當坐帳)を檢査し、共同に其價格を議し、毎月納入すべき捐厘數を門條に填

示し、張貼を發給し、每半月又は毎十日を以て納入期とする(註一)。

同治二年(一八六三年)嚴樹森の奏文に依れば、前巡撫胡林翼は唐劉晏士を用ゐて胥吏を用ゐざるの法に倣ひ、歷年舉行して其效果を見、之を改めて地方官に委せば窒礙多しとし、八弊を陳べて居る。同五年五月湖北巡撫曾國荃の奏文に依り、厘務を整理し、三聯大票を使用し、各局卡に於て私に小票を利用することを許さざることとし、六年には厘卡を裁撤し、專局及分卡八十六處を存留し、七年湖廣總督代理郭柏蔭、湖北巡撫事務取扱何璟會同出示し、九月十一日以降門市坐賣厘金を免稅し、又大宗厘捐を酌留し、分局小卡等を裁撤し、光緒元年(一八七五年)六月湖北巡撫翁同龢奏して同省米穀厘金を免稅し、同二年善後事宜の爲に厘金二割を増加し、其後光緒二十五年(一八九九年)には商人側より湖北厘金十箇年請負制の計畫を立て、就中漢口厘金年額六十萬兩の契約を提案したが、督撫の承認を得るに至らなかつた(同年八月二十六日中外報)。同二十六年(一九〇〇年)湖北巡撫干蔭霖奏して厘金を考核し、陋規を裁汰し、中飽の弊を剔除した。同年五月湖廣總督張之洞巡撫端方漢口に火車貨捐局を設け、海關半稅に照し二分五厘を徴し、同三十一年張之洞は厘局二十九局卡を裁撤し、百貨厘金中長江襄河及內河を合して二十局を存留し、改めて統捐とし、百貨厘金以外に專局を設けて特別捐を徴收した。全省の收捐章程は改辦統捐章程十箇條に依り、大略三項に分れ、外省の客貨は之を入境の第一卡に徴し、本省の土貨は之を產地より運出の內河第一卡に於て徴し、其指運地

方の沿途經過の幾局かを計り、其完厘數を合算し、此第一卡に統じて一次に徵收し、以後重徵せぬことにし、本省銷售落地の貨は之を最大市鎮に徵し、以後他處に轉運するも、各厘局に於て統捐を補するものを除くの外、該貨行に對して轉運銷售の地に抵るとき、落地捐をば重徵せざるべし、其の落地税は輸入税の外に存し、改訂後も舊に依ることにし、即ち漢口、石碼頭、沙市、新堤等には落地百貨捐を設け、從前の襄陽過境百貨捐局を改めて落地百貨捐局とし、凡そ外省本省の貨物入津するときは商人の統捐票を查驗した上に落地捐を徵收することとし、又漢口には從前過境厘金なるものがある。そは各局收務所の過境厘であつて、落地厘に比し減半抽收したが、其後統捐に改辦した。而して税率の増加を禁止すると同時に從來の附加税手数料等例へば掛號、照票、灰印三項及划子錢、提船錢等一切の陋規其他隨時の勒索各費をば全廢したのである（註二）。

次に百貨捐外の捐税を擧ぐれば下の如くである。

(イ) 竹木捐 本捐は又咸豐五年の開辦に係り、後逐年其收入を減退したので、一般統捐に先んじ即ち光緒二十六年（一九〇〇年）に奏して之を統捐に改め、鸚鵡洲局に於て之を徵收し、又查驗分局十六處を設け、同二十八年章程を改訂し比較を定めた。

(ロ) 土布捐 本捐も咸豐五年の創定に係り、應城長江埠局を設け之を專收し、又百貨厘金を兼收したが、光緒三十一年統捐に改辦して以來、該局は土布に限り課税し、百貨の兼收を廢した。

(ハ) 石膏捐 本捐は厘金の發生前雍正初年に存したものを同治五年に至り、百貨捐局に於て之を兼收し、光緒三十一年に百貨統捐に改辦し、後專局に於て徵收することとした。

(ニ) 絲絹統捐 本捐は又咸豐初年の創辦に係り、先には百貨落地捐と共に徵收したが、光緒三十一年に改めて河溶絲絹統捐局に於て專收した。

(ホ) 百貨一文賑捐 本捐は光緒十八年順直水災の爲に黃州紅船捐章程に照して徵收し二十二年に改めて湖北賑捐とした。

(ヘ) 菸酒糖捐 是等税捐は菸酒糖に對する附加税の形式を以て課税し、光緒二十年籌餉案内に於て課税した。糖捐は正厘の外に二割及三割、菸酒捐は正厘の外に三割を加税し、二十五年には新に專局に於て菸酒糖三税を徵收するに及び、百貨厘局に於て正厘を免收し、僅かに糖二成捐、菸酒三成捐を加收し、此外に川糖捐は同三十二年に四川旅學々堂經費不足の爲に、宜昌局に於て之を抽收し、每糖一桶に付正厘の外に、別に十文を課税した。

(ト) 洋油捐 本捐は光緒二十四年の創辦に係り、起坡（陸揚）每箱抽錢三百文、過載（積換）抽錢十五文とし、税率過重の爲に偷漏多く、收入減退したので修訂し、落地捐をば老河口、新堤兩局は六十文、沙市、漢口は三十文とし、其他各局亦隨時酌減し、過載は十文とし、統捐は之を八文としたのである。

(チ) 加抽煤油捐 本捐は光緒三十一年の創辦に係り、湖南中學堂の經費補助の爲に之を徵收し、凡

そ入境の煤油に對し、一石正捐の外に一文を抽收し、每油一桶正捐の外に五文を抽收し、每油一簍正捐の外に三文を抽收し、寶塔局に於て之を徵收し、該堂に解交した。

(リ) 加抽石餅捐 本捐は光緒二十八年の創辦に係り、又學堂の費用に充つるが爲に之を徵收し、每紅石磨各一塊正捐の外に二文を抽收し、每油餅一石菜豆茶麻均しく估本一串加收二十文とした。

(ヌ) 加抽雜糧牛皮捐 本捐は光緒二十七年の創辦に係り、農業學堂の經費に充つる爲に之を徵收し、雜糧每石正捐の外に一割を加收し、牛皮每張正捐の外に一倍を加收した。

(ル) 米穀捐 本捐は咸豐五年に於て百貨厘内に歸入し之を抽收し、光緒二十一年に特立して雜糧に混填せざることにし、二十七年には綱藥廠の需款に應ずる爲に寶塔洲局より落地過境二道を抽收し、川米湘米を分たず一律に每石每道抽錢三十文、每穀一石抽錢十五文とし、其他各局は重徵せざることをした。其他儲備捐、兩湖賑捐、藕池口米捐等がある。儲備捐は原名は湘名捐と云ふて光緒三十三年以來之を徵收し、長江荆河各局に於ては每米一石正捐外に銀四分即ち錢六十四文とし、兩湖賑捐は光緒二十八年以來之を徵收し、湘米出口每收錢四百文とし、藕池口米捐は光緒二十九年以來之を徵收した。

(ヲ) 船捐 本捐は咸豐八年鍾祥堤工の經費に充つる爲に湖北の巡撫胡林翼の奏に依つて開辦し、光緒三十一年絲捐に改め、襄陽、張家灣兩局の船厘をば安陸局より統收し、其他各局の船捐は曩に同二

十六年以來抽收したのである。安陸局專收の船捐は船隻の大小に依つて分別課税し、貨目の貴賤又は裝載の多寡を計ることなく船名表に照し辨理し、各局船捐は武穴の章程に照し、截貨五十石以上抽錢二十文より三百石以上抽錢百六十文迄六級に分ち、以上百石を加ふる毎に抽錢四十文を加算し、五十石に及ばぬものは免收した。

(ヅ) 牙帖捐 本捐は咸豐六年の創辦に係り、紳商の牙帖に對し資を捐せしめ、當初四則としたが、後に六則に改め、凡そ捐錢は繁盛の市鎮上則一千串、中則五百串、下則二百串とし、偏僻の市鎮上則七百串、中則三百串、下則一百串とし、土藥鹽行は上則捐銀一千兩、下則七百兩とした。

(カ) 江工捐 本捐は光緒十年の創辦に係り、武漢石硯塘角の河口費に充つる爲に之を徵收し、漢口、鸚鵡洲兩局に於て正厘百文加收十文と定めた。

(ヨ) 茶 稅 本稅は咸豐五年の創辦に係り、當初、羊樓峒に於て專局を設立し之を抽收し、又咸寧、嘉魚、崇陽、通山縣等產茶の地方に分局を設立した。徵收法は箱厘、業厘、行里の三種に分れ、竝に一回徵收とし箱厘は又廣庄箱、大面箱、洋庄箱、二五箱等に分ち、均しく出口每百斤抽箱厘銀一兩二錢五分、小筋箱、紅茶抽銀九錢二分七厘、花箱抽銀六錢二分乃至二十三錢とし、其茶末、茶梗、茶片每百斤抽錢一二百文乃至數十文とし、行業兩厘は頭茶、子茶、夏茶、秋茶の四等に分ち、頭茶は每百斤抽錢七百三十六文、子茶、夏秋茶等は七成(割)に遞減して抽收し、湖南の過境茶船にして正捐を完納せぬ

ものは寶塔洲局の抽收に歸するが、只箱厘を收め其稅則は前記に同じである。漢口に到着の後起坡は凡そ包茶套簍に係れば、本省及湖南何れの産品を問はず、均しく落地厘を收め、每百斤に抽錢二百三文とし、過載には半稅を徵することとした。光緒三十四年五月英商(偉德)の上海關に於て聯單を取付くるものは半稅六錢二分五厘を完納すべく、湖北厘捐を逋脱し茶商の如きも亦之に倣ふものがあつたので、其弊を防止する爲に章程を改め、總て内外商を區別せず箱厘は減半徵收する外に二成を加稅し、抽銀七錢五分とし、行業兩厘は之を出産稅と改名し、銀錢併徵し、即ち百斤抽錢八錢四分、錢七百三十六文とし、一切の雜款を免除した内地茶商山に到り茶を採るものは、必ず行棧に向つて出産稅票を求め、驗査を受け、納稅後に發運を許され、洋商海關に在つて三聯單を請領し、内地に於て茶を購ふものは、箱厘を納入するを要せぬが、行棧に向つて出産稅票を求め、局に到り驗査を受け、厘金を免除され發運を許さる而して二成茶厘は光緒二十年の制定に屬し、羊樓峒等茶捐六局及湖南茶捐を補收する寶塔洲局は正厘の外二割を加收し、漢口落地稅も亦一律加徵することにした。

(タ) 雜收 同項下に申款、認捐、行捐、申色、零厘等がある。(1) 申款は咸豐五年の創辦に係り、每抽百貨正捐十足制錢一串に付錢二十文を提出し、之を申官票と曰ふた。(2) 認捐に關しては光緒三十一年正月厘金を統捐に改辦するの際に議定し、省城に存在した鮎魚澆百貨落地局をば裁撤し、總局より司

事を派し、省城内外の行店、舖戶に就き簿據に依り銷貨を調査し、局簿に登記し、商人をして總局に赴き章に照し繳捐せしめて大票を填給し、本收入は總局の用に供した。(3) 行捐は光緒十八年の創辦に係り、沙市、漢口、鸚鵡洲三局に於て各商の口錢を收め、漢口局は正捐一串加收一五、一四、一二等同異があり、沙市局は一五に統一し鸚鵡洲局は正捐估本一串に對し錢六錢を徵した。(4) 申色は咸豐六年の創辦に係り、茶局に於て平餘として茶厘每庫平一兩に對して一分〇四毛を徵した。(5) 零厘は漢口落地捐等の局に於て凡そ肩挑、負販、零星の貨物には章に照して徵收し、六十文以下のものを零厘と云ふ。大票に填せず該局より零票を刊給したが、宣統元年に至り大票に填して正厘内に歸入した。

如上湖北省の厘金は從來全國中最も惡制の一と云はれ、就中光緒末張之洞の改正前、李瀚章の時代に於て著しく弊竇を殘し、中飽が熾に行はれたのである、尙改正後の前記統捐と雖も個々雜多の名目を存し、實際稅率の如き數次徵收し、從價五分以上一割五分を越ゆるものがあり、所謂統の名あつて統の實なき情況であつた(註三)。

乙、革命以降

湖北厘金は辛亥革命の戰亂に依つて當時數箇月間徵收を停止したが、民國元年に至り從來の局所を適宜に合併し、前清の厘金及落地稅を改稱して過境稅及銷場稅とし、湖北省臨時過境銷場稅則を

發布し、同年四月以降之を實施した。本税則に依れば、過境税並に銷場税各從價二分を標準とし、過境税は外省より輸入し又は外國に輸出する貨物に課し、銷場税は省內生産品の省內に販賣せるものに對して課し、如何なる場合に於ても兩税を併徵せざることをし、省內繁盛の區を選んで徵收局二十四處を設け、且樞要の地に分局を置き之を徵税した。而して從前の籌防捐、茶二成捐、糖二成捐、煙酒三成捐、洋油捐、米穀籌備捐、百貨一文捐、串捐、認捐、行捐、二厘津貼等を裁撤し船捐、土布捐、土絲捐等は均しく歸併し、獨り百貨捐、火車捐、竹木捐、石膏捐、茶捐、米穀捐、牙帖捐等は舊に依つて徵收したのである。

同税則は從價二分を標準としたが、實際は當時其の以下に該當するもの八、九割を占むと云はれた如くに、商民の負擔は輕減された。普通厘金の外に前清時代と同じく煙酒糖等に關する特別厘金があつた(註四)。

如上厘金收入も亦著しく減退し、宣統三年度豫算に二百五十餘萬兩(毎年約三百萬と稱した)のものが民國二年度豫算には百九萬に過ぎぬこととなつたのである。民國三年四月財政廳の整理意見中には過境銷場税に改辨して以來名は百抽二と雖も實は百抽一に過ぎぬ故に百抽二を實施すれば數十萬串を増收し得るので乃ち收入の増進を計る爲に翌四年(一九二五年)一月十五日には新章程を發布し、銷場税率を五分に引上げ、又一部前清の制を復活し、省內重要地十三個處に新に籌餉局を設け、酒、煙

草に對しては特に從價三割、砂糖に對しては從價二割の籌餉捐を徵收することにした。新法たる湖北省過境銷場税章程に依つて徵收法の大略を記すれば、(一)過境税及銷場税とし、銷場税は更に落地銷場税、過境税、轉運銷場税に分れ、過境税は從價二分とし、銷場税は何れも從價五分とし、税率に記載なきものは各徵收局に於て評價の上税則に照し之を徵收し、評價五串文未滿のものには免税す。(二)過境税は貨物が本省境を通過せんとするとき其本省産又は外省産たることを問はず、距離の遠近を論せず初めに經過する徵收局或は分局に於て之を一回徵收し、又凡そ甲省より乙省に運銷する貨物にて本省を通過するものは、其貨物が本省内に販賣せずに單に通過するに過ぎぬものなるときも本税を徵收するものであつて本税は四聯式を用ゆ。(三)落地銷場税は其貨物が本省産又は外省産たるを問はず、本省内に運銷するものに對して之を徵收し、若し税局の設けなき地方に在つては過境第一局卡に於て本税を代徵する。一部を販賣し、他部を他に分運するときは、右一部の落地税を支拂ひ、他部は過境票内に註明し、仕向地に到達の後更に納税すべきである。本税には三聯式を用ゆ。(四)過境税は本省外産の過境貨物が本省境内に於て原船より他船に積替を爲すときに、汽船より民船に移す場合と雖も之を徵收す。(五)轉運銷場税は落地銷場税を完納したる後、本省内他埠に轉運銷售せんとするものに對して之を徵收し、本税には四聯式を用ゆ(註五)。又前記以外に同年財政廳より公布したものに落地捐章程がある。落地捐は本省内に於て子口單を撤銷せる外國貨物

を買入れた店舗は均しく章程に依り海關稅則に照し納稅することを要すとした。其稅率は通當品は從價二分で、即ち海關稅銀十兩のものは捐四兩とし、奢侈品及消耗品は從價四分で、即ち海關稅銀十兩のものは捐八兩を徵收し、其貨物の未だ海關稅則に記入せぬものは時價に照し評價し、從價二分或は四分を課稅し、外國貨物を買受くる店舗にて其子口單指定地點に於て買入れたものは子口單を撤銷する徵收局卡に納捐し、沿途賣却地點に於て買入れたものには賣却地の徵收局卡に納稅し、其買入地點に未だ徵收局卡の設置ないときは、子口單を撤銷した縣公署に納稅すべきものとした(註六)。近年に至つて地方軍事倥傯財政困難の結果、厘金に亦不當課稅多きが爲に、民國十四年春頃湖北總商會は一種の自衛機關である貨稅報驗公所の設置を計畫した、其草案に依れば稅局員司に需索、留難、舞弊、營私の情事あるときは、公所より總公所に報明し、財政廳に函請し、法庭に轉送嚴辦することにし、又貨物検査に關し徵收局と爭議あるときは、總公所は派員し財政廳委員と立會し、公同復査し處理することとした(註七)。

同年關稅特別會議前財政部が廢厘計畫の準備として各省に通電した際、十月湖北省よりの報告に依れば、同省の抽厘辦法は尙光緒三十一年五月八日頒布の新章(統捐制)に依つて辦理し、五大統捐局を擧げ、(一)宜昌統捐局に於ては四川の通路とし、(二)寶塔洲統捐局は湖南の通路とし、(三)老河口統捐局は陝西の通路とし、(四)張家灣統捐局は河南の通路とし、(五)武穴統捐局は江西の通路とし各外國

產貨物及本省產貨物の輸出を管理し、輸入貨物に課稅し、兼ねて輸出貨物を検査し來つたのである。次いで同年末には同省財政救濟の爲に鹽稅の増加と同時に厘金の整理をも遂行せんとしたが、時局の爲に中止した。次いで同十五、六年の交には先に試辦した厘金包辦制の弊害甚しきを見るに至り、一方收入の増加を計るの必要からして、國民政府移轉後に新入札法に依つて計畫に着手したが、又實効を奏しなかつた。次いで民國十六年末現在には百貨徵收局二十五處の外に糖捐茶捐等徵收する特別徵收局及火車捐局等九局を存したが、當時迄數月以來相當收入を擧げてゐたのは獨り漢口徵收局のみで、其他の稅局は收入何れも減退したので、財政廳長詹大悲は稅制を變更し、厘金を改めて統稅とし、局所を裁併し、商運貨物は入出境又は落地を問はずに均しく一回徵稅し、其他各地に於ては重徵せざることにし、而して翌十七年中に實施した稅率は從價三分と稱するも、章程に掲げざるも、子口單の有無を問はずに厘金を賦課して居る(註八)。

本省の百貨厘金は國民政府賦稅司の調査に依れば三十三局を通じ民國十五年の原有比額は九百二十四萬四千餘元を占め之が十六年の收數は三百萬六千餘元に激減し十七年上半年は二百七十九萬六千餘元となつた。

(註一) 湖北通志卷五〇

(註二) 湖北通志卷五〇、論攷彙存光緒三十二年條 J. Elkins, "The Revenue and Taxation" Pp. 232

(註三) 湖北通志卷五〇、湖北省財政說明書

(註四) 東亞同文會支那第三卷二四號

(註五) 稅務月刊第二卷一六號

(註六) 賈士毅民國財政史上册四一七頁

(註七) 大正十四年四月十日漢口日本商業會議所回報第五〇七號及同十一月十日第五一〇號

(註八) 上海總商會月報第五卷一〇號銀行週報四八四號銀行月刊第十卷二號 Shanghai Times Feb 10th, 1927

第五款 湖 南 省

甲 前清時代

湖南の厘金は湖北と同じく咸豐五年の創設に係り當初は又仙女廟章程を參酌して適用し、且つ長沙、湘潭、常德、益陽等商船盛集の市鎮商埠に限り之を試辨したが、巧商利を重んじ迂道繞避の弊を生じた爲に水陸地方を通じて噸に局卡を増加したのである。(註一)凡そ米穀、皮革、果實、玉帛、鐵錫の屬、内外産貨物に依り稅法を區々にしてゐる。茶木は大宗貨物であるを以て特に各專局を設け徵收した。徵收法は出山、出口、進口、落地の四種に分れ落地稅ゆるものには、出口稅なく、亦各貨に因つて其の價法を釐定し、地に因て其稅を權納し、章程自ら不齊一である。而して本省の厘金は殊に軍需に依つて生じ、正協兩類に分れ、協厘は咸豐十年に試辨し、同年十二月長沙に東征局を設け、南北皖(安徽)軍の餉を協濟するを謀り、凡そ貨物は正厘の外に均しく半厘を加ふ。即ち本省抽銀一兩の外に東征局は別に五錢を抽收し、三分の二を舉げて江西に解送し、皖南軍を協濟し、一分を以て(鄂

(湖北)に轉し皖北を協濟した。是等は皆一時權宜の計である、其計畫は五年後に停廢すべきことを定めたが、甘肅の協餉に充當する必要を生じ其四割を留めて正厘に附し次で東征局を廢止した。其後光緒二十年には海防費に充當する爲に百貨は正厘の外に二割を加稅し、露、佛、英、獨償款に補給する爲に、又正協厘金の外に二割を加稅した、蓋し本省厘金の徵收は士人の引用に始まり、當地の舉貢生童を以て任じ、一時善制と云はれ、後委員を添設したが、唯銜に列するのみで積年流弊を生じた爲め、同三十三年には努めて中飽を厘剔し更に比較章程を定め、紳權を取つて之を委員の管理に歸し、盈餘二割あるものは提獎し、短絀あるものは處罰することにし、解款にも期限を定め、司巡に至る迄均しく責成し、三十四年には增收五十萬緡に達した。厘局三十四處(分局卡百七十三處)の中、過半は咸豐年間の創設に係り、其細別には起坡、進城、落地厘金、過道、門市厘金、出口土貨又は出口竹木厘金、出山茶厘、出山竹木厘金等があり、就中過道及落地厘金を徵收するものが多く、又出山茶厘を兼收するものがある。茶厘を兼收するものは二十二局に亘り、茶厘は外に專局尙二處を存し、後光緒三十三年長沙關の開始に従つて輪船局を設立し、内地汽船行厘を專收した(註二)。

本省の百貨章程は咸豐十一年十一月戶部の議定に係り、擅に増減を行ふことを禁じ、水陸各貨物は局卡を経過せば一帯に査驗し、章に照し抽收し、票を給し許放することにして居り、門市厘は行

店を開設せば局査より通告し、店主をして局に到り月に按し評價計算し、厘金を完納せしめ、或は該行店の當坐帳及總臺帳の銀錢數目を調査し徴收するが、唯總請負に係るものは増減なく、又各戸に查詢を用ゆることなく、或は負販の小商に對しては章に照し免稅し、門市厘金は各行店に於ては總請負人より之を集納し、各戸分納し、月別季別又は年別に依る等遲速あり延滞多きが故に、該員紳等より丁役を督飾し、眞實に催徴し、若し行店が放任し又は抗爭せば、地方官に委し處理せしむることゝした。商販の貨物を運送し埠に到れば、先づ各局卡は執照を驗査し、票貨相符せば陸揚發賣を許し、尙ほ章に照し落地厘金を納付せしめ、厘金を完納した後、中途貨物を添運するものあるときは経過の各局卡は換票の際に只章照し厘金を補納せしめ、各局卡には省局より三聯單を發給し、一は照票とし商人に給し、一は存査とし截して各局に存し、一は繳驗とし月別に省局に廻付す（註三）。洋貨稅單の章程を擧ぐれば（一）洋貨を販運し、江漢關稅單を領有し、各局卡を経過せば一體に查驗の上許放し、（二）光緒三年の定則に依れば洋貨稅單を領有し、各局經過せば、華洋商の別を問はず、均しく查明し單貨相符するときには俱に許放し、（三）洋貨稅單には其貨物の仕向地を記入し、岳卡に於て查驗後各局卡に照會し稽查に便にし、（四）稅單を有する洋貨は各局卡を経過し、重徴せざるものを除くの外は、其陸揚地に於て稅單を留銷し、仍ほ落地厘金を徴收し、（五）稅單を有する洋貨は銷售地方を記入し、該處の卡を経て查驗後、若し上游に改運するときには該局卡は即ち稅單を留銷し、章

に照し厘稅を完納せしめて許放し、（六）稅單を有する貨物が填運し某處に至り、該局卡の查驗を経ず他處に轉運せば、江漢關に數咨し重罰に處し、（七）稅單を有する洋貨が各局卡を経て查驗後、若し單貨相符せざるときは約に照し洋貨全數を沒收し、又稅單を偽造するものは同じく全數を沒收し、（八）外洋より販運の各貨にして招商局の稅單を有するものは、各局卡に於て查驗の上許放し、若し陸揚後に復び他處に裝運し販賣せば、仍ほ章に照し徴稅す。（註四）

落地稅に關しては既に同治二年（一八六三年）湖南巡撫毛鴻賓の疏には正稅を納附する洋貨と雖も支那人の手に渡れば内地貨物と同視し抽厘すべき旨を述べてゐるが如く、其後光緒三十年（一九〇四年）長沙設關の當時當局は稅務司と徴厘章程を協定し、凡そ長沙商埠に至り消費する貨物にて若し未だ外國人の倉庫を出でず、未だ商埠を離れぬ以前には、暫時厘金を徴せぬが、一度支那商に賣渡し、已に外國人の倉庫を出て商埠を離れた後は、厘金局に於て章程に照し厘金を徴收し、竝に海關附近の三汊磯靳江河兩處に專局を設け、西南兩路より長沙に輸送する貨物に對して豫め落地厘金を徴し、脫稅を防止することを定めてゐる。（註五）

附加稅其他特殊厘金としては糖厘加抽、菸酒厘加抽、復征内地穀米厘金、出口米厘加抽、出口煤厘加抽、茶厘及其加抽進口雜糧厘金、竹木正厘等及雜捐類目中に穀米捐、茶箱用捐、洋藥落地捐、船捐、門市捐がある（註六）。

乙 革命以降

本省の厘金収入は光復前二百三十餘萬串(一串一千文)あり、革命に際しても他省と異り減退を見ず、民國元年一月より十月迄に於て已に同額の收納があり二年度豫算は二百三十七萬餘元を計上した。而して厘金の税率は前清時代より輕率であつて、正厘及加税を合算し僅かに從價二分八厘に過ぎなかつたが、民國四年一月に之を三分に改めた。其徵收方法は又從來と同じく出山、出口、進口、落地の四種に分ち、本省産の貨物に對しては其通過第一の局卡に於て出山厘金を徵收した上更に出境或は到着地の局に至り厘金を再徵し、外省よりの輸入貨物に對しては通過第一の局卡に於て進口厘金を徵收した上更に到着地或は出境の局に至り厘金を再徵する。本省の厘金は首尾兩道に分ち沿途の各局は、覆査補徵をなし若し生産地と輸出地或は銷費地と相接近するものは一回の徵收に止るが故に統捐と類似して居る(註七)。近年統稅計畫を立つるに至り、例へば民國十四年十二月には軍財聯席會議を開催し、其理財辦法中に於て厘金は前次議決した整理綱要に照し、統稅を籌辦すべきことを定めたが、本計畫は停頓し、更に同十六年春同政府は各團體と聯席會議を開催し、其議決した財政計畫中には厘金制度を改良し、第一歩は局卡を撤併し、通過複稅を廢除し、劃一の厘率及徵收法を定め第二歩は改めて統稅とし、抵補すべき收入あるときには厘金を廢止すべきことを定め、各種税率の標準は奢侈品には重徵主義を取り、最低限從價二割を下らず、需要品は最高六分を越へずと定

めた。

次いで十七年八月一日財政廳長劉獄時は新統稅率を公布し湖北の統稅制に照し出入口境貨物を論せず一律に從價三分と兩道に分ち徵收することとしたが唯奢侈舶來品中には三割に上るものがあるので全省商會代表より新厘率の實施延期を陳情する所があり従つて之が實行期を同年十二月一日とし貨物統稅々則編訂委員會を設け税率の標準を定め、(一)日用必需品の穀米、紅薯、包穀、蘆柴、木芋、鮮魚等土産及手工業土布等の項にして省内に流通するものは一律に免稅し、(二)國貨日用品は從價一分五厘乃至三分とし、(三)國貨普通品は從價三分乃至六分とし、(四)國貨奢侈品と普通の舶來品は從價六分乃至一割とし、(五)舶來奢侈品は從價一割乃至一割五分とし沿途加抽の弊を去る爲に厘局八處局卡二十處を裁撤し局長を選抜し同月十四日より之を實施することにしたが、更に延期し翌十八年五月より之を施行したのである、本統稅章程に定めた徵收方法を述べれば、(一)統稅々則は一道に徵收し他局卡に於ては重徵せず、(二)外省よりの輸入貨物は入境第一局卡或は入市販賣地の局卡に於て之を徵收し、(三)本省産の貨物は輸出經過の第一局卡或は入市販賣地の局卡に於て之を徵收し、(四)汽船運搬の貨物にして入境第一局卡を経ぬものは入市販賣地の局卡或は指定した局卡に於て之を徵收し、(五)内港汽船運搬貨物は内地より港岸に至り又港岸より内地に至るものを問はず指定の局卡に於て之を徵收し、(六)鐵道運輸貨物は省外より輸入し又は本省落地より輸出するものを問はず鐵

道貨物統稅局及所屬分卡に於て之を徵收し、(七)郵便物は發送又は收受地方の局卡に於て之を徵收し、(八)前記貨物は子口稅率の有無を論せず凡そ統稅未納のものは、一律に稅章に照し課稅し、(九)凡そ公共營業機關に於て政府に申請し免稅の許可を得たるものを除くの外其原料及用品にして統稅未納のものは稅章に依つて課徵し、(十)凡そ入市又は起埠貨物の統稅を納入したもので再び他埠に轉運せんとするものは原稅票を徵稅局に提出し轉運票と引換つて證明の具とし、(十一)凡そ貨物稅額一角に及ばぬものは免稅す。(註八)

前記章程は重徵を禁止して居るも實際は三徵四徵の例があり又鐵道貨物及郵便物に關しては子口稅單の有無を論せず一律に課稅すべき旨を定め殊に外國品に重課するので商會側は絶えず之が改廢に就て陳情したのである。

本省の百貨厘金は國民政府賦稅司の調査に依れば二十六局を通じ民國十五年の原有比額三百五十八萬八千餘元に對し十六年收數は約同額であり十七年上半年は二百三十三萬餘元を占めた。

(註一) 湖南厘務彙纂卷一、咸豐四年十一月戶部選議抽厘助餉緒發泰州仙女廟章程疏、湖南省財政說明書

(註二) 湖南省財政說明書

(註三) 湖南省財政說明書、湖南厘務彙纂卷六

(註四) 湖南厘務彙纂卷六

(註五) 賈士毅民國財政史上册四一九頁、湖南厘務彙纂卷三

(註六) 湖南省財政說明書

(註七) 賈士毅民國財政史上册四一九頁、稅務月刊第一年五號七號

(註八) 銀行月刊第五卷一二號、第七卷三號、第八卷八號一〇號、稅務月刊第一年五號、銀行週報第五六三號、五七七號、五八二號

第六款 安 徽 省

甲 前清時代

本省の厘金は咸豐八年の創辦に係るが之を専ら本省の政費に充當したのは同治八年以降とする。

安徽通志は咸豐三年に創設した様に記載して居るのは誤である。(註一)

厘局は之を中南北三路に分ち、正分局卡四十一處とし、中路は牙厘總局を省城に設け、十五卡を屬し、安慶及大通の兩坐賈局を含んで居る。南路は總局を蕪湖に設け、十卡を屬し、北路は總局を壽州に設け、十六卡を屬し、磁器紙類は向きには沿江各卡に於て課稅したが、後多數商民が抗爭した爲に、光緒三十二年に至り、磁器は改めて統捐に歸し、同三十四年には紙類を又統捐に改辦し、均しく華陽に局を設けた、曩に同二十一年に巡撫福潤は皖南總局を裁撤し、三十三年巡撫馮煦は皖北總局を裁撤し省局の辦理に統歸したのである。本省は米茶等の大宗貨物あるが爲に、厘金收入甚だ多く、蕪湖米のみにて四十萬兩内外に達した。輸出米捐は光緒二十二年の創辦に係り輸出激増し民食を妨ぐるを虞り禁止的方針に依り之を課稅し、後同二十八年には新案賠款乃至陸海軍費に充當す

る目的を以て抽錢每擔一百文を増加し、徵收法は商民の便宜を計り三兩以下は錢を收め、三兩以上は銀七錢三分に按し收納することにした、但し地方に依り異なるものがあつた。而して百貨厘金及統捐と並んで茶厘は本省の最も重要な稅種であつて、從來の定章となつた茶稅には、同治元年兩江總督の曾國藩が新章を領定し、每茶一百二十斤を一引とし、每引正項銀三錢、公費銀三分、捐錢八錢厘銀九錢五分とし、三聯引票、捐票、厘票を發給し、同二年には每引加捐銀四錢とし、同年には兩江總督代理李鴻章は引捐厘三票を裁去し、落地票に改め、簡便に歸し、每引完銀二兩四錢八分とし、内一兩二錢を劃出して捐項となすことを許した、後本省の茶厘は南北兩稅に分ち、皖北厘及皖南厘とし、皖北茶厘は各消費地に專卡を設け抽厘し、多くは十斤を一簍とし、厘金の徵收法各卡大差なく茶を春子兩類とし、厘に引行名目のり春茶は仕向地の何處たるを問はず、每簍十斤に付引厘銀三分三厘四毫とし、周家口山東清江亳州に販運するものは、每簍十斤に行厘銀二錢八厘を徵收し、六安舒城安慶湖北等に販運するものは、一錢三分八厘とし、子茶は春茶に比して三分の一を減し、茶末揀片は春茶に對し減半し、老茶は春子を分たず、何處に往くも每百斤に付引厘銀三分三厘四毫行厘銀二錢六分とし、皖南茶厘は同治年間に皖南厘局より知縣に委し、或は委員紳士をして之を辦理せしめたが、後改めて江督主事の管理に歸した。皖南茶は嘗て蕪湖及九江の厘金を回避せんが爲に、寧波及杭州に移つたと云ふ。南北兩厘共に加稅があり、北茶加稅としては六霍等の茶厘局卡は常厘の外に

三割を加へ、南茶加捐は光緒三十二年巡撫恩銘屯溪兩江に設くる所の皖南茶厘局の外に別に加抽茶厘局を設け、外洋の消費に充つるものには毎斤二文、内地消費に充つるものには一文を加稅したのである。(註二)

乙 革命以降

革命後又前清の例に依り、其稅率は輕く、茶厘等を除くの外百貨厘金は從價二分に過ぎぬが、貨目は繁多の上に稅則又複雑し、同一省にて彼此輕重を異にし、又一局卡にて銀錢の徵額に自ら差があり、殊に銀價騰貴して納厘に銅元を用ゐたので、收數短絀し、大宗貨物の木厘其他紙類、磁器、礬、煙葉、糖酒、篋篋、茯苓等に就いては、或は加稅し、或は統稅に歸し、未だ劃一を見ず、商販日に起色なく、各卡に臨時添設するものがあり、又未だ裁併を経ぬものがあり、中路の安慶大通兩坐賈局及巢縣屬の三河南路の三埠管と皖北の洪河口三流集天長孫家溝等は皆地形扼要で、歷年舊に依つて辦理し來り、舊額外に比較を増し、又海軍經費の爲に殊に出口米捐を請負に附し加稅したと等從來の如くである。民國三年頃財政廳は簡章を制定し、落地厘金を徵收した。落地厘金は新章程の稅則に依り、各縣城内外に厘局卡の設ある地は即ち其局卡に於て、厘局卡なき地は即ち縣知事に於て之を徵收し、凡そ貨物にして若し已に前後の厘局に落地厘金を納付して票據を有するものに對しては再徵せぬことにし、若し紳董にして此種落地厘金の徵收を請負はんことを希望するものあ

るときは、則ち各縣知事より毎年納付の數目を酌定し、三箇月分を豫納せしめ證據金とし、財政廳に許可を申請し之を開辦した。唯章程に照し徵收せしめ毫も増減することを許さず。(註三)
 本省の財源は米石に在るが故に曾て民國十一年毎米一石銀幣六角を徵せんとしたが、商民の反對に依り中止し、同十五年には米石の汽船にて出口するものに對しては、在來安徽米捐江蘇米捐善後米捐の外に又米捐善後公債を起し、更に十一月一日には總局を設立し、五角照捐を加徴した、但し蕪湖商人の負擔を輕減せんが爲に、五角の新章程を取消し、専ら軍米賑米を專收することに制限した(註四)。

民國十六年省政府は兵戰の餘借款を起すと共に吏員の中飽侵蝕を防止せんが爲に改めて商人團體の請負法に委し收入を増加し又兼ねて多額の保證金を收めて財政を補填することを決定したのである(註五)。

茶厘に關しては同十七年二月浙江省政府は各統捐局長に通令し、安徽江西に於て納稅濟の過境箱茶は現在浙江の箱茶捐に準し酌減し四角六分を徵收し、一方箱茶は正稅を全納する外に尙過境捐を存し商民の外に農工に影響すること少くないので、茶商よりは同年三月政府に向つて各統捐局をして安徽江西の過境箱茶に對しては再び加稅せざる旨を請願する所があり、同年夏安慶市政廳は革命時市政事業の經費に充當する爲に省政府の重要財源である木厘坐賈兩項をば市の收入に歸せんとし

西門外鹽河厘金局に於て寶塔捐の木厘及坐賈兩種課稅を代收せんと計畫し(註六)、次いて十八年一月茶稅及繭絲稅章を改定し。従前の委辦商包兩辦法をば専ら委辦に改め即ち各局長に委任し保證金を徵し年關の財政を救濟せんとした。皖南茶稅に就いては所期すべきものあつたが、皖北茶稅には財源として期待し得べきものがない。

茶稅は三分の一の豫納で十六萬餘元に達した。同省蕪湖より輸入する糖類は十五、六年頃は年約三十萬石の多きに達したものが十七年糖捐過重の爲に三十萬石を下るに至つたの如く當時糖商の反對があり、糖商の代表者と省官憲の間に商議し修改條件を定めた其案件中には(一)糖捐稅率をば國糖類は冰糖每百斤一元、白糖七角、紅糖四角とし、外國糖は冰糖百斤一元二角、白糖八角、紅糖四角、可糖六元舶來品菓糖五元方塊糖二元とし以上各種糖類六折(割)として課稅し(二)既に厘金類似の課稅を支拂ひ各省に於て厘を捐に改めす現に免除を爲さぬものあれば實情を調査し本稅章に照し減稅し(三)海關輸入の糖は輸出に課稅し(四)本省の糖捐は一に中央政府の特稅開徵を俟つて之を廢止す。然れども其後商人は糖捐の課徵に苦み商會より尙之が裁撤を請願して居たのである。(註七)
 米捐に關しては本省財政廳は出口米捐を省政府の收入とせんが爲に厘局に於て徵收する米厘と區別し捐率をも異にするを口實とし通過稅に非る旨を十七年十月財政部に具申してゐるが實質に於て厘金と異なるものでない。(註八)

二十年歲厘當時に於ける本省厘金の状況を見るに米糧の外には大宗産物はなく米石の輸出は多くは汽船に依て南北沿岸各地に運搬し帆船に依て江蘇境内に運搬し税捐は過重名目繁多であり茶、木、絲、綢、繭、紙、油、陶磁器等の中六安徽州各地茶厘には專局を設け安徽財政特派員の辦理に歸するを除くの外其他木紙、油、陶磁器の如きは均しく長江上海より絲綢は蘇杭各省より輸入し安徽省境内に在ては税厘を完納す。厘金收入は糖、茶、麻、礦、絲繭、香木、蛋等の統稅年六十萬元を含み十五年の原有比額は二百三十萬元十六年の收數は百四萬餘元に過ぎなかつたが總計約三百十六萬元に上るのである。(註九)

(註一) 安徽通志には咸豐三年蕪鳳兩關停廢後厘局を創設し、茶税を徵收したと記して居るが、茶税は從來よりの徵收に係り、厘金を徵したものと看做すことを得ない。(安徽通志卷七八)

(註二) 安徽財政說明書、銀行月刊第八卷第一一號

(註三) 稅務月刊第一一七號買士毅民國財政史上册四一五頁

(註四) 銀行月刊第六卷一一號

(註五) 同 第七卷一二號

(註六) 同 第八卷五八號

(註七) 工商半月刊第一卷第一四號、銀行月刊第八卷第八號

(註八) 銀行月刊第八號第一一號

(註九) 同上第十四卷二〇號、四七號

第七款 福建省 (附臺灣)

甲 前清時代

本省に於ては、百貨厘金は沿革に述べた通り咸豐八年の創定に係るのであるが、洋藥厘金は同六年(一八五六年)に試辨した様である(註一)。從來正項及雜款に別ち正項名目は七種に分ち、第一は百貨行商厘金(雜貨厘金)である。同治四年左文襄の時代に籌餉事務急を要した結果、舊章を改訂し次第に局卡を設立し、起驗制を定めたのである、蓋し在來の雜貨厘金を改めて特に百貨行商厘金としたのは坐賈と區別する爲であつた。第二は木植厘金である。百貨厘金と同じく同治四年に試辨した木植を百貨の中に列せないのは、木材は本省の重要物産であつて、其收入他の貨物に比して著しく多額を占むる爲であつた。第三は雜貨加捐軍餉である。咸豐十一年に浙餉を協濟するの目的を以て雜貨厘金の外に加捐を設けたが同治三年に廢止した。第四は坐賈厘金である、同治五年に百貨厘金を二割減徴すると共に坐賈は一律に之を停免し、竝に各局卡に於て分別裁併した。第五は茶葉厘金である。茶税として分別徵收する。咸豐以前より起運及落地の兩税があつた。茶厘は咸豐八年、茶捐は同十一年に各加抽を定め、茶厘雜款中には諸種の手數料を定めて居る。第六は加徵二成落厘である。光緒二十五年に茶糖成案に遵照し、一律二割を加徵した。第七は洋藥厘金であるが之の説明は阿片厘金の部に譲る。次に雜款名目は九種に分ち(一)護商經費(同治四年福州泉州廈門福寧に於て海防局卡を分設し、其經費をば南北商船に對して舵水名數の多寡各船捐數の輕重又は標頭の寸尺或は載貨の提數

等を標準として課税し、商漁船の保護費用に充當した。其後海氛已に鎮定し之を裁撤し、已に沿海水師營汎の保護に委したが、尙同種經費を徴收して居た。(二)百貨厘金耗餘(正厘外に二割餘を増徴し同治四年に辨法を變通し一割を加收した)(三)木植厘金耗餘(同上)(四)護商經費耗餘(正厘外に隨時一律二割を加收した)(五)六分補水(同治四年厘務を整理し紋銀に對して洋銀を以て代納せば每正耗銀一兩に付補水銀六分とした)(六)四分補水(營務處開辦の經費として光緒二十四年以降原收に對し補水銀六分の外に四分を加收した)(七)厘金銀水報効(江東橋厘金は先づ派員徴收し、後收入不足の爲に光緒三十三年に商辨に改歸し毎年別に報効銀三千五百兩を加へ比較を整理し、已に之を正額に併入し繳解した)(八)厘護九七餘款(東冲海防局の陋規に係る)(九)七厘興學單費(福州中學堂の經費に充る爲に、四分補水を加收し、各商の反對に依つて免を請ひ、宣統元年四月以來商販に對し、稅厘を完納し、厘票單費一張に付銀七厘を徴した)。

本省の厘金制は同治四年の厘務整理に際し、江西浙江の各章程を採り、課稅品の價格を決定し、其課稅標準は海關稅則の倍加即ち從價一割とし、同年以降福州南臺鎮地方出入の貨價は減して七折(掛)に計算し、實際の稅率は從價七分に達せぬ。海運貨物は關稅例の稅銀一兩に對して抽厘して二兩五錢とし、稍高に過ぐるも、同治六年に又一律二割を減じた。徵收法は兩起兩驗制を實施し、起厘三分驗厘二分とし、次起及次驗の各卡厘金亦同一稅率を課し、其他は重徴せぬこととし、課稅の票

式は三聯票とし、度支公所より發給し、存根、給商及繳查の三種に別つ。凡そ商販貨物は先づ首卡に赴き初起厘金を納付し驗査後起票を發し、截して該商に交し、次卡に至り初驗厘金を納付するとき、該驗局は驗票を給し、起票を收回し、收單を換給し、驗票に添付し、該商に交し、三卡四卡に赴いて二起二驗を完納するに至るものである。尙清理財局章程に依り同局に備ふる爲に一聯を加へて四聯單とした。其他票式中には護商執照火柴稅單、內地火柴稅單、內港輪船厘稅總徵單、內港輪船貨憑單、內港小輪專稅單、木植副單、廈門出口憑單、討關單、擇減單等各種名目があるが其式は原と大同小異である。就中討關單及擇減單(擇減稅)は對外關係上子口稅制度に關係し、特筆すべきものがある。蓋し外國商人の進出口貨物に關しては毎に各國領事の證明書を附し、厘金の免除を申請することは之を討關と謂ひ、其要式をば討關單と稱するのである(當初は英佛兩國人の輸入自用貨物に限つたが、馬關條約成り、日本商人土貨を販運して厘金を免除せらるる故に、僞つて包攬(引受)を爲すもの多く、之が爲に此項短收年、三四萬金以上に達した)。即ち商民は之が利益を知り、相率ゐて外國籍に入り、外國の商標を掲げ、各種貨物を通じて討關し、厘金の免除を乞ふて已まぬが故に特に各貨物中より四十餘種を擇出し、(例へば洋棉絲、大小原布、各種洋布、黃白蠟、檀香、蘇木、海參、海棠、洋油、沙篠、洋淡菜、魚皮、洋白糖、洋麵粉、洋冰糖、洋錫、玻璃各種、羽毛嗶嘰等の貨物)厘金數に照し多く減稅し、其要式は之を擇減單と謂ふた。(註二)

局卡の分配に關しては創辦當時は僅かに福州廈門兩港のみに局を設け、又其貨物に就いては制限があり、一は輸入の廣東貨物、一は輸出の木紙糖煙等とし、(註三)咸豐八年雜貨厘金を徵收するに當り、南臺厘捐局を改めて總局となし、竝に廈門厘捐局の外興化府屬の涵江泉州府の南門漳州府屬の銅山福寧府屬の寧德建寧府屬の浦城崇安邵武府屬の光澤汀州府屬の上杭等には分局卡を設け、其要を扼し、同治三年三月には厘務を整理し、稅厘總局を設立し、商稅をば稅厘局に歸併し、委員を派し、分赴監收し、同四年の改革には省城所設の南臺厘捐總局をば城内に移し、名けて福建通省稅厘總局と曰ひ、南臺の厘局をば南臺稅厘總局とし、福州府屬の分局卡をば之に隸屬せしめ、廈門厘局も廈門稅厘總局とし、泉州府永春州屬分局卡を隸屬せしめ、建寧興化等には次第に府局を設立し、各縣分局卡は之に屬し、厘金制漸く備はり、光緒二十九年には通商稅厘總局をば財政局に歸併し、南臺稅厘總局をば水亭の局卡に歸併し、其前に水亭の局卡に隸した局卡をば改めて財政局に歸せしめ、餘は悉く舊に依ることとした。各局卡に於て徵收する厘金中百貨厘金の外に、木植厘金護商經費落地商稅等は正款として報告すべく之を比較額の中に入れ、四分補水七厘單費等の項は隨收隨解とし正款と關係なく殊に落地商稅は竹崎、閩安、雲際、光澤、崇安、大安、浦城、深坑等の關に於て專收又は兼收し、洪塘北嶺等の關局に於ても之を徵收した。

茶稅は咸豐以前に起運稅として產茶の地方官より每百斤に付銀一錢、火耗銀三分五厘、正耗補水銀一分計一錢四分八厘五毫を徵收し、落地稅は竹崎關經過のものは箱茶百斤制錢十八文袋茶百斤二十三文とし、北嶺關經過のものは其種類を論せず百斤制錢二十九文とし、其後屢次改訂を見、光緒二十四年每百斤銀一兩九錢八厘五毫に達した。曾て南臺各茶商の決議に依り每大箱淨茶五十五斤厘捐二錢餘銀四分とし、小箱は二十七斤半厘捐一錢餘銀二分とし、袋茶、簍茶は厘捐銀三錢三分三厘餘銀六分六厘六毫とした(註四)。茶稅には著しき弊害を伴ひ所謂大頭小尾の例で奸商は司巡と串通し百斤の茶に就て貨票には百斤を記するも、報票には十斤を記し、九十斤の正款を私案に入る。其他陋規甚だ多いのである。又稅法上の缺陷としては茶價低昂の度は兩百倍の差があり、其稅則每百斤概ね一兩九錢八厘五毫を稅するも、茶の最高價に屬するものは百にして一を稅するに過ぎぬに反し最低價に屬するものは一にして二を稅するが如きことがある。而して本省產の茶が外省に入れば、必ず課稅せられ、一茶二稅となり、外洋に出づるものは既に本省に於て納稅する外に海關に於て正稅子口稅一兩八錢七分五厘に内地稅を加算せば三兩七錢八分三厘五毫に上る。現に廈門に於ける課稅は製茶貿易を滅亡せしめた。又福州の粗茶と雖も輸出稅を加算した從價は三割五分に達した如くである。(註五)

船舶に就いては臺灣より入港の海船は上海よりのものと同じく三割を減し、五百石以下は每船捐錢二十兩とし、五百石以上は次を以て遞増し、若し寧波乍浦福寧等各處よりの入港船舶は減半した。

其他興泉各場運鹽船隻も本と載貨少き故に又減半徴收し、五百石以下の入港鹽船は每隻捐數に照し再び減折を行ひ、進口捐銀二十兩に對して出口は十兩とし、其裝載米麥豆穀進口の商船は、空路と同一く免捐することにした(註六)。

本省の厘金章程は同治年間に定めたものを標準とし、前記起驗の稅率を百貨に就て定め、當初同治二年所定の福建省百貨行商厘金章程に依れば二十類一千種以上の稅目に分ち、後同十三年の訂定章程其他數次の續増補追又は更正を重ねたものである。新舊大差なきも只清末改訂のものは外國品に對しては土貨に比して一割乃至五割の高率を課してゐる。而して各厘局卡には必ず新舊兩種の稅表を備へ、時宜に従て或は新率に依り又は舊率に則り隨意に選擇課稅したので自ら同一貨物に於ても其率各地區々であつた。

厘金の弊害に就ては他省と同じく局卡の中飽甚しく、一局多きは萬餘金、少きも千餘金に達し、各地を通じて私囊に入るもの一箇年三十萬を下らぬと云ひ、從價一割の法定率も二割に上り、殊に本省は負山濱海上下兩地に於て風氣各異り、情形一ならずして局卡の商人に對する徴收には匿して報せぬものがあり、(聯票を寫さず減折して徴收するの例)報して實でないものがある(多を少と報し、大を小と報する例)。其他特記すべきものは(一)規費とし局卡に於て貨物の全數に照して納稅せしめず(二)銀餘とし厘金を完納し各商銀票を納附するを除くの外、其割引して徴收して利を得るものである(三)票餘とし厘金を完納し各商銀票を納附するを除くの外、其

零星雜件は每兩制錢を以て割引徴收し之を銀價に對比して多く盈餘があるのである。

(三)票餘とし厘金を完納し各商銀票を納附するを除く外の零星雜件は每兩臺伏(福州番票)を以て割引徴收し之を銀價に對比して多く盈餘があるのである(四)雜費とし厘金正雜各款の外に尙紅包酒例、過印例、驗禮、收過單費等種々の名目がある(五)餘款とし凡そ局卡收入の數は之を定額に對比せば尙盈餘ある(六)罰款とし凡そ商販にして匿報偷漏等の情弊あり查出科罰に依る收入である(註七)。

(附) 臺灣の厘金制度

一、厘金の創辨

前清時代に行はれた臺灣の厘金は、臺灣の地位が一孤島である關係上、支那の各地と異つてゐたばかりでなく、福建本省とも同じくない。臺灣に始めて厘金を實施したのは、支那本國に創辨したより八年後即ち開港當時の咸豐十一年(一八六一年)に淡水に百貨厘金を設けたのを嚆矢とする。初め臺灣知府洪毓琛は命を奉し厘局を設置し、候補知府の程榮春は省委員として淡水に於て百貨厘金を徴收した。其徵稅法は船舶の積載數量の擔を標準とし、貨物の精粗を問はずに包括して課稅したから、所謂總額課稅法(Lump Sum Taxation)であつたが、其收入少く輸入品中獨り洋藥(外國阿片)を大宗とした。次で同治五年(一八六六年)淡水同知の王鏞は委員魯筠澤と會同詳定し、内地に於て課徵せられたと否とを論せず、洋藥每箱に付附加稅共銀六十圓を徴し年額約十萬餘兩に上り、安平の同

收入亦同様であつた。蓋し當時阿片の輸入高は五、六百箱乃至一千箱を占めた（一日一人の吸食量を銀二錢とし男女吸食者数は數十萬人で其金額五十萬兩に達すると云はれたが稍過大に失する）。厘金創辦後支那本國の例にもあるが如く、各商品に對して從價二分五厘を徵收せんとしたので、商民の抗税運動が起き、罷市又は吏員に對する暴行をも見たのである。

一八六九年一月淡水海關稅務局代理テイイントアの報告に依れば出入港共に各貨物に抽厘し地方より戎克に依る阿片の輸入は輸出入港共に厘金を徵せらるゝが爲に其輸入を減退したと記して居るが同治九年（一八七〇年）に至り輸出に對しては先づ重要產品の一である樟腦に抽厘し、樟腦は同治八年專賣則を廢止して後外國人が入山採買し、三聯單に依り輸出するも、通商條約の規定に從つて子口半稅（Outward Transit Duty）を納付しなかつたので、道臺黎兆堂は委員候補知府胡斌に命し、淡水同知と會同し局を設け百斤に付半稅同額の五角五分を徵し、又茶の輸出も相當額に達したので、翌年同官憲に依つて一擔に付銀一圓を課稅した。當時茶商中抗税を企圖したものがあつたが、黎道臺の解職となり酌量減稅した。石炭の抽厘に就ては淡水廳志に依れば、基隆に於ては同治二年（一八六三年）八月開港以來同十年頃迄の間に石炭の産額十餘萬擔乃至三、四十萬擔を占めたので、新稅則に照し、海關稅を減じ、百斤に付銀五厘の外に厘金は半稅に過ぎず、且つ福建船政署公用の分には課稅せぬこととした。然れども同治二年から同十年頃迄の間何年に試辨したのか不明である。ダツイ

ツドソンの臺灣史には開港前の咸豐十年（一八六〇年）とし、連雅堂の臺灣通史には同治九年としてあるは信するに足らぬ。而して後者は茶の厘金に關しても同治九年としてゐるが其根據は疑しいのである。

阿片の輸入に對しては支那本土と同じく輸入稅と共に厘金を徵收し、光緒七年十一月の規程に依れば每百斤華稅銀三十兩、票稅銀十五兩、厘金銀十六兩、海防護商經費銀二兩九錢合計六十三兩九錢とし、支那本土の例に比し遙かに低いのである。

二、劉銘傳の改革

光緒十二年（一八八六年）劉銘傳の臺灣に巡撫として蒞任するに迫んで、六月臺北に厘金總局を設け、同月及翌十三年一月に於て淡水分局、滬尾卡、基隆分局、金包里卡、宜蘭分局、利澤簡卡、新竹分局、後壠卡、舊港卡、鹿港分局、笨港（北港）分局、番控卡、梧棲卡、安平分局、十二宮卡、布袋嘴卡、港仔寮卡、樸仔脚卡、旗後分局、東港卡等の局卡を設置し總計分局卡、三十八箇所に達した。

劉銘傳以前は前記の如く輸出に對しては大宗たる茶、樟腦及石炭の三品に課稅し、輸入に對しては主として阿片に課稅し、其他の貨物にも百擔に付銀二元四角を抽厘したことあり又新竹縣の抽分稅、臺南の大小舢船稅等の如く、區々不統一の諸稅を存したが、其收入は極めて少額であつた。劉銘傳は稅制の整理に着手したると同時に、省政を實施する必要上、専ら舊制に依り少くとも名義上

は収入増加の目的を以つて輸入に就ては獨り阿片に抽厘するも、同十二年五月臺灣出口百貨行商厘金科則を制定し、輸出に就ては百貨に及ぼし、税率は大概從價五分を標準として成る從量税とし、例くば藥劑類は鹿茸外六品、雜貨類は細茶外三十品、水果類は雪柑外四品、糖類は冰糖外六品板、類は樟楠枋外三品、樟料類は白隱外五十一種とし各類中章程に掲載せぬ貨物は時價に従ひ每百元に對する徵收厘銀五元と定め、更に増補出口百貨厘金科則を以つて炭火外四十一品を追補した。

本法は固より若干本國の制度を加味したのであるが支那法と異り(一)肩挑販運の百貨を捕捉しないで、船積の際に限り之を課税することとし(二)出入又は通過途中に徵收し、阿片を除くの外輸入品に對し課税せずに輸出品に限り課税することとした。

徵收手續は出港貨物は商賈の發票又は荷主の行單(積荷證)に照し符合するときは課税することとし、若し符合せぬときは處罰し、自己携帯の上出港する貨物は現物に照し課税することとし、厘金を完納したときは完單(納稅濟證)を給與し、積荷を許可し、他港に到着したときは該完單をば厘金局に提示せしめた後に荷卸を許すこととし、厘金の納付は正供故に紋銀を以てせしめ、臺灣に於て使用する番銀(外國貨幣)は七二番銀を以て換用せしめ、又每百兩に付補水(附加税)六兩を加算して納入せしむることとしたのである。

外國輸入品の沿岸輸出に對して厘金を徵收した爲に北部商民から反對が起り一時該計畫を中止したるも後復活したのである。現に光緒二十四年(一八九八年)二月の論文に依れば臺灣の外國商人に對して抽厘したことは條約違反と看做された、即ち外國商人は條約上輸出税の外に厘金を支拂ふ義務なしと云ふので北京總理衙門を經由劉銘傳をして其抽厘を停止せしめ支那人に對しては別に落地税を設け之を補充し外國人の藉口を杜ぐべしと聲明した。然れども三聯單制の特權は外國商人と異り支那商人は取得することが出來ないで局卡を通過せば必ずや課税せらるゝことは支那本土と同一である。

三、厘金の請負

臺灣に於ても支那本土の官治民情と異なる所がないので厘金徵收の請負制度は發達したのである。前記淡水に於ける厘金は創定後收入少なかつたので商人の承贖(請負)に附したことがあり、同治三年の上諭に徵するも「厘金を舉辦するも之を行ふこと未だ善ならず墨吏奸胥意に任し侵漫し端を藉りて訛索し百姓の脂膏を以つて奸徒の中飽に供す」とある如く厘金の弊竇甚しく洋藥に就ては光緒元年臺南に於て、同七年臺北に於て之を地方商人の請負に附し同八年の改正に依れば請負額は臺南は六八銀洋銀十萬五千六百元臺北は七二洋銀五萬元合計十五萬五千六百元とした。又樟腦厘金は當初より之を商辦に附し同八年專賣制を實施し翌年一時之を官辦に復し光緒八年には又之を商辦に移し同十一年には茶厘をば英國商人に對して四十萬元の請負に附したことがある。

劉銘傳は厘金章程を公布し商辦を改め一式官辦に統一せんとしたが尙完全に實行せられないで後年に至る迄請負制を存した。例へば茶厘の如きは前記英國人の請負に歸し後又福州の紳董陳寶琛名義の商辦とし次いで林鶴年之に代り改隸前の光緒二十年(一八九四年)迄請負を繼續した如くである。

四、厘金の廢止

日本領臺の際明治二十八年六月淡水税關を、九月基隆税關を、十月安平税關を設くるに及び、先づ材木、製茶、砂糖に關する厘金を蠲免し翌二十九年三月一日砂糖厘金税、補水銀等を全廢し同五日には樟腦に關する防蕃費補水銀等を免除したのである。(註八)

乙、革命以降

本省は革命後一時厘金を廢止したが、次いで財政匱乏の爲に民國元年六月制定の閩省暫行商捐章程に依り再び商捐として課税し兩起兩驗制を二捐制に改め、又従前の厘局六十六處を十九處に裁併した結果、宣統四年豫算額は百九萬餘兩のものが收入見込僅かに六十餘萬兩に減退するに至つた。閩省暫行商捐章程の梗概は(一)税率は從價三分とし若し貨物にして税則内に掲載されぬものあるときは、公平に評價して約從價三分を課し(二)貨物は一回起捐を徵し、本省産の貨物は輸送第一局に於て納税すれば其他の局卡では只検査に止め重徵せぬ。但し一度甲地に搬入したものを更に乙地若くは外省に輸送するときは沿途第一の局に於ても再び納税すべきものとした。例へば建寧の貨物にして福州に販

運し來るものは、延平で一次納税をなすのみで沿途局卡は又驗票のみにして許放し、若し再び福州より輸出するときは更に水亭局にて徵税し(出口貨)次に貨物が外省より輸入するものは即ち輸入のとき納税し、若し再び内地に販運するときは、又一次納税すべく又廈門の貨物を福州に運銷するときは已に廈門に於て納税した故に福州に輸入のときは只検査に止め重徵せず、若し再び福州より上流各地へ販運するときは更に水亭局に於て一次納税するものとする。(進口貨)(三)徵收には兩を以て計算し、本省通用の銀元を以て納税するときは大洋一元を銀七錢二分に換算し、零碎用の小洋銅錢は大洋の價值に照し打算することとし、従前の四分又は六分等補水の流弊を去り、(四)所定の捐數外に名目を立て收取することを禁じ、又從來閩安十二箇處にて徵收した護照經費は閩安、廈門、泉州、沙堤、東沖の五箇處に制限し、(五)納税の票式は三聯單とし検査の證據とし捐單は存根、繳查及執照の三聯に分ち、一聯は捐局に存し一聯は司に提出し稽查に備へ、一聯は商人に交付し經過すべき沿途の次局に提出することとし同時に特減税章程を公布し其中に於て(一)従來の擇減厘を改めて特減税とし水亭局を指定して徵税せしめ(二)特減税は子口税と同じく一度納税せば直に内地に通行することを得、更に重徵せぬこととし(三)特減税の種類は本章程に明載したものに限り(貨物四十四種)又其税率は擇減税の場合に同じきものとした(註九)。商捐施行の結果收入著しく不足したので、民國三年二月より再び前清時代の厘金である兩起兩驗制を採用し、約三倍以上の増收を見込み、同四年には厘金收入百二

十八萬餘元の外に落地商稅銀十五萬七千餘元、茶稅銀五十二萬九千餘元を占め、次いで一成賑捐、二成公路捐、三成善後捐等を加徴した。近年に至つては又各局卡の厘金は多く商人の請負に附し、例へば民國十四年頃現在の財政廳管理(外に陸海軍部の管理に屬するものもある)厘局二十七處中水亭、水口及竹崎三局は官辦に歸した外悉く入札に附し、商人の包辦を而して稅率は起卡三分、驗卡二分計五分に低下したのである。同十七年春の調査に依れば全省に三十八局を設け、各局分卡多きは八、九卡、少きも二、三卡とし、起厘稅率は從價一分に過ぎぬが、更に投票に依る商人の請負制を採用し、賑捐、善後捐等あつて稅制は劃一せぬ。但し近年の收入は從前に比し倍額以上となり三百七十萬元に達してゐる。閩海道は十三局で百三十餘萬元を占め、貨物は紅糶、乾介類、茶葉、布疋等を大宗とし、建安道屬は九局で百萬元を占め、貨物は茶紙、木藥、材筭等を大宗とし、漳廈道屬は十六局で百四十萬元を占め、貨物は煙草、糖紙、豆餅、菓類を大宗として居る。但し國民政府賦稅司の調査に依れば本省の百貨厘金は十五年の原有比額は三百六十萬元餘を占めたが十六年の收數は三分の一以下百十萬元に激減してゐる。(註一〇)而して前年以來二五加稅の奢侈稅を徵する外に洋酒、煙草、燐寸、石油等に特稅をも徵し、通商を阻害したのである。

本省は江西と同じく他省に率先して裁厘計畫を立てたが最近民國十九年に至るも閩安關には茶類落地稅の如きものがあり軍閥は上激地方に於て尙兩起兩驗を抽厘してゐた。

(註一) 福建全省財政說明書に依れば「當下咸豐二年有粵逆之變、三年有中匪之竄、其時庫藏告匱、困於防剿、不復得已、議就二福厦兩口一設厘局抽厘以資軍餉、此則厘金創辦之時代也」と記し江北の創辦と同年にして居るが其根據疑はしい。阿片厘金に關しては同治八年の海關報告書には洋藥に對して一擔花稅其他附加稅四兩二錢を徵したが、一八五六年に創辦したを記してゐる。(Report on trade at the treaty ports in China (1869) Appendix PP.4)

(註二) 福建全省財政說明書
 (註三) 福建省例卷九
 (註四) 福建全省財政說明書、福建省例卷九
 (註五) 福建全省財政說明書 E.H.Parker, "China", pp. 234
 (註六) 福建省例卷九
 (註七) 福建全省財政說明書、三五公司福建事情實查報告(明治四十一年)
 (註八) 淡水廳志卷四、臺灣通志(稿)卷五、臺灣通志(連雅堂)卷三、一七、一八、福建通紀清九、臺灣見聞錄、臨時臺灣舊慣調查會報告臺灣私法附錄參考書卷上、臺灣稅務史上卷、新竹廳志(廿九年)臺灣租稅舊慣(明治三十七年舊慣調查會調查稿本)臺灣見聞錄、巡臺退思錄、臺灣文化史(伊龍嘉矩)下卷 J. W. Davidson, The Island of Formosa past and present, pp. 245-6 Customs, Decennial Reports (1882-191), pp. 441, 459, Trade Reports 1860, pp. 159-160
 (註九) 雜誌支那第三卷一號
 (註一〇) 福建全省財政說明書、民國十七年五月八日廣東財政公報第八十三期民國十八年四月賦稅司編各省厘金狀況調查統計表

第八款 廣東省

甲 前清時代

第一 抽厘の經過

廣東省は又軍興以來各項の籌捐多く、殊に咸豐八年西北兩江の戰亂熾にて、隣省の匪徒省境に闖入し、軍費支絀の爲めに江西章程に照し、先づ北江、東江等各處に廠を設け厘金を試辦し、同十年巡撫耆齡韶郡に駐紮し軍を督し、更に韶州厘局、韶東關廠、韶西關廠及河西尾分卡を設け、同十一年軍餉更に欠乏したので、總督勞崇光は紳士に命令し、四會大小河に兩廠を分設し、商人より抽收し(坐

賈)、同治元年安徽浙江の軍餉を接濟する爲に省城に厘務總局を設け、佛山、陳村、江門の三廠及江門管轄の東口、西口、會河三分卡を開辦し、省佛陳等坐費商辦の四會兩廠を改めて官辦に歸し、同四年督部堂瑞麟は西江の大洲廠を開辦し、同五年省城並佛山の土絲廠、東江の新塘廠、茶蘭廠、石龍廠及石龍管轄の金鯪分卡、西北兩江總匯の河口廠及河口管轄の馬口烏石岡の二分卡等を開辦し、同八年本省の協餉は悉く厘金に依つて支辦すべきに、當時各廠の收數日に減退したのは、海運の發達に伴ひ、汽船が大商の貨物を取り連脱多かつた爲である。而して澳門の各汽船の運貨海口を経過するもの亦厘金を納付せざるを以て、先後省城の厘務總局内に補抽貨厘公所を附設し、佛山、陳村、江門三廠は一律に海口半厘を補抽し、同十一年橫門補抽絲茶貨厘廠を開辦し、並に紳士包辦の鶴開茶貨厘金分局及其坡山分廠を設け、同十三年(一八七四年)磨刀口補抽絲茶貨厘廠を開辦し、光緒三年以降十二年には屢次局卡の增收があり、同十年以降張之洞は廣東總督時代香港等外埠より内河内地に運銷する外國品に對し虎門三河口に於て專局を設け一律に補抽厘を實施し、同十二年には又包辦に依る鶴開茶貨厘金分局をば官辦に改め、翌十三年(一八八七年)江門廠を西口に移し、西口の分卡を裁去し、省卡補抽局及其管轄の黃埔分卡を開辦し、同年更に香港澳門に九龍、拱北の兩關を創設し、附近の港澳に於て支那船貨物に對する半厘補抽に係る汲水門等六廠を稅務司の代收に移し、同十八年佛山、陳村兩廠を省河補抽局の稽查兼轄に歸し、同二十四年鶴開茶貨厘金分局の坡山

分廠を裁撤し、省河補抽局の黃埔分卡を甘竹に移し、同三十年粵漢支線の石圍塘西南等の火車捐を開辦し、翌三十一年には水東廠の兩家灘分卡を裁撤し、石圍塘火車貨捐局を黃沙に移し、源潭西村兩分局を添設し、同三十三年潮州厘廠及其八分卡及省河々南石厘廠並其石門分卡を開辦し、宣統元年(一九〇九年)英支續約に依り西江後瀝廠管下の肇慶白土都城廠管轄の羅定復慶四分卡を設立し、外國汽船載貨に對する厘金の納否を查醫し、韶東關廠河補抽局其他厘廠の管理を改め、又は潮州火車貨捐をば潮州厘廠の兼辦に歸併し、同二年に厘務總局をば財政公所に歸併した。(註一)

第二 厘金の種類

本省厘金の分類は財政説明書に依れば歲入の正款を厘金とし、雜款を經費とし、厘金項下には百貨厘金の外に特殊厘金があり、經費項下には臺砲經費其他がある。

一、百貨厘金

百貨厘金は内河厘金(内河各廠抽收起厘驗)海口厘金(海口各廠補抽半厘)外海一次厘(外海各廠補抽一次厘)埠厘等に分れ、清末に於ける厘金局卡は三十餘處に達し、收入は二百餘萬兩を占めた。

(イ)内河厘金 本税は起驗兩次に對して行商の貨價を按じ、每兩に付二分を抽し、第一廠に於て起厘を徴し、第二廠に於て驗厘を徴し、後は本省内何處を通過するも各廠は只検査に止め再徴せず、隱匿又は増載するものあれば查出の廠に於て起厘を徴し、次廠に於て票に照し、驗厘を徴し當初は只

北江の東西關河西尾蘆苞等貨厘廠が上下水に分ち、一起一驗制を實施し、其東江の白沙、西江の後瀝、支河の四會大州等の廠は均しく僅かに一起のみを徴した。同治の初、東江には石龍に、西江には三水河口に各一廠を増設し、東西北三江は皆一起一驗の例を採つた。稅表は二十一門九百五十八稅種に分れて居り、奢侈品に重く、必需品に軽く、多くは舊章の方針を加味したのである。

(ロ) 海口半厘、本稅は省河補抽局に於ては主として進出口汽船の貨物に對し、其他港澳民船曳船等の貨物に對し課稅し、佛山補抽廠に於ては土絲を除くの外、半厘を徴した。(ハ) 外海一次厘は北海一路に於ては貨價每兩二分を其八割に對し抽厘し、水東一路に於ては每兩二分を減半して抽厘した。坐厘は原則として坐賣の賣値每兩に對して二分を徴し、即ち其坐厘數目は主として貨物の價額を標準とするも、亦往々貨物取引の多寡其他商情を條件として課稅し、省内外繁盛の市鎮商埠の各行戶の請負に係るもの多く、省城内外佛山陳村七十二行に達したのである。而して其稅率は各商行に依つて必しも同一でなく、例へば貨銀每兩に對し一分乃至三分迄不同がある。(ニ) 埠厘は同治初年厘金整理の當時商難を休恤する目的を以て西南石龍陳村等の坐賣をば概ね停免し、其省城佛山等の處に利益少きものを選んで同じく酌免し、九十八行に及び自ら餉需支絀した爲に變通辦理の方法として坐賣を改めて埠厘とし、廠を設けて徴稅し、前記行厘を徴する行厘廠に對して埠厘廠と云ふた。其稅率は入口に一次、出口に一次抽厘し、行厘に對し減半課稅し、其後轉運するも重課せず、甲埠既に

兩次抽厘せるときには乙埠亦再徴せず、但し行厘とは相混するを得ない。已に厘を納むるものが埠に到れば尙埠厘を納むべく、已に埠厘を納むるものが各江に往かば仍ほ行厘を納むることを要するも、獨り後瀝、四會、蘆苞、白沙四廠は從來竹篾等の行厘を納め、各埠廠に於ては再徴を免じ驗査の上許放して居た(註二)。票式は三聯單を使用し、總局より流水簿(當座帳)と共に三聯照票を刊刻し總局の關防を押捺し、一は本商に給し、一は總局に納め、一は各廠に備へて査閱に供するのである。

廠厘の實況は光緒十七年(一八九一年)拱北海關稅務司ヒツプスレーの報告に依れば、東江には坐厘(坐賣)があり、西江に埠厘があり、其中間の北江に於ては兩者の間に於て其名目を區別しない。稅種は入口及び出口に分ち各半稅を徴することに定めてゐるが、兩者をば併徴することは殆ど稀れであつた。而して現行法としては總ての商品に對し起厘驗厘各二分、坐厘一分、總額五分を課すべきも、沿途短距離の場合には總額を課せず、又本省内を通過し原狀を改めざるときは重徴しないが、若し船舶を積替へ又は積荷を分割したときは、仮令同一貨物なりとて更に課稅せらる。該法は是等局卡を經過する貨物に適用し更に坐厘の代りに補抽厘金(Supplementary Likin)又は海口厘金(Maritime Likin)なるものを徴收し其稅率は前記の半稅である。然れども各地の厘金に於て廣く經歷を有した吏員の言明に徴すれば、原包裝の貨物は省内に在つては二分五厘に達せず、又高くも名義の五分稅に達することはないが、時に實例には澳門より同省北部の肇慶迄貨物を運搬せばその三倍半の抽厘

を見たこと云ふて居る。(註三)

二、其他の厘金

(一) 加抽三倍烟酒厘 本税は烟酒兩項に就いて光緒二十一年外來と土銷とを論せず一律倍加抽厘し、同二十五年露佛各款の費用に充當する爲に更に一倍を加抽し、三倍に達した。同二十七年烟酒茶糖四項に就いて再び三割を加徴した。尙烟酒茶糖三倍三成厘銀なるものがあつたが歴年均しく百貨厘金に歸入して徴收した。

(二) 土絲土茶厘 本税は省河、佛山、橫門、磨刀口等の廠に於て徴收した。絲茶厘並鶴開及省城茶行の茶厘である。先年商捐に屬し外銷に歸したが、光緒二十五年滙豐借款に充當し、同三十一年省城設立の蠶學館費を支辨した。

(三) 潮州厘 潮州は由來段富の區で商務又最も盛であつたが、民情强悍の爲めに抽厘の年代は比較的後世に存し、即ち光緒二十五年商人をして報効銀五萬兩を請負はしめ、同二十六年賠款の爲に十萬兩に増加し内地厘金に替へ、並に汕頭に厘金廠を設立し抽厘し、姑く輕に従ひ、凡そ支邦商人の内地貨物は價額百兩に付一兩を課し、外國商人の洋貨を内地に運入するもの及土貨を買入れ海港に運出するものは、章に照し子口半税を課し、再び庵埠、梅溪、双溪、後溪、水井、炮臺、東隴、外埔に於て各分卡を設け、郡城の商貨は仍ほ各行商より請負納付し、再び卡を設けず。潮州汕頭鐵道は

公司の集款に成り、光緒三十四年潮汕厘金に照し、貨捐は百抽一としたが收入少き爲に潮州厘金廠の兼辨に歸した。

(四) 省河石厘 英德、清遠兩縣交界の土名白廟峽等に産出する青藍石は之をセメントに製し(廣東語紅毛坭)従前石料公司の採取運販に係つたが、光緒三十三年省河石門に廠卡を設け抽收することにし、每厘每石百斤に付起驗厘一分を徴した。

(五) 石圍塘西南等火貨車捐 光緒三十年省より佛山に到り、又は三水に到る技路築成し、鄂豫火車貨捐章程に照し、石圍塘西南に局を設け開辦し、後粵漢線幹路落成の爲に黃沙より源潭に至る一段は已に開車し、石圍塘局を黃沙に移し、又源潭、西村には各分局を設け、石圍塘局は改めて分局とし、西南分局を連らねて共に四區とし、黃沙專局の統轄に歸した。

(六) 各項坐厘 本厘金は省河補抽局の抽收に係る行商坐厘及各廠帶抽の鹹魚坐厘、省城土絲廠、佛山土絲廠、帶抽の絨線厘、鉛錫坐厘(鉛錫行厘)即ち省城及び佛山の土絲兩廠帶抽の鉛錫行厘等である。

(七) 各廠牛厘 本厘金は都城新塘白沙等廠の收む所の牛隻税である此頃は歷年已に百貨厘金に歸入した。

(八) 江門化厘 前の江門廠及東口會河二分卡の章程に依れば、船戶納厘三兩以上のものは正厘に歸

入し比較に列し、三兩以下のものは之を名けて化厘と云ふて比較に列せぬ。

(九) 勸業道移解蘆苞廠鎔鑛厘銀 本厘金は官開の鎔鑛に對して北江蘆苞廠に於て課税し、已に百貨厘金に歸入した。

(十) 瓊州關稅司解郵包半稅低作內地厘金 郵政官局の定章に依れば凡そ小包を他處に寄遞せば沿途厘金を納付すべく、即ち小包を送らんとする者は輸出海關に提出し、正税を支拂ふ外に半厘を納入し、厘金に抵代するものとした。其後の新章程に依れば、瓊州關郵包厘金は已に百貨厘金に歸入した。

(十一) 經費名目の厘金 本厘金中には臺砲經費を主とし支途名義を附した一種の厘金附加税である。商人の請負に歸し、宣統元年度收入は六十五萬餘兩で臺砲經費は五十八餘兩を占めて居る。

(イ) 臺砲經費 前記補抽厘金又は海口厘金の收入は借款の元利資金に充當すべく不足を來した爲に省政府は海防巡捐經費 (Coast Defence Tax) なる附加税の設置を計畫した。本税は内外品を論せず一律に抽厘し、外國棉布を除くの外は總て請負法に由り各廠に於て徵收することにしたのであつた。當時の兩廣總督張之洞は湖廣總督に轉任するに先だち拱北九龍及廣東の海口厘を硫黃及硝石の全省に於ける請負收入に依つて補給せば新税の徵收なくも、優に前記所要額を得べきものと認め、光緒十五年(一八八九年)十月巡緝經費の開辦を停止することを命じ、且つ廣東産の茶厘三割を酌減する

旨を公布したが、後繼總督李瀚章は之を採用せず本省の經常費を支辨した後は、海防費の調達困難の爲に遂に翌光緒十六年上諭を請ふて改めて臺砲經費 (Battery Tax) を新設した。但し本税の科則は前年廢止のものと同異することがないが、只各廠に於て徵收した巡緝經費の場合に於ける棉布及其他石油、棉花棉絲、燐寸及蠟等に關して特例を設けたのである。本税は小戸を除外し、専ら大宗の商家より之を收め、其貨物中總商人に歸することなき場合又は承抽を申出るものなき場合には各厘廠に於て抽收する。但し本業以外の者には之が承認を許さぬこととし、其壟斷を防止せんとしたのである。認定した各商百三行中八十五行の請負とし、一行にて單獨に請負ふものがあり、又兩行合同して請負ふものもつた。毎年の請負金額は二十九萬五千兩とし、又外に二十有餘の廠卡に於ける帶抽臺砲經費額が約二十餘萬兩を占めた。而して光緒二十二年には借款の元利支拂年額二百餘萬兩の多きに達したので自ら本税を七割加收することとし、若し臺砲經費なきものは坐厘を増加し、各廠より帶抽し、同じく七割を増加することにした。(註四)

(ロ) 火水油臺砲經費 又光緒十六年李瀚章は總理衙門の旨を得て廣東大水油厘捐を開辦し、九龍及拱北兩關稅司をして之を代收せしむることにした。

(ハ) 九拱兩關臺砲經費 九龍拱北兩關に於て收むる所の織布蠟燐寸外國炭竝に總ての輸出土貨に對する臺砲經費は亦稅司をして之を代徵せしむることとした。

(ニ)花沙經費 光緒十六年瓊廉等の臺砲經費支出浩繁の際、棉花棉絲の消費又甚だ鉅額に達したので李瀚章は港澳に赴き、會開議定し、每絲一擔抱銀二錢、每花一擔抽銀一錢とし、每海口の稅司ある處は稅司をして之を代徴せしめ、稅司なき處は厘廠に於て帶抽することとした。

(ホ)臺砲一五經費 各廠の帶抽臺砲經費は毎千兩に付津貼銀十五兩を徴收することとした。光緒三十年岑春煊が積弊を整理するに當り、同年二月以降全數を提解することにした。

(ヘ)牌幫費 東江鐵岡等の河面は搶劫多く、客商の害を受くるものあるに依つて、已に咸豐五年沙局紳士は沙艇を設立し、沙夫を招募し、客幫を保護したが、後弊を生じ又河道の不靜は従前に比して甚だしく、同治元年巡船水務を添設し、水面を保護し、之が經費を支辨する爲に、東江の上下水貨船每貨銀一兩に付約一分を抽收した。同四年には北江の木牌に對しても亦一次の抽收をしたのである。

前記の如くに正稅外に雜多の附加稅があり香港廣東間に於てすら旅客の交通には便なれど貨物に就いては苛細の抽稅をなし英國「ボーン」の報告に依れば一八九七年七月の例に於て生金巾一疋香港相場二兩のものが廣東に於て輸入稅〇、〇八兩の外に海防稅〇、〇七二兩通過厘金〇、〇三二兩を各五割控除した、〇、〇五二兩及落地稅〇、〇七二兩合計〇、一二四兩とし輸入稅從價四パーセントの代りに一〇パーセントとなる、即ち廣東に陸揚する以前に六パーセントを重課する、之が爲に厘局

官吏は海關の日計簿を閲覽し課稅し事實上關稅附加稅と同様である。(註五)

臺砲經費其他厘金請負制の可否に就ては當時既に議論の存した所であり、政府は徴收費を要せず又手續の煩累を省くの利あると同時に、各同業の商人は其取引高に應じて支拂を爲し、定額以上の割引を受くるの利ある一方、請負者の私得する収入は規定の請負金額を著しく超過することがある。同じく「ボーン」の報告に徴すれば廣東に於ける重要輸出入品の厘金は多くは、其取引商人の組合が請負を爲す爲に通商に大支障を來した。廣東の稅吏が厘金を增收せんとするとき其關係商人と交渉し、外國貿易に關するときは香港に在る英國會社の支那人買辦を介し、就中外國棉布の厘金に關し請負を爲す爲に是等買辦其他重要な商人は組合を組織し、組合は半官半民的に各商人に對して加徴し又罰則をも適用する特許を得、之が代償として厘金局に對して厘金の豫定額の二分の五乃至三分の二を前納し、巡警其他密偵等取締機關を附設して居る。他面には地方官吏の力を藉りて各自關係貨物を無稅ならしむる爲に小商人の貨物を勤索するが加く、貿易上の獨占權を把持し、廣東及香港に於ける貨物の集散取引を左右して居る。若し商人にして組合の手を経由せず直接取引を爲さんとせば、取引の抵制を口實として威嚇するのである。是等組合は尙石油厘金組合 (Kerosene Tikin Syndicate) に於て同種機能を發揮し、又綿絲に關しても此種組合を設置せんとしたが一八九四年英國領事が反對したのである。(註六)

ヒツプスレイの報告に依れば、當時石油厘金は數年間繼續し一箇年六萬三千元の請負に附したものが限到達の際には競争に依つて九萬元に増額され、尙石油業者は其條件を承諾したが、後其契約を取消し官辦に改めた結果、請負制と同一税率を以てしても獨り九龍及拱北に於て一八九〇年（光緒十六年）十月一日より一八九一年三月三十一日迄半箇年間の収入は一躍十五萬六千餘元（十一萬一千六百餘兩）を收納し得た。其後會館と厘金税との關係に就いて廣東駐在英國領事「フレザー」の一八九六年に於ける貿易報告に従へば、石油一箱に付課税組合は三十仙（輸入税と同率）を徵收することとなり、廣東全省を通じて三個の組合の請負税額は毎年十八萬弗とし、之に該當すべき石油は六十萬箱で足るべきに實際の輸入数は百萬箱以上に達し、組合は費用を支拂つた上に法外の巨利を收得し、又表面上廣東省の府縣のみに對して收税し得る定めであるが、地方官と連絡し省城通過のもの及東江西江を逆上するものに對してもその管轄區域としての口實を設け、悉く徵税し、暴力を恣にして居た。要するに課税請負組合なるものは、其半官的勢力と莫大の金力とに依り商業の全權を掌握し、輸入物價の高低を左右し、以て外國貿易擴張の道を遮斷したと同時に内地通過制度の利を妨害したと述べて居る。（註七）

又一面には李鴻章は匪亂（一九〇〇年）の爲に北上する以前、廣東に於て當時約八十萬兩（百萬元）の厘金を全廢する代りに同市の七十二商行に對し年額四百萬元の請負を命せんと計畫した事實は法

定の課税額又は請負額以上に商民の擔税力に餘裕のあることが出来る。（註八）

乙 革命以降

革命當時尙前清の舊制に依り、行厘、坐厘、埠厘等の外に潮州厘金、潮汕、廣九、黃沙等火車厘捐、石門石厘等及附加税たる臺砲經費を存し、多くは請負制を採つて居る。課税の性質より大別せば主として通過税たる行厘及府縣徵收の厘税、厘金類似的捐税及一種の營業税たる各行の坐厘並臺砲經費となる。光復後河道不靖にして貨源自ら稀少となつた結果、其収入は清末の二百八十餘萬兩が民國元年（一月十一日迄）には二百八萬餘兩に下つた爲に整理に着手し、全省煙絲煙葉廠、商包行坐厘金及各埠酒行認捐の坐厘臺砲經費等をば一律に停止し、再徵せざることとし、一方煙酒兩項は已に別に章程を定め抽税し、獨り酒税の豫算に於て百四十五萬餘元を計上し、煙草税は商包（請負）として毎年其額五十四萬元と見込んだ爲に、兩者は舊時に比して増額二十二萬餘元に達した。次いで民國四年以降は廣東三角洲其他地方土産の絹刺繡類、砂糖又は雜木等の厘金をも請負に附した。民國十一年三月財政廳に於て施行した請負厘金は其數三十餘處に迨ひ省河補抽厘廠、黃州厘廠、廣九鐵路厘廠、蘆苞韶東韶西河口尾厘卡等である。就中省河補抽厘廠の如きは定額を超過すること十一萬餘兩で五十一萬二千元に達した。然れども平年に比せば約半額を越ゆるに過ぎぬ。民國十五年廣東市

の總局は分局六處を統轄し、厘金請負額は一箇年九十三萬五千元とした。同年尙實施中の各種厘金には行厘起驗制を始めとし、土綢出口厘、土絲厘、豆務厘、土絲出口厘、出入口郵包厘、石厘各行坐厘、補抽厘各行臺砲經費等の外厘金と同性質を有する出產運銷品物内地稅(二五加稅)、菸酒稅、菸葉出產入境稅、煤油稅、煤油汽油特稅、煙酒附加稅、其他特稅、雜捐等數十種に達して居る。從つて時の廣東國民政府財政部長宋子文は財政整理計畫案を發表し、厘金に關しては(一)各厘稅廠監辦及補助員は請負商と會同し、前一箇年出入貨物の各種全量或は數目を原簿と對照し、總表を作り報告せしめ、(二)各厘稅廠より呈示した徵稅檢査簿に對し、前一箇年の總表を報告し、各廠一表を記し、海關輸出入貨物統計表に準じ、專員を指定して報告せしめ、(三)各縣各徵收機關より提出する報告表は主管各職員審査の後、毎十日又は毎月總表を造り之を提出せしめ、(四)各行坐厘は請負商をして商店數、商號、資本、前年の賣上總高の數量又は重量に依る總表を造り詳細説明を加へて期間を限り報告せしむることとし、請負制に就いては商人の侵食甚しく、國家の收入少きが故に、關稅自主を得ざる過渡辦法として財政部は一種の厘金を以て多數厘金の徵收に代つて一次厘金を納付せしめ、後は各種運輸貨物は其目的地に到達するも第二次の徵收を免することとした。民國十九年裁厘計畫前に於ける本省の厘金制は第一は行厘で、民國十六、七年の交は二十七廠で佛山補抽厘局、汕頭洋布疋頭厘局等の委員徵收を除くの外は皆招商抱辦(請負)とし、其後二十四、五廠となり絲、繭、油茶、海產物、

陶磁器、藥材、漆器類、紙類、木材、家畜、礦物、黃豆、棉花、皮毛錫、糖類、織物等に抽厘し收入は十六年は大洋五百三十五萬元とし其後は更に増加し五百七十萬元を越へたのである。第二は府縣厘稅及金厘類の捐稅で廣州西稅廠、大平關稅廠等二十五廠とし又招商包辦に係り年收百六十二萬餘元とす。第三は各行坐厘及臺砲經費で省城の京果行天津行等を始とし、九十行に近く廣東市の廣肇蒲包行及玉石行の委員徵收を除くの外は皆行商の包辦又は自辦である。本稅は貨物取引の際買人より之を徵收し不足のときは各商より補填し百貨に對するものは少く特種貨物に對するもの多く、自ら特種營業稅の性質を有し收入は十六年は大洋百四萬餘元であつたが、其後百五十萬元を越えたのである。外に奥海關、北海關、九龍拱北海關等代收の郵包厘金がある。(九龍拱北海關厘稅は最も多く民國十六年實收香貨四十五萬餘元ある)

厘金稅率は平均一、二分なれど地方及貨物の種類に依つて必しも一律でない。中には五分以上のものあると同時に一分以下のものもある。而して近年物價騰貴し現實の稅率著しく低下したものがあり行坐各厘を屢次増加し通行厘則に照し之を抽收したものがあつた。然れども大宗貨物たる繭絲の出口稅に關しては十八年繭稅を撤去し絲稅のみを存することとし東西北三江では一處に於て抽收し一は省稅項下の生絲、臺砲經費及國稅項下の生絲厘稅は各現額の四分の一に減することに決した。

(浙江の生絲は一擔三十二元なるに對し廣東の生絲の出口稅は八十二元五毫の高率であつた) (註九)

其他改訂したものは例へば省河菓類捐稅には從來入市稅と臺砲經費とあり、臺砲經費は先に財政

廳に於て之を徵收し入市税は市政府に於て之を徵收し商行の請負に歸してゐたが財政廳は此種收入は少額故に其包辦期限を十九年五月迄とし、後には兩稅共に之を廢したが又入市税は更に商行の請負に附し抽厘を開始した。

國稅地方稅分別後の本省厘金收入を見るに十八年度省庫豫算表には厘金及各行商厘費各百三十九萬三千元を計上してゐるが稅捐は八百八萬五千元を占め國庫豫算表には厘金七百七十萬三千餘元の上つて居る。(註一〇)同十九年度に於ては同年一月以降十二月廿日迄省庫豫算表中の厘金六十九萬餘に過ぎぬが各稅捐は八百七萬六千元に達してゐる。又十九年度國庫收入豫算中厘金五百三十七萬元實、收額四百八十七萬元とし外に特別消費稅二十二萬三千元、實收額十六萬三千元とす。厘金以外の稅捐中には固より厘金の同質の又は類似の課稅を包んでゐる。

廣東地方は從來海賊の産地であり前清時代より地方通過の船隻に對し抽稅してゐるから厘金と異なる所がない。

(註一) 廣東全省財政說明書、咸豐朝籌辦夷務始末卷七九

(註二) 同治五年重刊廣東全省厘務總局新刊厘則、廣東全省政說明書

(註三) C. I. M. C., Decennial Report, 1882—91, PP. 583—4

(註四) 廣東全省財政說明書 C. I. M. C., op. cit. PP. 584—5

(註五) British Diplomatic and Consular Reports, Trade of Central and Southern China, Foreign Office, May 1898, PP. 88

(註六) British Diplomatic and Consular Reports" op. cit. PP. 92—3

(註七) C. I. C. C., op. cit. pp. 586 支那經濟全書第三輯六三頁

(註八) E. H. Parker, "China" PP. 141, 239

(註九) 稅務月刊第一年七號、拙稿臺灣總督府調查課支那の國民政府と國民革命第二編工商半月刊第一卷第一七號、民國十九年七月十一日廣東民國日報、同十九年七月十四日廣東財政公報第廿六期

(註一〇) 廣東省政府財政廳財政統計季刊(十八年十月第一期)廣東最近國庫收支狀況(民國十八年十月)

(註一一) 一九二七年の廣東海關報告に依れば通過戎克船に對し即ち客船には一日十元、貨船には四元漁船には二元を課し繭絲運搬船には客船と同率の課稅をするを記してゐる(C. I. C. C. Canton Annual Trade and Reports and Returns, 1927, PP. 1

第九款 廣 西 省

本省は咸豐五年太平亂の軍費として一箇年三十萬兩を要し、翌六年其額百萬兩に達したが、當時同省の鹽務を改訂し、濟餉は主として鹽稅に俟つことが多かつたのである。厘金は咸豐八年桂林を始め十府廳州の要口に於て開辦して以來收入を増加し、光緒十年(一八八四年)一時新稅を徵し貿易を阻害したので巡撫張之洞は之を廢止したが、同十六年には李瀚章の苛斂に依つて再び厘金を増加したのである。當時の厘金は土貨及客貨に分ち、凡そ出產貨物の本省に於て消費するものは出山及落地を各一回徵收し、外省に運赴するものは出山及出境を各一回徵收し、客貨の本省に運入し消費するものには入境及落地を各一回徵收し、外省過境の貨物に對しては入境及出境を各一回徵收し、近きもの一、二回、遠きもの四、五回抽厘した。清末裁厘加稅問題の發生するに及んで、厘金の整理を

計畫すると同時に収入の増加を期し、光緒二十九年（一九〇三年）以來統稅の實施計畫を立て、土貨及客貨に對して銷場稅を設け、其稅率は海關稅則に照し、又新に常關稅に擬し、從價五分に統一し、米穀の如き價格の變動極りなきものを除くの外、其他加徵すべき所の貨物或は日用の必需品に非るもの又は其他貴重品は新稅則に照し一倍又は半倍を加徵し、別に稅則を定めて課稅し、條約に準據せんとし、抽厘には固より定額なく、折中計算せば毎年各局卡の徵收及商人の請負總額は銀七十六、七萬兩とし、尙稅厘公費を綜計せば七十八、九萬兩に上るが土藥及鹽厘を包まぬ。同三十一年三月施行の重訂廣西百貨統稅章程に依れば、省城厘金總局は改めて廣西百貨統稅總局とし、省外の水陸各處には統稅局六處、統稅卡十八處及查驗卡三處を設け、委員及辦事官を選派し、新章に照して辨理し、原設の厘金局廠五十三處は統稅の開辦に際し一律に裁撤することとした。本省内地には處々皆出產があり、轉々運販し、自ら處として銷場でないものはなかつた。之等を統稅に改め、省内の土貨は地第一局卡に於て新定稅則に照し出產稅を一回徵收し、外省より販運の客貨は入境の第一局卡産に於て新定稅則に照し銷場稅を一回徵收し、其他再徵せぬこととした。唯濛江卡、防勇餉捐及潯州北開長安卡加抽の扒船經費、捐助勇餉等護商水陸軍餉械の需要に係るが故に舊に依つて徵收することとし、又統稅中には改訂の當初は百貨の外に鹽土を合し、其後土膏は兩廣合辦の上別に專局を立て、鹽課稅金は統稅局卡の徵收に係るが統稅とは趣を異にした爲に鹽土兩稅は之を本稅より除外することとし

た。而して各地特産の稅にして商人の請負に係るものは辨法は區々であるが、其課稅たる性質は同一である。

本省の統稅則は隨時訂正したものがあり、總て二十九類に分ち、稅目は一千八百七十餘種に細別し、從價五分を標準とし、從量稅に換算したが、從來商人は習慣に狃れ、趨避に巧みであり、改辦の始には物議沸騰し、原定稅則は隨時酌減した爲に必しも從價五分の基準に合せぬものがあり、自ら稅則に例外を存したのである。稅種には左の如きものがある。（註一）

（一）梧州下關半稅 本稅は梧州下關より輸入し梧州に販賣する貨物に對し光緒三十年以來半減して徵收し、若し一部梧州に販賣し、其他再び撫大兩河以上に輸入せば仍ほ該卡に於て半稅を補納するものとする。

（二）賀縣土貨半稅 本稅は凡そ賀縣より出境の土貨にして僅かに兩卡を過ぐるものは稅則に照し半減徵收し、唯入境の各貨は仍ほ稅則に照し全稅を徵收するものとする。

（三）米穀減成稅 本稅は米穀が僅かに兩卡を過ぐるものは稅則に按じ、統稅數目三割を減じて徵收し、再び別地に改連し第三卡を經過せば三割を補徵し、三卡以外に運到するものは仍ほ章程に照し全稅を徵收するものとする。

（四）懷集加五稅 本稅は省境を出て廣東省に入る貨物に對しては他卡と趣を異にし五割加抽し、即

ち舊時抽厘の二分を三分とし、三分をば四分五厘とし統稅より除外した。

(五)木排八折稅 本稅は木排(筏)は從來柳州に於て出山厘金を一回徵し、梧州に至り出境厘金を一回徵し、初七折(割)に減じ、次いで又改めて八折に減じて徵稅したが、木商の請願に依り二割を減じて課稅した。

(六)粵鐵加抽稅 本稅は光緒十七年兩廣鹽運司の咨文照會に依り之を厘金に入れ、鐵器、熟鐵、生鐵等に對して舊則に按じ併徵した外に別に一倍を加收し、改革後は桂林全州兩卡に於て百貨統稅を徵收するを除くの外、別に鐵稅一種を加收した。

(七)商人包繳稅 本稅は四種に分れ即ち(イ)梧州魚苗稅は鄉民魚苗を販運し、停滯せば腐壞を虞れて夜中尙検査を求め、其弊甚しきが爲に、光緒二十六年以降商人の請負に附した(ロ)潯梧兩府蠶絲稅は從前厘卡に於て抽收したが、其後收數遞減し、蠶絲又藏匿し易く、取締困難の爲に、光緒二十八年以降商人の請負に附した(ハ)桂林上關竹木稅は從來靈興全灌等の竹木雜柴に抽厘したが、光緒十六年以降之を商人の請負に附し、毎月繳納せしめ、同三十年統捐の下に其收入を増加し、卅二年には該商三年滿期に依り更に三年續辦することにした(ニ)臨桂酒稅は從前首縣より酒商に對し鍋を按じ徵收し、酒の出省に際しては再び桂林下關の統稅分卡に於て酒稅執照を換填し、沿途再徵せぬこととし、毎月縣より典吏(縣屬)をして徵收せしめた。

(八)特種稅 本稅は其貨物が一定地方に限り、又は徵稅手續が普通の例に依るを得ず又沿革を異にする等の關係があつて三種とした。即ち(イ)潯梧桂子桂皮桂油稅は從前潯桂地方に卡を設け抽厘したが、後洋商は三聯單を利用し採買し、厘金に反響した結果、光緒五年之を地稅に改め、専ら種桂の戶をして毎年桂皮を剝收するときに約數を報告せしめ、更に賣出の時に買客の姓名及貨數等を申告せしめ、章に照し票を交附し販運を許した。梧州府關は先に桂皮及桂子に對し又潯桂局地稅に入れ、て代收することにし、次いで光緒十二年廣東省と統一する爲に桂皮は百斤銀七錢二分であつたものは減じて五錢に改め、其梧州府の關稅は之を免除した。同三十年統稅に改辦して以來一切の辦法亦舊章に照し處理した(ロ)茴油生油稅は同じく龍州一帶の產物である茴油及花生油に對して課稅した、茴油は商人、海關の三聯單を利用して採買し、統稅收入を減少せしめたのである。龍州寧明上石下一帶を通ずる三百餘家の甌戶に對して每瓶百斤の出油に付海關の例に照し、稅銀三石兩五錢を徵し、票を給し、其後の運行には再徵せぬことにした。落花油に就いては其出油量は多きも稽考が困難であつた爲に各家をして毎日の出油量を届け出で納稅せしめ票を給した(ハ)郵包稅は厘卡の存する處に於て小包を寄交し又は收受せんとするときは該卡の憑單又は放行單を領するを要し、厘卡なき處に於て寄交せんとするときは郵便局が其貨物を検査し、章程に照し厘金を徵收し之を許放することにした。

(九)特免稅 本稅は光緒三十四年に南寧商民周猷章等が同和蠶莊を設立し、蠶繭の發賣に對し免厘を請願するに及んで三箇年免稅することとし、其後南寧以上の各屬輸出の繭絲に對しては、公司の名目に拘らず、南寧統稅局に於ては一律に之を免稅することにした。

徵收の票式は四聯單を採用し、一を存根とし、其他は院に報じ、總局に呈出し、査に備へ又は商人に給し收執とし、騎縫處(官印處)に於て號を編し鈐印するものである。

統稅實施の爲に厘金收入は光緒二十九年の四十七萬餘兩より五箇年後の同三十四年には百萬兩に上つたのであるが、統稅には尙不備欠陥があり、財政説明書には其弊を擧げて(イ)過卡加抽之弊(ロ)各種小稅之弊(大稅には照あるが小稅に照なきを大弊とし、其場合は本境より他省に入るもので検査を爲し得ない)(ハ)專顧比較之弊(比額を計り收入少額るときには加徴に流れ小稅を多くす)(ニ)司巡賣放之弊(全部と一部との例があるが一部の場合が多く船戶司巡等暗に聲氣を通じ正稅私販を定め貨物の検査に當り貴を匿し賤を報じ又は多を以て少と報するが如きである)(ホ)一照重用之弊(船戶包之弊(船戶は商人の代辨をして司巡等と申通し價額を減じ包攬するの弊が多い)等である(註二)。

輸入外國品に對する厘金請負に關しては「ボーン」の一八九八年の報告に依れば一八九五年(光緒廿三年)五月卅一日に省政府は石油及燐寸の厘金をば或る公所(組合)の請負に附し其特許期限を十二箇年と公示した。之に依つて各輸入者より石油一箱に付三十仙「マッチ」一箱二弗を徵收する權利

を許可し公所は政府に對して一箇年一萬弗の厘稅を納入することとした。然るに石油の如きは一箇年に消費倍加するに至つたと云ふ。請負商人は廣東の例と同じく香港の石油輸入商社の買辨にして請負に依つて競争者の取引を防止し香港に於ける價格を獨占し、廣西に於ける市價を左右したのである。斯種方法は各種輸入貿易に就て計畫されたのである(註三)。

前清時代の制度は革命後に在つても多くは之を踏襲したのである。本省の厘金は統稅に改辨して以來三十三局を存したものを民國二年更に又局卡五處を裁併した。例へば白馬統稅を濛江餉捐に、維新統稅を梧州中關に、昭平統稅を梧州上關に、南鄉統稅を潯州統稅に歸併し、永淳統稅を改めて潯州統稅查驗分卡とし、同年豫算は國家稅として貨稅百十八萬餘元、米穀練兵經費十二萬五千餘元とし、地方稅として牲畜稅三萬九千餘兩、濛江餉捐十七萬一千餘元、長安勇餉捐二萬七千餘元、潯州護商經費一萬二千餘元とした(註四)。

民國四年には前記特殊稅と同趣旨に依り通過稅制に對する牽制策として統捐特殊稅を設け、從價二分五厘を從來徵收しなかつた外國輸出の土貨並に内地仕向けの外國品及外省の貨物に對して課稅することにした。尙其後同十四年一月稅務處より廣西財政廳及龍州海關監督に交付した通牒に依れば、既に輸出正稅を納付した外國輸出の土貨に對して統稅を徵收し來つた事實を記して居る(註五)。本省の徵收法は多くは委員に依つて居つたものを民國十年後は省局紊亂し財權分裂したので商人

の包辨を實施したが流弊多くなつたので十六年後再び官辨に改めた。而して同年廣西財政廳は商民團體から請願のあつた爲に南寧に於て修改稅則委員會を開催し、統稅を改訂し、兼ねて收入の増加をも期した。同年七月以降實施した廣西百貨產銷統稅々則には(一)本稅則通用の貨物は本省獨有にして外に向つて運出するものを特品とし、日用欠くべからざるも省内外に出産せらるるものは必需品とし、其次ぎを次要品とし、有無を問はぬものを非必需品とし、華麗珍奇徒らに銷耗して社會に益なきものを奢侈品とし(二)本稅則は從價稅とし、特品必需品を五分、次要品を七分五厘、非必需品を一分、奢侈品を一分五分とし、(三)本稅則は征收章程に根據し產銷兩稅に併せて一回抽收し、舊則に比較せば稍重を覺ゆるも、之を課稅原則に按ずれば、實は已に輕率に従ふものとす、(四)本稅則の貨物は二十五類に分ち、各類稅目を細別し、検査に便にし、若し新出の物品あり本稅則中に掲げぬものは該物産地の價額を考査し其用途を察し、前記貨物の種類に従つて之を徵稅し、(五)本稅則は既に從價方法を採用し、各地價額時々變遷あるが故に、各統稅局各商會をして毎年毎季調査報告をなさしめて修改の根據とし、(六)本稅則は毎三箇年に一次修改すべきものとした(註六)。

其後外國商人は子口稅制度に依り重課を免れ支那商人は之を利用し、厘金を逋脱し財政上影響する所少くなかつたので、同十九年春財政整理の際に厘金の外に餉捐を増設し、各統稅局をして之を加徴せしめ、本省發給の稅票を附せざる貨物は一律に餉捐を補給せしめ、又前記統稅をも改訂する

所があつた。

本省の厘金は國民政府賦稅司の調査に依れば、十七局を通じ、民國十五年の原有比額は百四十六萬二千元なるも、十六年は増加して二百六十九萬八千元に上り十七年上半年は九十一萬九千元となつた。

(註一) 廣西全省財政說明書

(註二) 同

(註三) "British Diplomatic and Consular Report" 1898, op. cit., pp. 94

(註四) 稅務月刊第一一年七號

(註五) 財政月刊第一二卷第一三四號、賈士毅民國財政史上册四二二—二頁

(註六) 銀行月刊第七卷一一號民國十八年四月國民政府賦稅司編各省厘金狀況調查統計表

第十款 河 南 省

本省は咸豐八年光固一帶に捻匪出沒し兵餉不足した爲に局を設けて商捐を抽し、統して厘稅とし、其後次第に之を推廣したのである。其厘金の來源は百貨を大宗とし、百貨中鹽糧多數を占め、雜貨、絲綢、藥材等之に次ぐ。要區には均しく分局を設け委員之を主とし、分巡の卡は繞越を防止し、驗票の卡は偷漏を防止したのである。

咸豐八年省垣厘稅總局に於ては皮貨、絲綢、油布等に對し、從價一分二厘五毛を抽厘し、除旗店、新野、陝州等に分局を設け、委員をして抽厘せしめ、浙川廳をして荊子關貨厘を代收せしめ、同十年新野

分局を設け、同十一年周口分局を設け、同治元年河内縣をして局を設け百貨板厘を抽收せしめ、次で同四年烏龍集、往流集、蔣家集各分局に於ては鹽厘を抽收し、同十三年武陟及温兩縣をして藥材稅厘を抽收せしめ、光緒四年息縣をして鹽厘を代收せしめ、同五年鄆城縣に分局を設け、百貨厘を抽收せしめ、禹州分局を設け専ら藥厘を抽收し、蘭封分局を設け糧貨を抽收し、又唐縣に分局を設け百貨厘を代徴せしめた。其後光緒二十一年に至つては武安、安湯林、懷慶、密、鞏新安等諸縣に煤厘局を設け石炭に抽厘し、其稅率は武安は四分其他多くは五分とし、懷慶は每籠百六十斤に付抽錢四文とした。又州縣代徴の例に於ても同年以降禹州の外濟源、寶豐、新鄉、邕、汲等各縣は煤厘を抽收し、同廿二年には鄧州、襄城上蔡二縣は烟葉加厘を徴し、其稅率は每斤制錢二文とした。同廿三年魯山縣東に絲厘分局を設け南、裕、鎮、召等に各分卡を置き、其稅率は每絲綢一斤山絲水絲一分五厘一毛とし、同廿八年李家寨分局を設け陸路貨捐を抽收し、又水陸運輸の貨物に對して出產捐或は過境捐を課徴し、其稅率は何れも從價一分二厘五毛とした。而して同年は厘稅捐局の皮貨、絲綢、油布等に對し三割を加稅したのを始めとし烏龍集、往流集分局の鹽厘、周口分局の百貨厘、除旗店分局の糧厘、禹州分局の藥厘、唐縣の百貨厘、魯山の百貨其他に就ても何れも總局と同率の加抽を實行したのである。同廿九年宣貨店分局を設け貨捐を抽收し、又道口貨捐局を設け其稅率は總局と同じく何れも從價一分二厘五毛とした。同卅年匡口分局を設け山貨厘金を抽收し、同年鄂豫、直豫、道清等

火車貨捐局を設け、又州縣代徴の場合に在つても同年内鄉縣の山材稅每百錢に付一文六分藥材稅三文を抽厘し、淮甯縣の金針稅每葉一斤に付三文を抽厘し、新鄭縣の棗稅每包(二百斤)五分稅として錢百文を抽厘し、汜水縣の柿餅稅五分を抽厘し、中牟、鄭及滎澤各縣の瓜子稅每包(五百斤)に付五百文を捐厘した。同卅一年鹿邑、鄆城、西平及密各縣の草帽辦稅を抽厘し、每票一張價格一千四百串とし、各縣包繳稅錢は十串であるが一分に達しない。同三十二年城南の河南店に涉縣分局を設け、始めて委員を派し花椒每斤抽錢八文を徴收し、鐵貨潞酒每斤抽錢二文を徴收し、濟源縣に靛稅を開辦し五百斤錢三千文を抽厘し、遂平縣に麻豆稅を開辦し芝麻每斗錢六文を黃豆四錢を抽厘し、同卅三年厘稅總局に於て落地商捐を試辦し、入城の洋、土各貨に添抽し、南關の貨捐分局は火車落地洋土各貨捐從價一分二厘五毛を抽厘し、周濱分局は牲口活稅一項每價一千加損十文を抽厘し、同卅四年修武車站の焦作公司出井稅每出煤一噸稅銀五分を抽厘し、内鄉縣は藥材に添抽し、其稅率三分とし、宣統元年汴洛火車貨捐局を設け、同二年新城及許臨鄆分局を設けたのである(註一)。

革命以降は前清時代と大差なきも、厘金總局をば裁撤して財政公所に歸入し、凡そ從價一分二厘五毛を定率とし、一方課稅貨物は鹽、糖、雜貨、絲綢、藥材等を大宗とし、尙ほ鄭河、河北等地方を開拓し、産炭の發達と共に厘金收入を増收した。後物價の變動著しきが爲に、民國四年頃財政廳は稅則の改訂に着手し、差等率を設け、輸出品は從價二分五厘、輸入品は五分、輸入の奢侈品は七分

五厘等とし、各局に之が施行を命じたが、其後豫期の如く實現されなかつたのである（註二）。

民國十二年（一九二三年）本省財政廳の報告に依れば、厘金は從來の慣習に従ひ辦理し、名稱は區々で、百貨稅の外に絲綢稅、棉煤椒鐵稅、花生稅、牲畜稅、出井煤稅、斗貨稅、紗稅、磺稅、草帽稅、棉花稅及火車捐等を存し、稅局は火車、火捐局、捲煙特稅處を含み三十八處に達し、尙地方廳の代徵するものは六縣に及んで居る。是等の中商會、行戶の請負に附してゐるものも少くない。棉花包捐、捲煙特稅の如きは近年の創辦に係り、厘金に類似するも亦異ることありとし、別の取扱とした。同十二年度厘金收入は百三十三萬餘元で、其他を加算せば三百十五萬餘元に上り、子口單附洋貨落地稅及三聯單に依る採買土貨出產稅は又各局をして眞實辦理せしめ、整頓の上は一層收入を増すべきものとした。就中捲煙特稅の如きは收入多く、數年前優に二百萬元に達すべきも、金庫の收入は一半に及ばぬと云はれ、嘗て吳佩孚の時代には湖南と共に之を商人の請負に附せんと計畫したことがあつた（註三）。

國民政府賦稅司の調査に依れば同十六、七年當時の本省厘金は百貨稅、貨捐の外に花生稅、棉花包捐、煤稅、絲綢稅、牲畜稅、鐵稅、金針菜稅等を存し稅率は概ね従前の例に均しく、從價二分五厘を原則とし徵收法は貨物の通過に對し、或は發送又は到達に際し之を抽收し、或は生産又は製造に際し之を課稅し、絲綢稅の如きは絲に課せば綢に課せず綢に課せば絲に稅せず重徵を免じて居るもの

がある。收入は三十一局を通じ十五年の原有比額は二百十萬元のものが十六年には二百六十六萬八千元に上り十七年の上半期は百六十五萬五千元を占めてゐる（註四）。

其他是より前十五年十月には財政廳長林肇煌の財政整理計畫に依り煤油落地捐を徵收し、次で十七年八月には煤油印花兩稅を半減徵收した。而して裁厘前の同廿年に至つても六門徵收の百貨以外に棉花稅、郵包稅等を存してゐた。

（註一） 河南全省財政說明書

（註二） 賈士毅民國財政史上冊四一二頁

（註三） 民國十四年十月財政整理會編各省區厘金收數表、銀行月刊第六卷八號

（註四） 國民政府賦稅司編各省厘金狀況調查統計表

（註五） 銀行月刊第六卷第一二號、第八卷第八號、銀行週報第五九八號

第十一款 山西省

本省の地形は山深水淺であつて江海を距ること遠く、交通機關の不備からして、前清の厘金收入は僅かに二十餘萬兩臺であつて、之を他省に比するに、陝西、甘肅、安徽、廣西各省の二分の一、四川、江西、湖南、湖北、福建各省の四分の一乃至五分の一、江蘇、廣東等各省の十分の一に過ぎぬ。蓋し咸豐九年厘金開辦當時には九卡のみで、課稅貨物も數種に過ぎなかつたが、其後次第に各局卡を増加擴張して籌餉局の考核に歸し、專員を派して行商坐賈に對し、之を課徵し、光緒二十六年に

は菸酒厘を抽收し、又籌餉局の管理に歸し、同二十七年賠款の爲に煤厘土鹽釐稅斗捐を抽收し、並に厘則を増訂し、貨物を添抽し、加抽の比較を定め、大率土藥稅厘を大宗の入款とし、同二十九年には復た菸酒稅厘を増加し、收入の少き煤稅局土鹽釐稅局を改めて地方官の兼辦として、經費を節し、同三十三年統稅局の成立するに及び、各處の坐賈に對する委員をば逐漸裁去し、厘則を重訂して著實に整理し、行商に對する局卡は價を按じて加抽し歲收を増加した。但し厘則過重の爲に商民の愁訴があり、同三十四年には京師崇文門稅則に照して從價三分を定率とした。徵收の票式は三聯單を採用し、一は商人に給して收執とし、前路の驗査に備へ、一は存根とし毎月呈出して査に備へ、一は存査とし、各卡に於て納厘銀數を明にし、大頭小尾の弊を杜ぐこととした。而して局卡は林立し、專員を派して徵收し、地方官吏に委託し兼辦するものがあり、其稅率は三分に止るも、歲入は六十萬元に達した。軍興以來各卡間に變動があり、既に裁撤を経るも亦仍ほ舊に復するものがあり、劃して地方自治團體の辨理に歸するものがあり、又は河東觀察使の經管に由るものがあり、財政司委員の接辨に係るものがあり、厘局は火車貨捐局一處、菸厘局二處、鹽厘局三處の外に百貨厘卡二十七處及煤厘局八處合計四十一處を存し、厘金收入は、清末六十萬元を占めたが、光復軍興以來稍減退し、他省と異り近年迄直接稅に比し、通過稅は少く民國二年度豫算は五十五萬元に止つた(註一)。同三年初には山西厘稅局卡徵收厘稅暫行章程を公布した。本章程に依つて徵收法を述べ

れば、(一)本地產貨物は起運のときに厘稅局卡に於て一次徵收し、若し出境販賣するときは再び經過の厘稅局卡に於て一次の徵收に止め、(二)本省に販運する洋貨が己に海關の子口稅を納入して稅單を領有するものは、章に照して經過の本省第一局卡に於て檢査し、單貨相符せば運照を給し、前途各局卡は驗査し之を許放し、其子口單は扣留して月末に本處に呈出檢査し、(三)子口單を領有する洋貨單内に他省に販運することを註明するときは、本省の局卡を經過するときに驗査し、單貨相符せば許放し、(四)子口單を領有する洋貨及各洋商の本省に販運する皮毛及一切の土貨にて海關輸入稅證を領有するものは、本省の第一局卡を經過するときは右洋貨は一回の通過を了し、其後數次の通過を許さぬこととして弊を防ぎ、若し驗査の上單貨相符せざるときは其貨物を抑留して處辨するものとし、(五)各厘局卡は毎收銀一兩には別に制錢二十文を加徵し、傾銷火耗解費等の用に供することとした(註二)。同年末財政廳は稅率を減じて從價一分二厘とし、且つ貨物の局卡に至るときは章程に照して厘金を徵し、票を給して通過せしめ、其既に他の局卡に於て抽厘したものは檢査に止め、單貨相符せば前に發給した票をば存留し、別に運照を交付す。但し單貨相符せざるときは厘稅を補納せしむるものとし、若し省境を出づるときは更に經過の厘卡に於て一次徵稅し、其他は重徵せず。又同四年一月には別に落地商稅を設け、從價一分五厘を徵することとし、各種日用食料の瓜果、青菜等に對して一律に免稅した(註三)。次いで同十一年現在の稅率は從價二分落地稅は五分

とした。

本省財政廳報告の十四年稅捐に關する説明に依れば、統稅並に包裹、煤厘、產銷稅等の各項附加捐は歷年商人の請負に附し來り、同年豫算は三百萬元に上り、統稅收入のみで百五十三萬餘元を占めた(註四)。

十五年春紙烟特稅從價四割を徵收せんとし、米國公使より米支條約違反として取消を要求したことがあり、又十六年產銷稅に就ては同じく外國人の干係があるので公使團より抗議した爲に支那商人に限り之を課稅することとした。同年閩錫山は軍費支辨の爲に棉花特稅を課し、本稅は出入口の棉花に對し各縣、正稅の外に棉花附稅たる特捐を徵し、每百斤に付八角を出境或は入境の際に一時に徵收し、同年五月以降各口岸縣各統稅徵收局卡に命じ之を實施することとした(註五)。

民國十七年春同省の發表した厘稅年收は統捐及煤厘等四百萬元、捲烟特稅八、九十萬兩、烟酒稅(烟酒厘を包む)三百餘萬元の外に鐵道貨捐がある(註六)。

二十年一月裁厘計畫前には全省統稅局二十一箇處で厘金吏員中失職者は千二、三百人に上ると云ふ(註七)。

(註一) 山西全省財政說明書、稅務月刊第一年七號

(註二) 稅務月刊第一年三號

(註三) 賈士毅民國財政史上冊四一頁

(註四) 民國十四年十月財政整理會編各省區厘金收數表

(註五) 銀行月刊第六卷第四號、第七卷第六號

(註六) 同上第八卷第三號

(註七) 工商半月刊第三卷第四號

第十二款 陝 西 省

本省は大平亂の戰費を支辨する爲に咸豐八年巡撫、曾望顔が湖北巡撫の胡林翼に諮詢し、湖北の捐厘辦法を參照して百貨厘金を創定し、委員を派して局を設け、當初は坐賈及行商に併徵し、坐厘に關しては北山延榆綏鄭四府州屬に於て免稅するを除くの外、皆地方官をして查抽報解せしめ、次いで各處市面肅條收數少きが爲に、數年を出でぬ間に酌量減免し、僅かに餘鳳、岐郿、涇蒲韓六屬に限り之を徵し毎年額數四千餘兩に過ぎなかつた。行商に對しては卡を腹地(内地)に置き、次第に各地に局卡を増設し、前記坐厘の衰微に反して行厘が益々推擴されたことは五省に接壤し、要衝に當り、轉輸多く商旅旺盛の爲であつた。

同治六年始めて章程を修訂し、聯票を採用して局卡を添設し、年限を定めて功過を論じ、公費を籌して薪俸を加へて改革する所があり、次で光緒二十二年兩地分收の例を改めて首卡一處の併收に歸し、商民員司の惡弊を防ぎ、局卡は全省十一局二十六卡に達し、年收は銀四十萬兩臺に上り、厘則は總

局に於て之を作成し、各局卡に遵行せしめ、榜木に標掲し商民に周知せしめ、商貨厘則是初め貨價を按じて每兩抽銀四厘五毛とし、後改めて每兩銀二分とし、兩次の分を合して從價四分とした。同二十四年又厘則を改定したが輕重區々であり、百抽數錢なるものがあり、數兩なるものがあり又十數兩なるものさへあつた。故に章程を改めて整理を計畫し、凡そ貨物の局卡を經過するものは專章に依つて免厘するものを除くの外、何處の產物たるを何處に販運することを論せず悉く之を徵し、繞越偷漏あれば之を罰することにした。但し販夫販婦擔負零細の貨物又は糴糶の米糧で民食に關するものは、免稅した。徵收定章に依れば、此地より彼地に販運せば發貨と卸貨と各一次に抽收し、他省に運赴するものは卸貨に抽せずして出境に抽し、外來の貨が本省に落地販賣するときは出境のみに抽す。蓋し従前は兩地各百抽一を分收し、散漫稽查し難く隱漏し易き爲に、改めて兩次併收し、一抽の後は本省境内に在つては復た重徵せざることとしたので、統捐の名なきも實は統捐と異なる所がない（近きに就く落地及出境の貨は往々僅かに一次に抽するものがあり、既に入境及卸載に抽し、而して卸載後又復轉販出境の貨は往々多く一次に抽し、或は其六成を抽するが如きものあるは特別の辦法であつて、僅かに數處に存するのみである）。厘金を完納せば票を發給し、三聯式とし、一は局卡に留め、一は總局に送り、一は商人に給して憑とし、又同じく三聯單の驗票をも發給して查證の確實を期して、抽收貨物章程は貨物十四類に大別し、畜類は錢を以て課稅する外、其他は原則として總

て銀を以て計算すれど、各地情形を異にし、銀を收むもの又は錢を收めて銀に易ふるものがある。銀を收むる場合には傾俗每兩に火耗二分を控除し、錢を銀に易へて收むる場合には控除せぬ。收銀には平餘があり、收錢には個頭例等の附加稅があり、委員私收の款には個頭例は平餘に比して多い（註一）。厘金の總機關として當初の厘局をば捐厘總局と名け省城に在り、後厘稅總局と曰ひ、光緒三十四年に従前の善後糧務等の局と合併し、財政總局内に六所を設け、厘稅を其一部に於て管理し、百貨厘、土藥稅、鹽勛加價を徵收した。其關局は約三十處を存し、各地の徵收法は、例へば東關局（同治六年開辦）に於ては稅單附の洋貨に對して落地の後に稅し、一般貨物の稅率は百抽數錢乃至十餘兩とし、或は西來の蘭棉、生字水の煙草は新章に因つて加増し、入境の長鳳兩局は三道稅を合して百抽五とし、南關局に於ては貨物に依つて百兩に付六七錢より一兩五錢に至るものがあり、西關局（同治六年開辦）に於ては水菸の外は南關と略同じである。北關局に於ては、稅則は又西南各關と大差がなく、炭には免稅し、其他の貨物に對しては北東各局にて落地を抽し、再徵せず。涇陽縣の稅局（咸豐八年二月設立）に於ては當初より行商、坐賈及錢市三種の厘金を徵收したが、其後錢厘を停免したことがあり、各輔店の營業は兵燹の爲めに衰微し、坐賈は油、酒兩項に止つた。行商貨物に對しては入境一次の外、轉運の上には再び發送出境兩次に抽するものがあり（新章に因り加増した爲に三次合收した）稅率は從價三分となるものがあり（入境を合して從價四分五厘となる）、或は中途卸

貨及發貨に於て從價四分を抽したものがあつた。三原局に於ては入境の各局にて出境卸貨兩次併抽し、原轉運地に抵り再び一次の六割を抽し、之を預收出境（入口の抽税を合して從價五分とす）と曰ひ、税率は兩次にて百兩に付六、七錢より四、五兩に至る。臨渭二華局（光緒二十年成立）に於ては光緒二十三年棉厘に對して發貨一次を抽し、後卸貨には出境に再び一次抽收し、潼關局（咸豐八年開辦）に於ては、入境の洋貨は鐵軌路に達して轉運の利便があり、大幫の商販を激増したが、皆子口稅單を有するが爲に、卸價の處でない以上は抽收することを得ぬ。故に當地關局は只驗査に止め、之を稅單内に指定し、落地の局卡に通知するのみである。大慶關局に於ては貨物に依り從價四分又は一割のものがあつた。三河口局に於ては光緒二十七年賠款の爲に増徴し、新舊加税を加へば從價三割三分に達したものがあつた。鳳翔局に於ては從價一分二厘より一割迄數種あり、坐賈酒厘銀もあつた。長武局に於ては入境一次抽厘の後、轉販すれば再抽して約從價四分厘とするものがあるが、又一割を超過したものもあり、扶郿局に於ては兩次抽收し、數割に上るものがあるが、興安局に於ては百兩に付三、四錢より四、五兩に至るものがあり、又十二元を徴したものがあり、蜀河局（同治九年設置）に於ては又行坐兩厘を存し、本鎮の販戶坐商の報貨多く、税率は銀每兩に七分を加收し、即ち每百兩に對して七兩とし、三兩六錢を以て庫平を補し、三兩四錢を以て餘平を補し、閿河、神河の販運行商の報貨少く、税率は收錢每兩を千九百文とし、寧光局に於ては從價二分とし、陽平關局に於ては

砂糖に對して兩次二、三分とし、畧陽局に於ては從價三、四分乃至五分とし、龍駒寨局に於ては出境の六成捐を加算して從價三分とし、龍王辿局に於ては同じく出境に再抽して一分五厘に過ぎぬものがある（註二）。

以上各局の多くは陋規として附加税其他不當の收入が存し、例へば落地無票の貨厘、平餘、驗票費、司事、丁役、薪工、火食、賞犒、房租、油、炭、紙、筆、解費、津貼、川費其他諸名目の雜費がある（註三）。

本省には特殊品中米穀、絲、茶、菸、酒、糖、皮毛、牲畜、竹木、磁貨、藥材等の厘金がある。米穀厘金は當初三河口出境の糧食に抽厘したが後之を廢止し、其他多くは百貨の中に統一して居つた。稅單附の洋貨に關しては從來通商條約に従ふも、仕向地に到着して稅單を提示した後は、他の百貨と同一に厘金を徴收し、之を稅單、落地捐と云ふた。（本省に於ても子口單を到着地の稅局に於て撤銷すれば、其後は稅單なき貨物と同じく内地章程に従つて處理し、又は内地に入り買賣した貨物が到着の後、一度稅單を取消し、支那商人に歸すれば、其内地貨物條例に照して捐稅を完納するを要することとした（註四）。

本省には其他厘金と性質を同じくする商稅があるが、其沿革は厘金制定以前より地方官の管理に屬した關係上、財政説明書は關稅の部に入れて居る。商稅の徵收法は厘金と同じく落地に抽するもの

があり、過境に抽收するものがあり或は入境及出境並に抽收するものがあり、又は坐賈に抽收するものがある。税則は榆林府屬に於ては每商一駄、一挑、一背收錢十餘文より數十文に至り、坐賈は上中下三等級に分ち、毎月收錢額を定め、光緒十六年以降酌減し、約從價一分又は二分として居るものがある。而して本省の税章には落地の名目があり、厘章には又入境卸載(貨)の條があり、其坐厘は名は之を坐商に課税すれども、實は之を落地に徴して居る(註五)。

厘金は清末尙兩道に徴したが、宣統三年(一九一二年)改めて之を統捐とし、尙舊法に照して辦理した。但し從前の厘金章程は兩道以外に再び一道を加へ、後又六分の一を酌減し、次いで統捐章程に就いて十分の三を減税し、宣統四年の豫算額は八十九萬九千七百餘元を計上したが、民國元年の收入僅かに二十九萬七千餘元に下り、同二年の豫算額に於ても漸く四十八萬九千餘元に過ぎぬのは、商情沈滞と共に率税低減の結果であつた。同三年七月には産銷稅暫行簡章を制定し、先づ之を皮棉兩種に適用した。凡そ内外商人に賣却するときは其間に區別なく、轉運出省の貨物に對して課税し、本省内の零星購販に係るものに對しては、厘金章程に照して之を徵收し、税則は總て厘金の率に依る。同四年冬統捐稅率を修正して大略從價五分とし、尙奢侈品に對しては從價六分とし、貨物の入境又は發送の時に一次徵税し、後は之を重徵せぬ。税則は服食、估衣、皮貨、毛貨、食用、海菜、菓品、乾菜、雜貨、雜用、木料、藥材、玩器、畜物等十四類に分つて居る(註六)。

其後民國十二年財政廳の報告に依れば厘局は増加し、西安及大荔兩包裹稅又は陝南茶務の外に三十九處に及び其實收額は九十四萬三千元とし外に商稅收入三十萬元及棉捐收入十八萬元を占めた(註七)。

其後十七年一月現在の稅局は稍減退し百厘各局數三十五處の外に西安包裹局、大荔稅局、棉花包捐局、鹽厘局等があつた。(註八)

國民政府賦稅司の調査に依れば民國十六、七年當時本省の百貨に對し從來通り五分とし、徵收は各地何れも委員を派して官辦として居り收入は三十七處を通じ十五年の原有比額は百五十一萬四千元で十六年も大差なく百五十三萬五千元とし十七年上半年期は七十八萬一千元とす。(註九)

次で十八年一月以降稅制整理に着手し、各項稅數比額を定め財政會議に於て議定し、厘稅は七百十一處とし、外に捲烟特稅は先に十二年より設局徵收したが、十三年尙十萬元を出せず、後財政廳の兼辦に移し十八年の比額は漸く十三萬元に達した。河南の辦法に照し稅率を輕減し商販に便し、若し分局を設けざる地方に在ては厘局に併入し兼辦し、沿途來往の車輛に對しては檢査し、偷漏を防ぎ流弊を杜いだ。又烟酒稅は厘金を包み國庫の專款に係り前に比額五十五萬餘元と定めたが、實收は十一年を最多としたが四十四萬餘元に過ぎぬ。十八年に決議した最低限度は三十五萬元とし、烟酒局より烟商に交渉し、或は一、二割を輕減し他面甘肅、寧夏兩省政府に分飭し烟局の繞道避回を防

止せしめたのである(註一〇)。

(註一) 陝西財政説明書

(註二) 同上

(註三) 同上

(註四) 同上

(註五) 同上

(註六) 稅務月刊第一第六號乃至八號

(註七) 民國十四年十月財政整理會編各省區厘金收數表

(註八) 民國十七年四月卅日廣東財政公報第八二期

(註九) 國民政府賦稅司編各省厘金狀況調查統計表

(註一〇) 銀行週報五七九號

第十三款 河北(直隸)省

本省の厘金中天津の抽厘は庚子の亂に依り案卷散逸して其沿革を詳にすることを得ないが、其局
卡吏員の請負中飽等の弊に就いては、光緒十五年頃獨逸人エクスナーの記述に於ても其一端を見る
ことが出来るが如く、他地方と同じく著しきものがあつた(註一)。光緒二十三年(一八九七年)天津、
大名兩處に總局を定め、各分局を設け、厘金を徴し、天津總局及老車站、新車站大沽、南河、陳塘、北塘、
西北河、西北門、東河、海河、芥園等又は大名、龍王廟厘局に在つては民船裝運の雜貨に對し之を抽收

し、稅率は鈔關の二分の一即ち從價一分二厘五毛とした。而して同三十一年(一九〇五年)に至り統
捐制を採用したのである。同年徵收の款は定額なく、經費を除き支應局(後の海防糧餉股)に解交
し、大名厘金徵收の款は支局員の薪水及各項費以外は、大名道に解送した。

天津厘金は百貨厘を大宗とし、茶厘、郵政包裹厘之に次ぎ、天津厘捐局より之を徵收し、大名厘
金も亦百貨厘金を大宗とし、茶糖煙酒正加各厘之に次ぎ、大名龍王廟厘金局より之を徵收し、百貨
厘金の外諸種特殊厘金中には百貨厘金中に併入して處理するものがある。左に財政説明書に依り特
殊厘金を掲ぐ(註二)。

(一) 茶糖厘金 本稅は從前百貨料則に照して抽收し、光緒二十年戶部より籌餉案を奏して二割を加
徴し、同二十八年又奏して五割を増徴し、毎年專案を戶部に報告して支用を俟つこととし、本案に
依り天津厘捐局の糖厘は之を百貨厘金中に併入し、茶厘は大名厘捐局に於て兩項に分ち、一を正厘
とし、舊章に照して東明河工經費に留充し、一を加抽(茶葉百斤に付錢二錢を附加稅とする)とし、
大名道に解交した。

(二) 煙酒厘金 本稅は又百貨料則に照して抽收し、更に光緒二十二年戶部より議奏して四割を加徴
し、同二十六年改めて六割を加徴し、次いで同二十八年更に十三割を加徴し、其後同二十八年の成
案に依り天津厘捐局に於ては之を百貨厘金中に併入し、本局經費に充當する外は支應局(後の海防

練餉局)に解交し、大名厘捐局に於ては大名道より解送し、別に存儲を支用に供することとした。

(三)鐵厘 本税は熟鐵貨厘と生鐵厘金とに分れ、前者は每斛制錢二文、後者は一文とし、鐵商より局を設けて抽收し、毎年認捐一萬兩と定め、獲鹿縣より練餉局に轉解し、練餉、協餉等の款に供した。鐵厘は又鐵税とも稱した。

(四)煤厘 本税は開平、臨城等産出の石炭に對して抽厘し、開平煤厘は開平煤厘局より出礦の煤炭に對して抽收し、每噸八十四文とし、每季銀兩を徵收し、天津厘捐局より支應局に轉解し、臨時煤厘は光緒三十一年二月臨城礦務局よりの奏上に依つて開辦し、開平礦局の章程に照して同じく每噸八十文を徵税した。

(五)郵政包裹厘捐 本税は光緒三十三年の開辦に係り、北京郵政局の代收に歸し、其徵收する銀兩は毎三箇月に該郵局より津海關道に解送し、更に天津厘捐總局を経由し、之を又支應局に解交することとした。

(六)火車貨捐 本税は直豫火車貨捐及北暇琉璃河火車貨捐の二種に分れ、火車裝運貨に對して直隸總督より派員專抽し、其收入は天津厘捐總局に解交し、更に支應局に轉交するものとした。

本税の外に附加税として平餘がある。即ち厘金每百兩に付銀一兩六錢六分を徵した。本局員司の俸給其他各項の經費又は農工商部天津女子公學校翻譯給料銀、員司手當或は現洋補耗等に充當し

た。又天津に於ては清末厘局と同一性質の籌款局を設け、直隸總督の管轄に屬せしめ、特に煙酒及阿片に對して落地税を徵收し、總局の外に直隸省内の諸地に十八處の分局を置き、税率は紹興酒一斤十文、江米酒一斤八文、阿片一擔二十六兩とした(註三)。

革命後本省の厘金は前清時代の舊法を適用したが、收入は減退し、宣統四年度豫算の六十八萬八千餘元が、民國二年には五十一萬一千餘元に下つた。民國二年以來制定の直隸徵收厘捐暫行章程に依れば、一時國稅廳籌備處は財政部に上申して總局を裁撤し、各分局を改組し、全省を十五局とし、厘捐徵收局十二、厘捐稽徵局一、船捐徵收局二を設け、原定厘金稅則に依り、税率は天津は從價一分二厘五毛、大石高黃の兩處は一分とし、免稅品として官用物、軍需品、洋式機械品、通過稅單を有する内外品の外、零星小販の貨物にて稅額銀元二角に及ばぬもの、又は食糧、蔬菜等或は石炭、「セメント」の中既に礦局に於て出井稅厘を收むるものは再徵せぬこととした(註四)。而して煤厘は認捐に改めたもの多く、税率は常關稅と同じく石炭一噸銀一錢二分五厘、「コークス」同銀二錢五分とした。民國九年(一九二〇年)七月從來の徵收局を改めて統稅を徵收し、次で同十一年更に唐山鎮、臨榆縣、獲鹿縣及故城縣所屬の鄭家口に先後新局四處を添設し、均しく經過貨物に對して一次徵收し、其餘の各局は検査に止め許放することとし、稅局は同十二年當時に於て統稅局十七處の外、京直保大貨捐局二處、棉花乾果統稅徵收所、商貨存堂批運處各一處を存し、尙郵寄包裹稅を徵收